

平成25年9月宮崎県定例県議会  
環境農林水産常任委員会会議録  
平成25年9月19日～20日・24日

場 所 第4委員会室



平成25年 9月19日 (木曜日)

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成25年度宮崎県一般会計補正  
予算(第2号)

○議案第2号 平成25年度宮崎県就農支援資金  
特別会計補正予算(第1号)

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
- ・県が出資している法人等の経営状況について  
社団法人宮崎県林業公社

公益財団法人宮崎県環境整備公社

公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター

公益社団法人宮崎県農業振興公社

一般財団法人宮崎県内水面振興センター

公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団

社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会

一般社団法人宮崎県家畜改良事業団

一般社団法人宮崎県酪農公社

一般財団法人宮崎県水産振興協会

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調  
査

○その他報告事項

- ・第七次宮崎県森林・林業長期計画の「平成24  
年度取組の概要」について
- ・宮崎県次世代自動車充電インフラ整備ビジョ  
ンの策定について
- ・宮崎県次世代エネルギーパーク計画の認定に  
ついて
- ・野生鳥獣による農林作物等の平成24年度の被  
害額について
- ・建設工事における指名競争入札の試行状況に  
ついて

・第七次宮崎県農業・農村振興長期計画「平成  
24年度取組の概要」について

・第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画「平  
成24年度取組の概要」について

・宮崎県農業実態調査結果(中間取りまとめ)  
について

・みやざきフードビジネス雇用創出プロジェク  
ト事業について

・野生鳥獣による農林作物等の平成24年度の被  
害額について

・早期水稲の作柄と価格の動向について

・建設工事における指名競争入札の試行状況に  
ついて

出席委員(8人)

委 員 長	山 下 博 三
副 委 員 長	有 岡 浩 一
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	蓬 原 正 三
委 員	横 田 照 夫
委 員	岩 下 斌 彦
委 員	高 橋 透
委 員	前屋敷 恵 美

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 長 堀 野 誠

環 境 森 林 部 次 長 金 丸 政 保  
( 総 括 )

環 境 森 林 部 次 長 楠 原 謙 一  
( 技 術 担 当 )

部 参 事 兼 川 野 美 奈 子  
環 境 森 林 課 長

みやざきの森林 づくり推進室長	那 須 幸 義
環 境 管 理 課 長	上 山 伸 二
循環社会推進課長	神 菊 憲 一
自 然 環 境 課 長	佐 藤 浩 一
森 林 経 営 課 長	水 垂 信 一
山村・木材振興課長	河 野 憲 二
みやざきスギ 活用推進室長	石 田 良 行
林 業 技 術 センター所長	森 房 光
木 材 利 用 技 術 センター所長	飯 村 豊
工 事 検 査 監	西 山 悟

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	佐 藤 亮 子
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

○山下委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○堀野環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。本日はよろしくお願いたします。

それでは、お手元に配付しております「環境農林水産常任委員会資料」の表紙をごらんいただきたいと思ひます。

本日の説明事項は、予算議案が1件、報告事項が3件、その他報告事項が表紙に記載のあるものが4件、別資料としてお配りしたものが1件の計5件でございます。

まず、Ⅰの予算議案の議案第1号「平成25年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」であります。これにつきましては後ほど御説明いたします。

次に、Ⅱの報告事項につきましては、「地方自治法」及び「宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例」に基づきまして、県が出資している法人等の経営状況について、御報告するものであります。

当部所管の法人としましては、「社団法人宮崎県林業公社」、「公益財団法人宮崎県環境整備公社」、「公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター」の3法人であります。

次に、Ⅲのその他報告事項は、第七次宮崎県森林・林業長期計画の平成24年度取り組みの概要についてや、別資料でお配りしました宮崎県次世代エネルギーパークの認定についてなど、5項目を御報告いたします。

それでは、1ページをお開きください。

この表は、歳出予算を課別に集計したものでございます。

今回の補正予算につきましては、一般会計で表の中ほど、補正額Bの列の「小計」の欄にご

ございますように、民間企業からの寄附に伴いまして、80万円の増額をお願いしております。

補正後の一般会計予算額は、補正後の額のCの列の「小計」にございますとおり、303億5,787万7,000円となります。

この結果、補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして、同じくCの列の一番下、「合計」の欄にありますとおり、308億8,373万9,000円となります。

私からの説明は以上であります。各説明事項の詳細につきましては、それぞれ担当課長・室長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○川野環境森林課長 環境森林課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の冊子、「平成25年度 9月補正歳出予算説明資料」の環境森林課のところをお願いいたします。45ページになります。

上から2段目の一般会計の補正額であります。左側の補正額欄にありますように、80万円の増額補正をお願いしておりますところでございます。

この結果、補正後の予算額は、右から3つ目の欄になりますが、一般会計が41億2,434万8,000円となり、特別会計を含めました補正後の額は、その上の欄になりますが、43億9,504万7,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。

47ページをお開きください。今回の補正は、上から5段目の(事項)森林づくり応援団活動支援事業費の80万円の増額補正をお願いするものでございます。

これは、説明欄の1の(1)森林づくり資材提供事業におきまして、森林づくりに役立てて

ほしいという民間企業からの寄附を受け入れ、これをボランティア団体等が行う森林づくり活動の植樹、苗木代として活用するものでございます。

説明は以上でございます。

○山下委員長 執行部の説明が終了をいたしました。議案等についての質疑はありませんか。

○蓬原委員 せっかくですから。企業名はどこなんですか、悪い話じゃないと思うんですけど。

○那須みやざきの森林づくり推進室長 これは宮崎市内で観光事業を営んでおられる会社様で、江坂設備工業株式会社様でございます。

○蓬原委員 それはことしだけですか。

○那須みやざきの森林づくり推進室長 これは平成16年からいただいております。例年、この時期に補正予算をお願いしております。

○蓬原委員 通算になるとどれぐらいになるんですかね。25年ですね。

○那須みやざきの森林づくり推進室長 平成16年からこれまで通算しますと、ことしの80万円を加えますと、370万円ほど御寄附をいただいております。

○蓬原委員 わかりました。

○山下委員長 いいですか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

○那須みやざきの森林づくり推進室長 それでは、常任委員会資料の2ページをお開きください。

IIの報告事項の1、社団法人宮崎県林業公社についてであります。

地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出

資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づく、県出資法人等の経営状況等について御報告いたします。

林業公社は(1)にありますように、昭和42年に造林、育林等の森林・林業に関する事業や緑化に関する事業を行い、県土保全や森林資源の培養、地域経済の振興に寄与することなどを目的に成立され、(2)にありますように、県や県北12市町村、森林組合など19団体が社員となっております。

概要は記載のとおりであります。説明は白い冊子の「平成25年9月定例県議会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)」でさせていただきます。その43ページをお開きください。

まず、平成24年度の事業報告書についてであります。1の「事業概要」をごらんください。

林業公社は、平成19年策定の経営方針及び平成24年度に改訂した第3期経営計画に基づき、計画的な主伐や利用間伐など、(1)から(7)などの業務に取り組んでおります。

次に、44ページをお開きください。24年度は、2の事業実績にありますように、間伐などの保育事業や作業路開設などの造林施設事業等に取り組み、分収林の適正管理や収入の確保、あるいは公社の分収林以外の森林整備にも取り組んだところであります。

次に、経営状況等についてであります。同じ報告書の中の171ページをお開きいただきたいと思います。これは、平成25年度宮崎県出資法人等経営評価報告書であります。

まず、林業公社の概要ですが、上から4行目の総出資額は1,350万円で、このうち県出資額が500万円、全体の37.0%であります。

次に、その下の枠の県関与の状況であります。

人的支援では、右側の平成25年度の欄、4月1日現在をごらんください。合計15名の役員のうち、常勤役員が1名です。これは右側一列飛んで県退職者の欄で1名、そして非常勤役員では、14名のうち県職員2名及び県退職者2名が就任しているほか、2名の県職員を派遣しております。また、下の財政支出等は、24年度は、森林整備等に関する補助金として1億9,977万円余の支出のほか、公社への無利子貸付を行い、右の県借入金残高のように、24年度末現在、県からの借入金残高は233億6,224万円余、その下の県の損失補償契約に基づく債務残高が106億1,591万円余となっております。また、派遣している2名の県職員の人件費1,204万円の支出を行っております。なお、下の主な県財政支出の内容の①林業公社貸付金では、平成24年度の県貸付金は12億4,927万円となっております。

次に、実施事業であります。林業公社は、分収林事業や植栽未済地を解消するため、森林所有者から施業を受託して再造林等を行う森林施業受託事業等を実施しております。

その下の活動指標であります。林業公社におきましては、毎年度の伐採量の平準化を行い、経営の安定化を図るため、「長伐期施業転換面積」を活動指標として、分収林契約の契約延長を進めております。平成24年度は、240ヘクタールの目標に対し、258ヘクタールの変更契約を締結しており、達成度は107.5%となっております。

次に、172ページをお開きください。財務状況であります。表の左側は正味財産増減計算書であります。右へ3列目、平成24年度欄をごらんください。2行目の経常収益は9億520万円余、その下の経常費用は13億4,747万円余となっており、当期経常増減額はマイナス4億4,226万円余となっております。これは、24年度に売り払い

を行った分収林において、過去に投下した経費に見合った収入が得られなかったことなどによるものであります。これに、中ほどの当期経常外増減額——これは間伐材や支障木等の後年度に確定した分の収益などですが——これを加えた当期一般正味財産増減額は、マイナス4億4,011万円余となっており、一般正味財産期首残高がマイナス33億3,837万円余でありますので、正味財産期末残高はマイナス37億7,848万円余となっております。

次に、表の右側、貸借対照表の平成24年度欄をごらんください。流動資産と固定資産を合わせた資産の合計は、347億7,033万円余となり、このうち約341億円が、造林から育林に係る、これまでの投下経費の累積である森林勘定であります。

次に、下の流動負債と固定負債を合わせた負債の合計は、385億4,882万円余となり、このうち約340億円が、県及び金融機関からの長期借入金であります。なお、資産から負債を引いた正味財産は、マイナス37億7,848万円余となっております。

次に、財務指標をごらんください。林業公社においては、財務指標として①の年度末資金残高、②の主間伐等の収入、③の償還利息額の3つを指標としております。改訂計画では、年度末資金残高を1億5,000万円確保する計画でありましたが、24年度は2億1,400万円余となり、ほかの2つにつきましても、目標値を達成したところであります。

次に、直近の県監査の状況についてであります。昨年度の監査においては、「経営計画に基づいて経営改善に積極的に取り組んでいるが、大幅な債務超過となっており、額も前年度より増加している。引き続き経営改善に向けた一層の

努力が望まれる」との要望があったところであります。県では、公社と一体となって経営改善の着実な実行に努めておりますが、今後とも、一層の経営改善が図られるよう、厳しい目を持って指導・監督を行っていくことにしております。

次に、下の総合評価をごらんください。これまでの状況を踏まえた県の評価であります。主伐等の財産収入で、それまでの森林造成に要した経費を賄うほどの収入は確保できていない状況にあり、今後とも、さらなる経営改善に努めていく必要があります。なお、昨年度は木材価格が大きく下落いたしました。財務指標で御説明いたしましたように、第3期経営計画に基づき経営改善等に取り組んだ結果、改訂計画の目標を上回る収益を確保することができたところであります。

続きまして、25年度の事業計画について御説明いたします。恐れ入ります。報告書の50ページをお開きください。

1の基本方針及び次のページの事業計画のとおり、林業公社では、経営方針や第3期経営計画（改訂計画）に基づき、計画的な主伐、間伐の実施や保育、路網の整備などを行うとともに、市町村と連携して、森林所有者から施業を受託し、植栽未済地の抑制・解消を図ることとしております。

次に、52ページをお開きください。3の収支予算書であります。まず、Ⅰの事業活動収支の部は、表の中の事業活動収支差額にありますように、マイナス2,850万円であります。次に、Ⅱの投資活動収支の部は、下の投資活動収支差額にありますように、85万1,000円のマイナスであります。また、Ⅲの財務活動収支の部は、下から4行目の財務活動収支差額にありますように、2,935万1,000円のプラスとなっております。こ

の結果、当期収支差額はゼロとなり、次期繰越収支差額は、当初予算においては1億9,851万9,000円となっているところでございます。

説明は以上でございます。

○神菊循環社会推進課長 続きまして、委員会資料の3ページをお開きください。

公益財団法人宮崎県環境整備公社について御報告いたします。環境整備公社は、エコクリーンプラザみやぎきの運営を通して、設立の目的にありますように、産業廃棄物や一般廃棄物の処理等の事業を行うことにより、本県のすぐれた自然環境や県民の生活環境の保全等に取り組んでいるところでございます。

組織につきましては、役員は16名で、副理事長及び理事は、県環境森林部長と県央地区の10市町村の長で構成されております。また、職員は総務課など3つの課で13名でございます。

次に、出資の状況につきましては1億110万円で、そのうち県は45.6%に当たります4,610万円を出損しております。なお、公社は、特記事項にありますように、廃棄物処理法に基づき、公共関与による産業廃棄物処理及び一般廃棄物処理を行う「廃棄物処理センター」として、平成12年12月に厚生大臣の指定を受け、さらに市町村からの建設委託を受けまして、廃棄物処理施設「エコクリーンプラザみやぎ」を整備し、平成17年11月から供用を開始しております。

それでは、地方自治法及び県の条例に基づき、公社の経営状況等について御報告いたします。

「平成25年9月定例県議会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）」の53ページをお開きください。

まず、平成24年度の事業報告書について御説明いたします。

1の事業概要でございます。日常の廃棄物の

円滑かつ適正な処理については、県央地域10市町村の一般廃棄物及び産業廃棄物の搬入された廃棄物について、円滑かつ適正に処理を行いました。なお、平成25年3月12日に発生しました灰溶融施設における爆発事故に伴い、現在は焼却灰の溶融を停止しております。

次に、諸課題の解決についてであります。安心・安全・安定したシステムの運用につきましては、平成23年度に浸出水調整池の補強工事及び浸出水処理水対策としての下水道放流施設整備工事が完了し、安定した稼働を行っております。灰溶融施設における爆発事故につきましては、現在、メーカーや運営受託会社等と原因究明を行っているところでございます。原因のさらなる解明と責任の所在の明確化につきましては、平成22年4月に提起した損害賠償請求訴訟について、平成24年度は弁論準備手続が6回開催され、準備書面及び書証等により公社の主張を陳述し、争点整理が行われたところでございます。

次に、新公益法人制度への移行については、平成25年3月25日に、県の公益財団法人の認定を受け、4月1日に移行したところであります。

次に、54ページをお開きください。

2の事業実績につきましては、表に記載しておりますように、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理を行うとともに、環境学習啓発や温浴施設の管理運営を行ったところであります。

次に、経営状況等の詳細につきまして御説明いたします。出資法人等経営評価報告書により御説明いたしますので、169ページをお開きください。

まず、上段の表、左端に「概要」と記載された表につきましては、先ほどの委員会資料の説明等と重なりますので、割愛させていただきます。



す。次に、中ほどの表、左端に「県関与の状況」と記載された表をごらんください。

まず、人的支援の状況であります。表の右側、平成25年度（4月1日現在）をごらんください。一番上の行が役員数ですが、役員数は計16名で、そのうち県職員が1名、県退職者が3名となっており、常勤、非常勤の内訳は下の2行のとおりでございます。その下の行が職員数になりますが、職員数は13名で、そのうち県職員が4名、県退職者が1名でございます。

次に、人的支援の下、財政支出等をごらんください。平成24年度の県委託料1,250万円につきましては、その下、左端に「主な県財政支出の内容」と記載された表の②にありますエコクリーンプラザみやざきを活用した環境学習啓発事業の委託であります。また、県補助金8,000万円につきましては、同じく下の①、宮崎県環境整備公社運営費補助金でございます。また、右の欄にまいりまして、県借入金残高7,149万9,000円につきましては、施設整備時に貸し付けた1億7,872万5,000円の残高でございまして、その下の県の債務保証契約等に基づく債務残高10億9,360万円につきましては、同じく施設整備時に金融機関から借り入れた、20億9,000万円の損失補償の債務残高でございます。このほか、「その他の県からの支援等」の欄にありますように、浸出水調整池の補強工事などの費用や運営資金の貸し付けを行っているところであります。

次に、ページの一番下の表をごらんください。公社では、「実施事業」の欄にあります4つの事業を行っております。

また、その下の活動指標をごらんください。2つの活動指標を掲げております。産業廃棄物搬入量につきましては、目標値4,500トンに対し実績値は4,986トン、達成率は110.8%でありま

す。また、施設見学者数につきましては、目標値1万人に対し実績値は1万2,445人、達成率124.5%となっております。

次に、170ページをお開きください。

上段の表でございます。左端に「財務状況」と記載された表をごらんください。表の左側半分は正味財産増減計算書、右側半分は貸借対照表を記載しております。まず、左側の正味財産増減計算書の平成24年度のところをごらんください。1行目の経常収益は、市町村からの運転委託料や産業廃棄物処理料金収入などでございますが、27億7,362万4,000円、経常費用——これは施設の運転経費や管理費などでございますが——29億7,567万円となっておりますので、その下の当期経常増減額及び中ほどの当期一般正味財産増減額は、2億204万6,000円の減となっております。また、表の下から4行目になりますが、当期指定正味財産増減額は、宮崎市が実施する周辺環境整備事業に対する補助金の支出によりまして、6,507万8,000円の減となっております。この結果、一番下の行にありますように、平成24年度末の正味財産期末残高は9億1,119万1,000円であります。

次に、右側の表、貸借対照表の平成24年度のところをごらんください。

まず、1行目の資産は55億7,164万円となっており、その内訳は、その下の流動資産——これは現金預金や未収金などがございます——10億2,735万円、また、その下の固定資産——これは土地や建物、機械装置などがございますが——45億4,429万円となっております。

次に、その下の負債は46億6,044万9,000円となっており、その内訳は、その下にあります流動負債、これは未払い金や銀行からの短期借入金などがございますが、30億5,243万8,000円、

また、その下の固定負債、これは銀行からの長期借入金などがございますが、16億801万1,000円となっております。

次に、表の中ほどの正味財産でございます。これは資産から負債を差し引いた9億1,119万1,000円となっており、その内訳は、その下の指定正味財産、これは基本財産と周辺環境整備積立金でございますが、4億6,942万9,000円、また、その下の一般正味財産、これは指定正味財産を除く正味財産のことでございますが、4億4,176万2,000円となっております。

次に、財務状況の下、左端に「財務指標」と記載された表をごらんください。財務指標を3つ掲げております。まず、自己収入比率は、目標値3.6%に対し実績値4.2%、達成率は116.7%であります。次に、人件費比率は、目標値4.8%に対し実績値3.8%、達成率は120.8%となりました。また、自主事業比率は、目標値3.4%に対し実績値3.9%、達成率は114.7%となっております。なお、算式に記載されている自己収益には、売電収益や有価物収入等が該当し、自主事業収益には、産廃処理収入が該当するものでございます。

次に、中ほどの表、左端に「直近の県監査の状況」と記載された表をごらんください。昨年9月に事務局、10月に委員による監査がありまして、予算執行伺い書や契約書の内容について留意等を要する事項等の指摘がございましたが、これらにつきましては、既に改善がなされているところであります。

さらに、下段の表、左端に「総合評価」と記載された表をごらんください。表の右側上段に記載しております県の評価であります。まず、一般廃棄物処理事業や温浴施設管理運営事業、環境学習啓発事業については、順調に実施でき

ております。産業廃棄物処理事業については、平成24年度は、営業の強化等により増収となったものの、県からの貸付金は年々増加しておりますので、収支改善に向け、さらなる収入の確保と経費削減に取り組む必要があり、財務内容の評価は厳しい評価(D)としております。また、本年2月議会において、県は平成32年をもって公共関与を終了する方針を表明したところでありますが、今後、参画自治体の理解が得られるよう協議を行っていくこととしております。また、これとあわせて、運営体制の見直しに向けた検討を行う必要があると考えております。なお、公社におきましては、灰溶融炉爆発事故の原因究明を速やかに行い、復旧に向けて、今後も全力で取り組んでいく必要があると考えております。

続きまして、恐れ入りますが、報告書の59ページにお戻りください。

平成25年度の事業計画について御説明いたします。

1の事業概要についてであります。廃棄物の円滑かつ適正な処理、安心・安全・安定したシステムの運用、業者への損害賠償請求訴訟に取り組んでいくこととしております。

次に60ページをお開きください。2の事業計画についてであります。本年度も、一般廃棄物や産業廃棄物の処理を円滑かつ適正に行うとともに、環境学習啓発事業や温浴施設の管理運営を行うこととしております。

61ページをごらんください。3の収支予算書についてであります。

まず、Iの一般正味財産増減の部でございますが、(1)の経常収益の事業収益として、産業廃棄物処理料金収入1億500万円、その下の受取補助金等として県補助金8,000万円、市町村運転受

託金として27億8,943万1,000円など、計31億2,644万5,000円を計上しております。

次に、(2)の経常費用につきましては、事業費が32億5,109万8,284円であります。そのうち金額の大きいものとしては、減価償却費が2億2,389万7,500円、光熱水費が1億9,382万5,600円、運転受託業者への委託費が24億8,461万円です。

次の62ページが一番上にあります管理費でございます。3,406万2,716円でありまして、経常費用の計としては、表の中ほどになりますが、32億8,516万1,000円となります。ページ中ほどからその下に記載があります、当期経常増減額及び当期一般正味財産増減額につきましては、経常収益から経常費用を差し引きまして、1億5,871万6,000円の減となります。

Ⅱの「指定正味財産増減の部」につきましては、特定資産である周辺環境整備積立金から、宮崎市が実施する事業への補助額を計上したものであります。以上から、一般正味財産と指定正味財産を合わせた正味財産期末残高については、一番下のⅢに記載のとおり、8億1,661万8,586円を計上しております。

宮崎県環境整備公社についての説明は以上でございます。

**○河野山村・木材振興課長** 山村・木材振興課でございます。

委員会資料の4ページをお開きください。

公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターにつきまして、宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例に基づき、経営状況等について御報告させていただきます。

当センターにつきましては、(1)の設立の目的にありますように、高性能林業機械の共同利用や林業事業体の雇用管理等の改善、また、新

たに林業に就業しようとする者への就業支援など、低コスト林業の促進や林業労働力の確保を目的といたしまして、平成7年に設立をされております。会員は、(2)にありますように、宮崎県と宮崎県森林組合連合会、宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会の3団体により構成されております。(3)の組織につきましては、役員が8名、職員が1名です。

出資の状況は、(4)にありますように、総額が900万円となっておりまして、このうち県が400万円を出損しており、その比率は44.4%です。(5)の特記事項にありますように、当センターは、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づきまして、「林業労働力確保支援センター」として、知事の指定を受けております。なお、当センターが行っております林業就業の相談指導や高性能林業機械の共同利用などの事業は、この法律に基づいた業務であります。

経営状況の詳細につきましては、「9月定例県議会の報告書」のほうで説明をさせていただきます。それでは、報告書の173ページをお開きください。

一番上の枠の概要につきましては、先ほどの説明と重複しますので、省略をさせていただきます。

その下の枠、県関与の状況ですが、人的支援といたしましては、枠の右上の平成25年度4月現在にありますように、役員数は8名で、このうち県職員が副理事長と常勤の専務理事の2名、県退職者は非常勤の理事長1名となっております。

その下の財政支出等につきましては、平成24年度の欄をごらんください。委託料として889万5,000円、補助金として2,344万5,000円を支出しており、その内容といたしましては、その下

の枠にあります「主な県財政支出の内容」にありますように、①の事業は、事業体に貸し付けを行う高性能林業機械の導入を行うもので、②の事業は素材生産に必要な講習等への参加経費の助成を行うものであります。また、③の事業は、林業への新規就業を希望する人たちへの相談指導を行うもの、また、⑤は、就業相談会の開催を行うものでございます。

その下の枠の実施事業につきましては、①の林業にかかわる相談・指導業務から、⑥の林業機械の共同利用事業まで、6つの事業を実施いたしております。

その下の活動指標といたしましては、①の相談件数及び職業講習会、研修会等参加者数を上げておりまして、目標値700人に対して、平成24年度は782人です。次に、②の共同利用機械実働平均稼働月数を上げておりますが、目標値6カ月に対して、24年度の実績は6.2カ月となったところであり、いずれの指標も目標を達成いたしております。その下の指標設定に関する留意事項ですが、①の相談件数及び職業講習会、研修会等の参加者数については、就業者を雇用する事業体への指導強化の指標として設定をいたしております。また、②の共同利用機械平均稼働月数につきましては、採算性を確保する観点から、経営上、必要な稼働月数を目標として設定いたしております。

次に、1枚めくっていただきまして、174ページをお開きください。

財務状況についてであります。左半分が正味財産増減計算書で、右側が貸借対照表となっております。

まず、左側の正味財産増減計算書の24年度の欄を縦にごらんください。2行目の経常収益は1億1,231万3,000円、その下の経常費用は1

億896万4,000円となっております、その下の当期経常増減額が334万9,000円となっております。次に、中ほどにあります、法人税・住民税及び事業税として2万1,000円を計上しております。昨年度と比較して大きく増減いたしております。これは平成24年度から公益社団法人に移行したことによりまして、法人税が非課税となったためであります。このため、その下の行にあります当期一般正味財産増減額は、当期経常増減額から税額を差し引きました332万8,000円となっております。この結果、財務状況の一番下、正味財産期末残高は9,927万9,000円となっております。

次に、右側の貸借対照表の24年度の状況でございます。上から2段目の資産につきましては、その下の流動資産と固定資産を合わせまして、一番右端になりますが、1億661万5,000円であり、その3つ下の負債につきましては、流動負債、固定負債合わせまして733万6,000円となっております。その3つ下になりますが、資産から負債を差し引きました正味財産は、9,927万9,000円となっております。

その下の枠に移りまして、左側の財務指標につきましては、①に自己収入比率を上げておりますが、右のほうをごらんください。平成24年度の欄でございます。目標50%に対しまして、実績値が49.4%となっております。これは、高性能林業機械の導入に際しまして、補助金を受け入れたことによりまして、全収入に対する自己収益と自主事業収益の比率が低下したことによるものでございます。

最後に、一番下の枠の総合評価でございますが、右側の県の評価をごらんください。主なものを上げますと、1段落目に書いておりますが、平成22年度を初年度とする経営計画が、おおむ

ね目標を達成しております。また、4段落目になります。財務関係では、県からの補助金、委託料が減っておりまして、県の関与が低くなってきており、自立性が高まってきております。また、一番下の段落ですが、設定した活動指標、2つとも目標値を上回っておりますが、財務指標のほうが、わずかに目標に届きませんでしたので、引き続き自主事業の収益向上の取り組みを強化して、目標達成に努める必要があると考えております。

説明は以上でございます。

**○山下委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項についての質疑を賜りたいと思います。何かありませんか。

**○緒嶋委員** 林業公社ですけれども、これはいつも課題になって、一番、環境森林部が頭の痛い立場にあることは間違いないわけですが。長伐期にして、このような形でするずるいく形の中で、全てのものが将来的に長伐期ということで作られておるわけだけど、めどはつくのか。平成70～80年には何とか大丈夫ですよという目標を立てておられて、そのとき、おる人は誰もいないわけですね。そういう中で、将来的な展望というのを十分それは——公社に勤務しておる人も大変なわけですが、このままずるずるいき、県の財政的な立場から考えても、好転するというような将来的な展望というのは、今の段階で自信を持って言えますか。

**○那須みやぎきの森林づくり推進室長** 林業公社については、一昨年、平成23年度に御審議いただいたところでございますけれども、その際、公社を存続させて事業をやっていくということが、県の財政上も一番有利であり、あと広域的機能の発揮にも貢献するというので、存続を

決定させていただいたところでございます。

木材価格については、非常に不安定な要素でありまして、木材価格が一番のキーとなると思っておりますけれども、一説、数年前試算したところによりますと、立木価格が1,000円上がると55億円の公社のメリットがあるというふうな、スケールメリットもございますので、市場の動向等見ながら、厳しく公社の経営改善に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○緒嶋委員** 正味財産期末残高等でも、だんだんマイナスが大きくなってくるわけです。こういう中で、木材価格が、平均がまだ1万円しないわけですね。そういう中で、1万2,000～1万3,000円すれば、何とか伐採すれば収益が上がるというようなことを言われるけど、当面、これは金融機関の償還、あるいは県の持ち出し等が多くなる中で、本当に——これはほかの県もいろいろ考えて、もう公社を廃止して県有のほうにしたりとか、いろいろな手法でやられているようですが、やはり今のところは、これにくよりほか仕方がないということかなというふうに思いますけれども。やはり、逆にもう、かなりある程度上がったと思切って伐採することで、全体の今のヘクタールからいえば——この全体、契約している面積はどれだけになるわけですかね。

**○那須みやぎきの森林づくり推進室長** 今、公社のほうで1万200ヘクタールほどございます。

**○緒嶋委員** 伐採した後はもう公社造林ではなくて、その地主が自主的な管理というか、そういう形に持っていきよるわけですかね。

**○那須みやぎきの森林づくり推進室長** はい、伐採の後は所有者の方に引き渡して、造林をしていただくということになります。森林組合

等について、その後の伐採についても御協力いただくというようなあっせん等は、続けております。

**○緒嶋委員** これは県がいろいろな知恵を出されて、間伐やらの補助金とか何かで大分カバーしておられるわけですが、その形が、今後ともずっと続くのかなという気がするわけですが、そのあたりの見通しはどうか。

**○那須みやざきの森林づくり推進室長** 公社で84%ほど長伐期施業というふうに転換して、間伐を繰り返しながら主伐を行うという作業をやっております、この主伐につきましても、長期的な資源の平準化ということで、計画的な伐採作業をやっております。

**○緒嶋委員** それと、市町村有林を公社造林で、公社の植林でやられておるが、契約は個人と市町村の場合は変えたわけですかね、これは。

**○那須みやざきの森林づくり推進室長** 市町村有林につきましては、分収割合を9対1ということでやっております。

**○緒嶋委員** 個人の場合が。

**○那須みやざきの森林づくり推進室長** 個人の場合は6対4で、公社が6、所有者が4というふうな比率でございます。

**○緒嶋委員** この率が、やはりちょっと一番経営に——これは契約ですから、それを9対1というのは、これはなかなか容易なことじゃないし、それは了解は得られんと思うんですが、そのあたりをこの経営状況から見て、個人に対して何らかのアプローチはされたことはあるわけですか。

**○那須みやざきの森林づくり推進室長** 平成16年から主に主伐をやっております、既に分収金を配当しているという所有者の方もございましたものから、一律、こういう個人の方の

分収割合の引き下げというような交渉は、なかなか難しいところがございますけども、施業内容で、これから、例えば帯状伐採というところにつきましても、メリットがある作業もございますので、そういうことについては、個人所有者の方についても、交渉を続けていく余地があるかと思っております。

**○緒嶋委員** 経営的にも安定しているという形であれば何もする必要はないけど、こういう状況を理解してもらおう努力を最大限やって、なかなか難しいと思うんですが、やっぱり経営的に成り立たなけりゃ、これはもういつまでたっても、この状態は続くし、長伐期そのものが、木材の価格が本当に上がればいいですけど、本当は45年ぐらいで1回、90年に2回切ったほうが、経営的には採算合うわけですね。倍になったからって材価が倍になるわけじゃないし、今度は集材のコストとかいろいろなその用途の問題、その利用価値とかにしたら長伐期が本当がいいのかどうか、場所の問題もあります。やはり林道とかの関係もあるし、集材に困難性を来す場合もあるわけですね、長伐期の場合は。そう考えた場合に、本当に長伐期だけが、私はいいとは思わないわけです。今の形を見直されたということできておられるけど、台風災害等では、長伐期の木のほど管理がよくないと、倒木する可能性も強いわけですね。災害のおそれもある。

そういうことを考えた場合に、このままの形ですつといかれるよりも、かえって、もう思い切ってある程度は、ちょっとでも材価が上がったら——民間の材価に影響するというのは、いろいろこれは国有林でもですが、そういうこともあるかと思うんですが、やっぱり何が何でもこの負債を減らしていくという努力が一

番——先送りだけじゃなくて、その視点をかなり強く持ち出したほうが、私はいんじゃないかなという気がするんですが。負債額が減る方法というのは、もうなかなかこれはないんじゃないかと思うし、金利は払わなきゃいかんですから、金利が安くなったって。

もう農林中金やらの金利は低金利に持っていく努力は、最大限されておるわけですかね。

**○那須みやざきの森林づくり推進室長** 昨年度、日本政策金融公庫さん、それから市中銀行さんと利率の交渉を行いまして、例えば宮崎銀行さんには応じていただきまして、2.2%程度のやつを1.1%とかいうふうに引き下げていただきまして、当初、1,000万円ほどの利率の削減ということを目標にしておりましたけれども、上回る1,900万円ほどの利率の軽減というところまでできたというふうに思っております。

**○緒嶋委員** 今のところ、公社として経営改善の決め手になるものが何かあるわけですかね、今後の課題として。長伐期以外にはないということですか。

**○那須みやざきの森林づくり推進室長** 先ほど委員の御指摘にもありましたように、土地の条件がそれぞれ異なりますので、なかなか一概に長伐期というところが当てはまるか否かというのは問題がございますけれども、契約もございまずので、所有者の方の意向も尊重しながら進めていきたいと思っております。

長伐期施業につきましては、伐期の平準化というところで一番大きな柱となっております、例えば経営状況につきまして、借入金につきましては、平成37年——今からあと12~13年後ですけれども——に県の借入金、それから償還金の額が逆転するというところで、事業を続けていくなから、県にもお返ししながら、その37年以

降は、県にお返しするほうが多くなるんですけども、そういうことで、地道に経営改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○緒嶋委員** この県の評価で、経営改善で目標の収益を上回ったと言っても、実際的には、形の上では上がったけど、やはり正味財産も含めてマイナスはふえておるわけですよ。その目標としては、収益を目標よりも上げたというのは、自己満足でしかないと思っておりますけれども、こういう県の評価は、それでいいですかね、こういう評価で。

**○那須みやざきの森林づくり推進室長** 造成費用は、当初、借入金でやっておりますので、現在の木材価格からすると、その過去の借入金額を伐採の収入で返せない。今、そのような状況で、正味財産がマイナスが出てきているところなんですけれども、昨年度とことしにつきましては、経営改善に努めたというところで、先ほど財務状況の中ほどで説明いたしましたけれども、1億円ほど減額幅が小さくなっているということもございますので、こういうことを続けて、地道に努力をしてまいりたいということを考えております。

資金残高の目標値につきましても、当初1億5,000万としておりますが、そういうふうなことで、2億1,000万ほどの年度末資金残高も確保できたということで、手応えは感じているところでございます。

**○緒嶋委員** 県の財政、全体的に一般会計の財政状況を見ると、この林業公社が県の財政そのものの足も引っ張っているというふうにも、見ることはできるわけですね、いろいろな意味で見れば。やっぱり、将来的には、県の責任は当然伴うわけで。

だから、本当に実態をわきまえて——職員の

方は3年交代か何かで、どんどん異動されたりするから、3年間ここで頑張っておれば、次の人がまた頑張ればいいんだというような、あれもあるかなという気もせんでもないわけですけど。

例えば、かつて木材が3万円を越す時代は、これでうまくいっていたんですけど、今は1万円で、3分の1以下にもなっておるという中では、もうこの最初の設計どおりいかんようになったわけだから、これはやはり——大分なんかは公社をもう解消したと思うんですが、そこ辺の実態はどうですかね、大分県。

**○那須みやざきの森林づくり推進室長** 大分県では、たしか平成19年に公社を解散して、県営林化しているというふうに聞いておりますが、大分県は本県と違って、主伐が始まっていなかった。その時点では、まださらに造成の費用が要するというので、もう整理をしたというふうに伺っております。本県とは若干、事情が異なるものかとは思っております。

**○金丸環境森林部次長(総括)** 緒嶋委員が御懸念のとおり、これは環境森林部、県全体にとっても、非常に大きな問題というふうに捉えております。そういう中で、一昨年、23年度に、この常任委員会において、1年間通しまして、大変厳しい御指摘も受けながら、第3期経営計画の改訂計画をつくったところでございます。この常任委員会の一番最後には、知事も出席いたしまして、公社と一体となって県は努力をしていくというような、お約束もしているところでございます。

今、室長からも説明しておりますとおり、24年度が終わりまして、幸い24年度は計画どおりというか計画を上回った成果を上げていると。また25年度については、まだ半年という段階で、

まだ資料は提出しておりませんが、内部の分析によりますと、計画を達成できる見込みではないかというような状況もあります。

緒嶋委員からもお話がありましたように、非常に長期的な課題でございますけれども、当面は、平成29年度までの改善計画をつくっておりますので、この達成に向けて、県を挙げて、公社と一体となって、何とか計画の達成に向けて、努力をしてまいりたいというふうに考えております。

**○緒嶋委員** これは当然、今どうせよということとは、なかなか我々も言えないわけですがけれども、極端に言えば、もう材価が上がるのを期待するよりほかはないと。そういう中ではあるけれども、やはり、間伐補助金とか、いろいろ公的な国の補助金なんかをうまく活用しながら——この正味財産の期末残高が、どんどんマイナスが大きくなるような形が続くのじゃないかなという懸念をしておるので、そのあたりがどこで正味財産が逆にプラスになってくれば、まああれだけ、そこ辺が、どの時点でどうなるのかなという気がするもんだから。

やっぱり、我々も議会でも責任があると思うんですね。これをこのまま認めていいのかというと、議会が認めたからこうなりましたって言われても、ある意味では我々も責任が伴うことでもあるわけですので、やっぱり慎重に。これは行政の皆さんが一番、一次的な責任があるわけですが、我々もこれを認めたということであれば、我々にも責任が当然伴うというふうに、我々も理解しなきゃいかんのかなと、連帯責任みたいなもの。

そういうことを考えると、やはりできるだけこの経営が、健全なものになっていかないと。これはどうにもならないということであるので、



やはり最大限、これは努力をしていかんと。数字的なことを一々言っても始まんというの、総体的にどうするかという根本的な方針が、一応、計画は立てられたけど、本当にそのとおりにいくのかどうかというのが、我々もちょっと懸念があるもんだから。

**○高橋委員** 林業公社、引き続き御質疑申し上げます。私が詳しくこの経営改善計画とかを熟知してないから、違った言い方をするのもかもしれませんが、緒嶋委員もおっしゃったように、「目標を上回る収益を確保できた」というところで、なるほどと思うんですが、しかし、いわゆる期末残高はマイナスが膨れ上がっていますよね。

だから、経営改善計画が何か問題があるのか、ちょっと私も疑問を抱いたもんですから。いわゆる「24年度は目標を上回る収益を確保できた」ということで評価されていますよね。でも、期末残高はマイナスが膨れ上がっているということは、どういうふうに理解したらいいんでしょうか。

**○那須みやぎきの森林づくり推進室長** これは23年度に第3期経営計画の改訂計画というのを立てさせていただきまして、平成24年度から29年度までの収支を改善するという計画でございまして、その単年度、単年度の収支を年度末資金残高が1億5,000万円となるように計画するというふうなことで、立てた計画でございまして、それに対して、24年度は2億1,000万円の実績ということになったというところでございまして。

**○高橋委員** その今の数字は、1億5,000万が2億1,000万だから黒になっているみたい、改善されているみたいだけど、その期末残高がマイナスになるというのは、どういうふうに理解したらいいんですかね。

**○那須みやぎきの森林づくり推進室長** 期末残高がマイナスになっていますけど、林業公社の森林の造成に当たっては、借入金で実施をしております、そのときの借入金、森林勘定というのを伐採収入では追いついていないというところでございます。それでマイナスが出てきているというような状況でございます。

**○高橋委員** 非常に悩ましいところですね。これは、ここが課題だったんですね。

先ほど課長が説明されておりましたように、材価が1,000円上がれば55億円の効果が上がるということをおっしゃいましたけども、私も10年ぐらい前の計画のときに、ちょっとかかわりましたけど、議論的に材価は、あのときがもう底だというふうにおっしゃっていたんですね。ところが、また悪くなりましたね。

まあ、今が底かなと、これ以上ないよと。まして環境が、円安で輸入材が上がって、国産材に向いているというような話も聞くし、だからここから上向くといいがなという期待も持ちながら、事務方のみなさんもすごく努力されて、公社も含めて頑張っていらっしゃるわけですから、環境的にはもう今後、材価は上がっていくだろうという期待は持っていると思いますよね。

**○那須みやぎきの森林づくり推進室長** 円安という追い風もあるというふうに伺っておりますし、県内では、大きな木材製材業者さんが入ってこられるということ。それから、資源はふんだんにございますので、有効活用していけば、材価は上がってくるんじゃないかというふうに期待をしているところでございます。

**○横田委員** 環境整備公社についてちょっとお尋ねしますが、業者への損害賠償請求訴訟というのは、これ、浸出水調整池の破損に対しての訴訟ですよね。

○**神菊循環社会推進課長** こちらは、おっしゃいました浸出水調整池の不同沈下によります損害賠償とあわせまして、同じく浸出水の塩化物イオン濃度の設計値が低かったことによる、クローズドシステムが機能しないという点、この2つについて訴訟を提起しております。

ちなみに、訴訟の合計額は、現在18億8,500万円ほどでございます。

○**横田委員** 調整池の破損が発覚してから、相当、もう年月がたっていると思うんですけど、現在の訴訟の状況はどんなふうになっているのでしょうか。

○**神菊循環社会推進課長** 報告書53ページの(2)の②にも記載してございますけれども、平成24年度は6回の弁論があったと、準備手続きがございました。

これまでに、平成23年度から合計で20回、弁論事務手続きがっております。これはやはり内容が技術的、専門的なものが多くございまして、それぞれの主張がなかなかかみ合わないところから、時間がかかっております。

ただ、現在、訴訟を傍聴しておりまして、裁判官のほうから、今年度中ぐらいにはというような話も、ちょっとございましたので、できるだけ早い、第一審判決が出ることを期待しております。

○**横田委員** できるだけ早く結論が出ればいいなというふうに思います。

それと、32年をもって公共関与を終了するというのを県は言っておられるんですけど、先ほどの説明では、参画自治体の理解が得られるように協議を進めていくというふうに言ったと思うんですけど、まだ、参画自治体の理解は得られてないということになるんですか。

○**神菊循環社会推進課長** 公共関与の終了につ

きましては、今、おっしゃいましたように、2月議会で表明させていただいたところなんですけれども。理由としましては、処理施設がないということをもって建設を始めたということとか、モデル施設は必要だということでやってきたわけですけれども、そのあたりのことが解消されてきたということからと、公共関与の終了ということを打ち出したところでございます。

それに際しまして、環境整備公社につきましては、県と県央地域の10市町村で構成されたものでありまして、そこでやっている処理は、大半が一般廃棄物処理でございます。産業廃棄物処理は、もうほんの数%に過ぎないという状況でありまして、ただ、県がこれまで、この公社なりエコクリーンプラザの推進に、果たしてきた役割は非常に大きいということもありますので、やはり県が公共関与を終了すると申しましても、市町村としっかりと協議させていただいて、その了解を得る必要があるだろうと。また、あわせて地元対策協議会との関係もございしますので、そちらの了解も得なきゃならないというふうに考えております。

現在、地元対策協議会の了解を得まして、まずは、施設を今後どうするかということで、行政間での協議をやっていこうと。その行政間の協議の主な内容としては、こちらは平成17年に建設されておりますけれども、地元との協定で15年を目途とするということが書いてありますので、では32年度以降どうするのかということをしつかりまず行政間で協議させていただいて、その中で、今後も継続して一般廃棄物処理をやるということであれば、地元対策協議会に了解を得ていこうという段階でございます。今年度中には、市町村と意見を合わせたいというふうに思っておりまして、今、そのためのいろんな

協議等をいたしているところでございます。

○横田委員 15年という目安が一応あって、その15年という年数というのは、埋却地の容量の問題だと思うんですね。

焼却施設とかは、また、もっと耐用年数あると思うんですけど、問題は埋却地をまた増設できるのかとか、そういうことかなと思うんですけど、そういう検討も今されているということですか。

○神菊循環社会推進課長 15年という区切りをつけましたのは、地元対策協議会からの要望でございまして、一応、施設の耐用年数でありますとか、そのあたりを加味して設定した年数でございまして。今現在、最終処分場の容量は57万7,000立米ございましたけれども、このままのペースで参りますと、平成44年ぐらいまでもつんじゃないかと、44～45年までもつんじゃないかという状況でございまして、最終処分場の容量がということではございません。

以上でございます。

○横田委員 わかりました。

ことしの3月に発生した灰溶融施設の爆発事故ですけど、今、原因究明をされていて、灰溶融を停止しているということなんですけど、これは原因究明がはっきりするまで、とめっ放しになっているということなんですかね。

○神菊循環社会推進課長 灰溶融炉は2つございます。今回、爆発事故に遭いましたのが1号炉でございます。今おっしゃいましたように、原因究明のために頑張っておりますが、これまで事故原因調査の協議だけで3回ほどやったところでございます。そのうち1回は技術者レベルで話そうというようなこともやってきておりますが、やはりこれも非常に専門的で、技術的なものが多いということもございまして、国の

研究機関の研究者でありますとか、知見や経験を有する機関の協力を得て、今、行っております。今後、1～2カ月を目途に、原因の特定ということにつなげてまいりたいということで、今、行っております。

それが終わりますと、それをもとにした事故報告書をいただきまして、責任の所在、明確化、それから費用負担に関する協議、復旧工事という流れになります。

この灰溶融炉が機能しないという状況でございますが、やはり原因がわからないと、2号炉の稼働もできない。また、同じような事故を起こすわけにはまいりませんので、しっかりした原因究明を行いまして、対策等を踏まえて、復旧に向けて頑張っていきたいと。

復旧しないとなりますと、やはり焼却灰の直接埋め立てということになりますので、これはやはり残存容量の減少につながっていくということもございまして。両方をにらみながら、しっかりと原因究明をしてまいりたいというふうに思っております。

○横田委員 じゃあ、今現在はもう、灰焼却灰はそのままを埋却処分しているということですか。

○神菊循環社会推進課長 5月31日から焼却灰の処理を開始しております。焼却溶融炉の隣にスラグヤードという建物がありまして、一旦そこに置いておったんですけども、やはり量的に限界がまいりましたので、今申し上げた5月31日から直接埋め立てを開始しております。

○横田委員 わかりました。できるだけ早く原因究明していただいて、また、灰の溶融を再開していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○前屋敷委員 今、爆発事故の原因究明という

ことで進められているところですが、この溶融炉そのもののメーカーはどこだったんですか。

○神菊循環社会推進課長 三菱重工業です。

○前屋敷委員 その技術的な問題でいえば、製造、そのメーカーがやっぱり一番大きな責任があるというか、技術的なものも含めて——その辺のところでも、なおかつ説明はできないということですか。

○神菊循環社会推進課長 メーカーからもいろいろな原因、水蒸気爆発というのが推察されるということなんですけれども、原因の中間報告的なものはいただいておりますが、私どもとしても、その面で少しまだはっきりわからないところがあると。そのあたりをしっかりと技術的なものとして、はっきりした原因を特定する形で説明してまいりたいと。そうでなければ対策がとれないというふうに思っております。

でもやはり、メーカーでなければわからない点も多々ありまして、ちょっと時間がかかっているということは否めないかと思っております。

○前屋敷委員 メーカー側が、技術的な問題も含めて、自社でつくられたそういう溶融炉ですから、やはり最後まで責任を持って、その辺のところは解決していくというそういう立場がないと、なかなか問題解決には至らないだろうというふうに思いますので、その辺をしっかりとお願いしたいと思います。

○高橋委員 林業労働機械化センターについてお尋ねしますが、高性能林業機械は森林組合ごとに置いてあるんですかね。高性能林業機械はどこに置いてあるんですかね。

○河野山村・木材振興課長 利用頻度の高いところを中心に置いておりますけど、森林組合が使っている土場とか、そういったところに置いてあるということでございます。

○高橋委員 それで、173ページのこの活動指標②で、これは稼働月数でいいのかなとちょっと疑問を感じたものですから。だから、これはどういうふうに算出されているのかなと。例えば9月に1日でも出たら、もう一月で計算することも可能だがなと思いつながら。どちらかという、これは日数でやったほうが、見る側としてはなるほどというふうに——例えば200日を目標とするとか、どうでしょうか。

○河野山村・木材振興課長 月数というふうに出しておりますけれども、実際は、稼働の25日だったと思いますけど、それで計算しておりますんで、実際に近い率としてあらわされていると思います。

○高橋委員 その25日をクリアしたときに一月というふうに計算をするということで理解していいんですか。

○河野山村・木材振興課長 今、全体で32台置いておりますけれども、それに掛けるの12カ月の25日で、実働日数の延べ日数でこれを割っておりますので。そういった出し方ですので、実際の稼働の実態に近いあらわし方だと思っております。

○高橋委員 よくよく聞いてみないと、何か計算がえらい複雑みたいなようなんですが。6カ月というその目標値も、説明を聞きながら、私は、目標としていいのかなという疑問も抱いたもので、あえて聞いたんですよね。できたら、もっとわかりやすい目標値に検討されてもいいのかなというこれは意見、要望です。

○河野山村・木材振興課長 基本的に6カ月といいますのは、6カ月をクリアすれば、センターとしての経営が安定するといいますか、収入が確保できる、そういったところが、一つは基準として設けております。

○楠原環境森林部次長(技術担当) 高性能林業機械の貸し付けにつきましては、1カ月単位で貸したりとか、それから1日とかいうのでなくて、最近緩和しまして、最低でも1週間単位での貸し付けをします。

というのは、重さが10トン以上ありますので、非常に移動にもかかりますから、どうしてもそういう稼働率を高める上でも、例えば1週間、あるいは1カ月、そういう形で貸し付けをしています。

そういう意味では、そこ辺からきていて、この月、または今、課長が言いましたように、実質的にはその日数で計算して、小数点1位の6.2という実績にしてあるということでもあります。

○高橋委員 わかるんですが、運搬の移動、距離もあるからですよ。もちろん、1日単位で借りる人はおらんとするんですよ。だから、そういう移動の日にも含めていいと思うんですよ。日数で積み上げていって、台数で割ればいいと思うんですよ。日数の方が、どちらかというところわかりやすいのかなという思いで御意見申し上げました。

○緒嶋委員 林業公社の6・4とかいう配分率は、販売価格の6・4ですか。コスト、経費を引いた後の6・4じゃなくて、最初の販売価格の6・4。市町村とは販売価格の市場価格の9・1、そういう計算ですかね。

○那須みやざきの森林づくり推進室長 搬出に必要な経費を引いた分の分収率ということになります。

○緒嶋委員 なら、必要コストは引いた残りの収益の中からの6・4、9・1ということですよ。

○那須みやざきの森林づくり推進室長 公売の立木で売っておりますので、公売価格に対する

主伐については6・4ということでございます。

○緒嶋委員 それは公売価格だから、それにはいろいろな必要経費は——名目的市場価格の6・4ということですか。いろいろな実際は搬出やりに、そのコストがかかるわけですね。

○那須みやざきの森林づくり推進室長 公売とかいろいろ通信費等、調査費等かかりますけど、それを引いた分の6・4です。

○緒嶋委員 なら、純利益の6・4ということになるわけですね。

○那須みやざきの森林づくり推進室長 はい、そういうことになります。

○緒嶋委員 問題は、借入金からすると純利益が少ないので、借入金の償還をすれば——もう逆に償還の金利計算やらすれば、そのほうがどんどん多くなるわけですね。償還に充てる分、その6・4の6の中から、その償還やりに充てる金が余らないから、県やらの持ち出しとか、支援を受けなければやっていけないというような形ということになるわけですね。

○那須みやざきの森林づくり推進室長 ちょっとお時間をいただいて考えさせていただきたいと思います。

○楠原環境森林部次長(技術担当) 実際、例えば1ヘクタール売りますと、1,500万円で売れたとしますと、それから調査経費を差し引いて、6・4でします。で、6が県、公社の収入になる。当然、それで今まで借りたお金を償還できればいいんですけども、実際は、最初、全く収入がない中で造成をしてきていますから、最初主伐が始まるまでは、最低でも35年は、ずっと借り入れをしながら、昭和42年からやってきたと。

当時は金利も相当高くて、貸付残高とそれから利息があったわけです。だから、それに対し

て収入で返していくんですけども、実際は、償還も今、かなり始まっていますので、それに見合う収入がないので、県の貸付金で受け入れて返しているということでもあります。

○緒嶋委員 そのとおりであります。そうすると、償還が今は市中銀行とか政策銀行なんかの償還が滞るということはない。もう、県のほうで支援してもらうから、ないということですね。

○楠原環境森林部次長（技術担当） その分につきましては、市中金融機関については、どうしても損失補償を行っておりますので、当然、その分を市中銀行に払う。当然、県の分も償還が始まっていますので、その分も貸し付けて返してもらおうという分が出てきています。

○緒嶋委員 そういう形が、ずっと続くことで、平成24年の第3期経営計画の計画書、私は、もらったんだろうと思うけど、まだよく見てないのでわかりませんが、最終的には収益が増えて償還も十分できると、計算上はなっているわけですね。

○楠原環境森林部次長（技術担当） 当然、先ほど申しましたように、これまでは、収入がない中でずっと借入れだけでやってきましたので、それが今、据え置き期間が過ぎて償還が始まったと。償還に見合うのをすぐに全部切れるわけじゃございませんので、今後は、償還も一旦少し上がってきますけど、ずっと減ってきますから、少しでも残高が減るように、収入をいかに確保するか、もうそれに尽きると思っています。

○緒嶋委員 そういう中で、我々とすれば、本当にそれが計算どおりいくのかなと。それから、県がどうせ金をやっぱり補助金か何かで公社に入れて、それで償還しなきゃいかんという。県

に、公社からその借りた分を払うだけの売買価格があればいいけど、本当にそれが出てきますかというのが気になるもんだから。やっぱり県の補助金がどんどんというか、支援が増えてこなきゃいかんのかな。そのことが、県の財政圧迫にもつながるんじゃないかなという懸念があるので、24年にできた計画書は、そのとおり全うされるというか、予定どおりいけばもう問題ないけど、本当にそれは大丈夫ですかという懸念があるもんだから、そこらあたりは大丈夫と言えるわけですね。

○那須みやぎの森林づくり推進室長 先ほど少し御説明いたしましたけれども、県へは借入れを行いながら返していくという作業になりますが、平成38年をピークに、これが県の貸付金と償還金が逆転します。額については逆転して、償還金のほうが多くなっていくということで、県に入ってくるお金のほうが多くなります。

そういうふうな状況で、公庫、あるいは市中銀行に対しても償還をしておりますので、市中銀行のほうが早く償還が終わります。公庫については、平成55年までということで予定をしておりますけれども、そういうふうにして、償還金がだんだん減ってくるような、計算上そういうふうな予定になっておりますので、これらを厳しく見ながら、経営に努めてまいりたいというふうに思っております。

○緒嶋委員 今の借入金の総額は、これで見るとどこでわかりますかね。

○那須みやぎの森林づくり推進室長 白い冊子の171ページの真ん中のほうになりますけれども、県の借入金残高は233億ほど、それから県の損失補償契約等残高に基づく債務残高が106億ということで、この106億の中は、金額の内訳は、公庫が約52億、それから市中銀行が53億余とい

うふうになっております。

○緒嶋委員 これを合わせれば。

○那須みやざきの森林づくり推進室長 合わせると、334億ほどございます。

○緒嶋委員 これは、今のことからいえば、償還はできるけど、損失補償やら含んでおれば、約340億は県が責任を持たんといかん金だというふうに理解していいわけですね。

○那須みやざきの森林づくり推進室長 そういうことになります。

○金丸環境森林部次長(総括) 今、室長も申し上げましたとおり、その額を県が責任を持たないといけない額なんですけど、その額が今はふえている状況にありますけれども、我々のシミュレーションによりますと、数年後には、それが少なくなっていくという時が訪れます。

今の計画は、あくまでも平成29年度までの計画ですので、その時点で、また分析をいたしまして、その後において新たな計画をつくっていくということになると思います。

○緒嶋委員 そのとおりになるように我々も期待をしますし、皆さんも努力してもらうよりほかないのかなと思うし、このことが私も言ったような県の財政的なものも、やっぱり財政課から見れば、一番気になるころだろうと思うから。これはもうお互い、この材価が上がれば、それが一番いいわけですけど、なかなかそのめども、将来的にはT P Pがまたどう影響するかということも——大体T P Pは余り木材には関係ないと言われておるけど、やっぱり全然関係がないわけでもないの——そのあたりもまた、29年にはかなり見直さんといかんのかなという気がします。今のところ、これ以上いろいろ言ってもどうしようもないから、まずこの総合評価でもあるように、最大限の努力を、改善

努力をしてもらうというふうに願いますよりほかにないかなと思いますので、頑張ってください。それ以外ない。

○有岡委員 木材利用技術センター所長がいらっしゃるので、ちょっとお尋ねしたいんですが。木材の価格というのが1つのテーマと思うんですが、付加価値をつけていくことを今後、考えなきゃいけないということで、例えば以前、ガードレールを研究されたりいろいろされていますが、そういった付加価値を高めていくような動きというのは、現状はどうなんでしょうか。

○山下委員長 いいですか、報告事項外ですけど。

○飯村木材利用技術センター所長 私の研究者としての立場は、まず、杉の需要拡大が全ての鍵だと思っています。すなわち外材と戦うこと、そのためには、現在、県木連と中心になって、もちろん関連企業と連携しながら、大径材をどうやって商品化していくかという。その商品化の鍵は、芯去りにすると割れにくい、乾燥しやすいということで、今の原木からの製品化への合理化の余地がまだ残されているんですね。それをうまく収益のほうに向けていきたいということで、芯去りの構造材を県全体で製品開発していこうという、あと2～3年たてばめどが立つかと思っています。

○山下委員長 なければ、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○川野環境森林課長 環境森林課から3項目について御報告いたします。委員会資料の5ページをごらんください。

まず、第七次宮崎県森林・林業長期計画の平成24年度取り組みの概要についてであります。この内容につきましては、別冊で資料1としてお配りしておりますが、その概要版を委員会資

料の5ページ、6ページにまとめましたので、こちらの資料で御説明いたします。

当計画は、平成23年4月からスタートしたものでありまして、毎年度、計画に基づいた1年間の取り組み状況について、御報告させていただいているものであります。

初めに、(1)の第七次宮崎県森林・林業長期計画の概要についてであります。

①にありますように、基本目標を低炭素社会づくりをリードする力強い林業・木材産業の確立と山村の再生としておりまして、②にありますように、施策の基本方向として、人と環境を支える多様で豊かな森林づくりなど、3つの基本方向を定めて、それぞれ施策を展開しているところでございます。

次に、(2)の平成24年度における取り組みの概要についてであります。

ここでは、3つの施策の基本方向の項目ごとに、平成24年度の取り組み状況と指標の実績を記載しておりますが、四角囲みの中に示しております指標につきましては、長期計画の中で目標値を定めております指標の36項目のうち、平成24年度実績値が、まだまとまっていない未公表の11項目を除いた25項目について、記載しているところでございます。

指標の数値としましては、計画策定時の基準値となる平成21年度の実績と、平成24年度の目安値、実績値を記載し、さらに平成24年度の目安値に対する実績値の達成割合をパーセントで表示しているところであります。なお、目安値とは、計画開始から5年後の目標値に向け、その間の各年度ごとの目標の目安として定めているものであります。

それでは、取り組みの概要について御説明いたします。

まず、施策の基本方向の1つ目、①の人と環境を支える多様で豊かな森林づくりについてでございます。アの多面的機能を発揮する健全で多様な森林づくりの推進では、植栽、下刈り、間伐等の支援を行い、資源循環の森林づくりや水源となる森林づくりなどに取り組むとともに、イの適正な森林管理の推進では、計画的な施業による適正な森林管理や、森林情報の的確な把握と公的関与による森林管理に努めたところであります。指標とその実績であります。間伐実施面積と高齢級間伐面積について、目安値に対する実績値の割合が、いずれも70%に達しておりません。これは、国の制度改正に伴い、間伐の補助要件が切り捨て間伐から搬出間伐にシフトしたことにより、それまで主流であった切り捨て間伐の実績が減少したためであります。なお、その他の指標は、目安値を上回る順調な実績を上げております。今後とも、適正な森林管理を図るため、一層の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、次のウの安全・安心な森林づくりの推進では、林地の保全や保安林制度の適正な運用や計画的な治山事業の実施などに取り組んだところであります。指標とその実績であります。いずれの指標も、達成率が99%と、ほぼ目安値どおりの実績を上げたところであります。

次に、施策の基本方向の2つ目、②の循環型の力強い林業・木材産業づくりについてであります。アの環境や社会経済に配慮した効率的な森林経営の推進では、施業の集約化を進めるとともに、森林の新たな経済的価値を活用した資源の循環利用システムの確立などに取り組んだところであります。指標とその実績であります。オフセット・クレジット認証森林累計面積の実績値は、目安値の約3倍に達しており、好



調な伸びを見せておりますが、これは従来から取り組んでいる事業体に加えて、新たな事業体がオフセット・クレジット取得に取り組んだことなどによるものであります。

次のイの合理的な原木供給体制の整備では、素材生産のさらなる効率化・低コスト化や、今後、増加する大径材にも対応した伐採・搬出など、合理的で安定的な原木供給の体制整備に取り組んだところであります。指標とその実績ですが、素材生産量、林内路網密度とも、目安値と同等の実績となっており、計画に沿った成果を上げているところであります。

また、次のウの競争力のある木材産業の構築では、製材品の加工・流通体制のさらなる効率化・合理化に取り組み、競争力のある木材産業の構築を図ったところであります。指標とその実績ですが、製材品出荷量の実績値は、目安値の94%の達成率となっているものの、前年度より実績値が減少しており、今後、一層の取り組みを進めていく必要があると考えております。

次に、右側の6ページをごらんください。

エの県産材の需要拡大の推進では、「チームみやぎすぎ」による販路拡大や「みやぎき木づかい県民会議」による県産材の地産地消の促進などに取り組み、県産材の需要拡大に努めたところであります。指標とその実績ですが、木材輸出額につきましては、円高の影響等により、平成24年度の目安値の9割程度にとどまったところでありますが、最近の円安基調により、輸出拡大の可能性も高まってきていると考えられますので、今後も一層の取り組みを進め、木材の輸出拡大を図ってまいります。また、公共建築物における木造率につきましては、木造化・木質化への支援に取り組んだことなどにより、目安値を上回る成果を上げたところであります。

次に、オの特用林産の振興では、シイタケなどの特用林産物の生産体制の強化や品質の向上、ブランド産地づくりなどに取り組んだところであります。指標とその実績ですが、干しシイタケ生産量は、ほぼ目安値に近い実績値を上げておりますが、生シイタケ生産量は、目安値の約9割の達成にとどまり、前年度より実績値が減少している状況であります。また、木炭生産量は、原木や担い手の不足などにより減少している状況でありますので、今後とも、特用林産物の振興に向けて、一層の取り組みを進めていく必要があると考えております。

また、次のカの未来を拓く新たな技術開発・普及指導では、試験研究機関の研究者や普及指導員の資質向上や、現場ニーズを踏まえた試験研究に取り組んだところであります。指標とその実績ですが、林業技術センターの研究成果の移転累計件数は目安値以上の実績となっており、また、木材利用技術センターも、目安値と同等の実績になるなど、いずれも順調に推移しているところでございます。

次に、施策の基本方向の3つ目、③の森林・林業・木材産業を担う山村・人づくりについてであります。

アの山村地域の活性化では、治山施設の設置などによる安全で快適な生活環境の確保や、市町村と連携して地域産業を活用した商品づくりなどに取り組み、イの林業・木材産業を支える担い手の確保・育成では、意欲ある林業事業者や木材産業をリードする担い手の育成や、新たな担い手の確保・育成などに取り組んだところであります。指標とその実績ですが、森林施業プランナーの育成、林業就業者数、新規林業就業者数は、いずれも目安値を上回る実績を上げておりますが、林業技術者の養成数は目安値を

下回っており、今後も研修の充実度を図るなど、取り組みを進めていく必要があると考えております。

また、次のウの森林づくり応援団の育成では、森林環境教育や県民ボランティア団体、企業など、多様な主体が参画した森林づくり活動の推進に取り組んだところであります。指標とその実績ですが、森林ボランティア延べ参加者数はほぼ目安値に近い実績値となっておりまして、その他の指標は目安値を上回る実績を上げております。特に、企業による森林整備面積は目安値の約1.7倍、基準値の約2倍の実績値となるなど、順調な成果を上げているところです。

以上、平成24年度取り組みの概要について説明してまいりましたが、項目によっては成果が上がってない部分も見られますので、目標達成に向けて、今後、さらに取り組んでまいりたいと考えております。なお、この概要につきましては、今後、県のホームページで公表することにしております。

森林・林業長期計画の取り組み状況の説明は以上でございます。

続きまして、委員会資料の7ページをお開きください。

宮崎県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンの策定について、御説明いたします。

県におきましては、電気自動車などの次世代自動車の普及を図るため、その充電インフラ整備に係るビジョンを先月策定いたしましたので、その内容について御報告させていただきます。

当ビジョンにつきましては、別冊の資料2としてお配りしておりますが、初めに委員会資料で御説明いたします。

まず、(1)のビジョン策定の背景であります。

①の国の動きについてであります。国にお

きましては、電気自動車などの環境負荷の少ない自動車を次世代自動車として位置づけ、平成22年度に「次世代自動車戦略2010」を定めて、その普及促進に取り組んでいるところであります。その中で、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車につきましては、充電インフラの整備を加速することにより、一層の普及を図るため、ことしの3月から、充電インフラ整備に係る補助を行う「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」を実施しているところであります。

参考としまして、ページ中ほどの四角囲みの中に、次世代自動車充電インフラ整備促進事業の概要を記載しておりますので、ごらんください。

(2)の補助内容であります。①の補助対象者は充電インフラを設置する公共機関や民間企業などとなっております。

②の補助率ですが、アからウに記載しておりますとおり、対象となる経費と補助率が括弧内に記載します要件によって、それぞれ異なっております。具体的には、ビジョンに基づく計画の場合は充電器購入費と工事費の3分の2、ビジョンに基づかないものの公共性が認められる場合、またはマンション、月極め駐車場に設置する場合は充電器購入費と工事費の2分の1、それ以外の場合は購入費の2分の1となっております。ここでの要件となっているビジョンというのは、都道府県などが策定した充電インフラ整備に係るビジョンのことです。したがって、当事業において充電インフラの整備計画に最も高い補助率が適用されるには、都道府県が次世代自動車充電インフラ整備ビジョンを策定し、そのビジョンに基づく計画であるかの確認を受ける必要があります。

次に、県の方針についてであります。県にお

きましても、県の総合計画を初め「環境計画」や「新エネルギービジョン」におきまして、環境に優しいクリーンエネルギー自動車の普及促進を図ることとしております。このため、今、御説明しました国の補助事業を活用し、本県の次世代自動車の充電インフラ整備を促進することを目的に、今般、次世代自動車充電インフラ整備ビジョンの策定を行ったところであります。なお、ビジョンの策定には、国の補助事業の窓口であります一般社団法人次世代自動車振興センターの承認を受ける必要がありまして、本ビジョンの策定日は、センターから承認を受けた日となっております。

8ページをごらんください。

(2)の本ビジョンに位置づける次世代自動車は、国の補助事業の対象自動車と同じ電気自動車とプラグインハイブリッド自動車としており、(3)の本ビジョンの位置づけですが、国の「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」を活用するための本県の充電インフラの整備目標を定めるものであります。

次に、(4)の計画期間ですが、本ビジョンの承認を受けた日のことしの8月6日から、国の事業が終了する日までとなっております。現在のところ、国の事業の実施期間は来年の10月31日までの予定となっております。

次の(5)の整備目標数であります。充電器の整備箇所を県全体で365カ所と決めました。この目標数の算定の考え方につきましては、後ほど御説明いたします。また、充電器の設置箇所としましては、記載しておりますように、大規模商業施設やコンビニ、ホテル・旅館、観光施設、駐車場、ガソリンスタンドなどを想定しているところであります。

次に、(6)のスケジュール等についてであり

ますが、8月に本ビジョンの承認を受け、広報・周知を行ったところであり、9月には、国の補助事業の説明会を開催し、約40名の方の御参加をいただいたところであります。なお、充電器の整備補助を受けるには、県のビジョンに基づく計画であることの確認書の交付を、県から受けた次世代自動車振興センターに申請を行うこととなりますが、その受付期間は来年の2月末までとなっており、そして、来年の10月末までに、設置工事と実績報告を完了することとなっております。

それでは、ビジョンの整備目標数の算定の考え方について御説明いたします。恐れ入りますが、別冊でお配りしております資料2、ビジョンの冊子、3ページをお願いいたします。

ページ中ほどになりますが、6の整備目標数の具体的な考え方についてであります。

まず、(1)では、経済産業省が作成した充電インフラ整備の適正箇所の算定方法を示した「充電インフラ整備に関するモデルプラン」に準じて、市町村ごとの適正箇所数を算定いたしました。具体的には、①にありますように、主要道路沿いの整備としまして、国道10キロメートルに1カ所、県道20キロメートルに1カ所として算定された箇所数と、②にありますように、主要道路以外の面的整備としまして、人口、面積、事業者数に応じて、その下の括弧内に記載しております数式によって、市町村ごとに算定された箇所数を合計しました。

さらに、(2)では、本県は自動車免許保有数が多いこと、山間部が多く地形が急峻であることなどを考慮し、(1)で算定した国のモデルプランに基づく箇所数に、市町村道の延長距離などをもとにした、本県独自の箇所数を加え、市町村ごとの整備目標箇所数を算定したところで

す。

次の4ページをお開きください。

その結果、市町村ごとに算定された整備目標箇所数は、それぞれ表に記載している数値となりましたが、それらを合計して、県全体の整備目標箇所数は365カ所になったところです。

以上が、整備目標箇所数の算定の考え方ですが、今後は、次の5ページにありますように本ビジョンに基づき、民間や公共による充電インフラ整備を進め、あわせて県民への普及啓発にも取り組むなど、次世代自動車の普及促進に努めてまいりたいと考えております。

ビジョンの説明は以上でございます。

続きまして、本日、別紙でお配りしております追加資料、「5の次世代エネルギーパークの認定について」と記載のある資料をごらんください。一昨日に、本県の次世代エネルギーパークの計画が国の認定を受けましたので、その概要について御説明いたします。

(1)の①にありますように、認定年月日は平成25年9月17日であります。この次世代エネルギーパークにつきましては、ページの一番下、米印のところをごらんください。次世代エネルギーパークとは、再生可能エネルギーを初めとする次世代のエネルギーについて、実際に見て触れる機会をふやすことを通じて、地球環境と調和した将来のエネルギーのあり方に関する理解増進を図るものでありまして、地方自治体などが策定した計画について、経済産業省が認定を行うものであります。平成25年は、本県を含む8件の計画が認定され、事業が開始された平成19年度以降、全国で56件が認定されております。

次に、②の本件の概要についてであります。

まず、(ア)の形態であります。次世代エネ

ルギーパークの取り組みは、再生可能エネルギー関連施設を1カ所にまとめて中核拠点とする拠点集中型と、地域内に点在する再生可能エネルギー関連施設を結びつける広域連携型の2つのパターンがありまして、本県の場合は、後者の県内の再生可能エネルギー関連施設を結びつけて、県全体を次世代エネルギーパークとするものであります。

次に、(イ)の特徴であります。全国トップクラスの日照環境や降水量、木材、畜産物の生産量など、豊富な再生可能エネルギー資源を有する本県において、再生可能エネルギー施設と、地元の産業や歴史・文化・観光資源とを組み合わせた見学・体験メニューを提供することで、環境教育を推進するとともに、本県の地域特性を再認識できる次世代エネルギーパークを形成するものであります。

次に、(ウ)の受け入れ予定施設であります。現在15施設を見学等の受け入れ施設として予定しているところであります。詳細につきましては、別紙1に記載してありますが、太陽光やバイオマス、水力発電など、①から⑮までのいずれも既設の施設となっております。なお、受け入れ施設につきましては、今後、既設施設や新設施設について、順次、ふやしていく予定としております。

次に、(エ)の運営方法であります。県立図書館に配置しております県の環境情報センターを、次世代エネルギーパークの中心施設として位置づけ、県と連携のもと、当該センターが次世代エネルギーパークの窓口として、相談への対応や情報提供を行うとともに、見学希望者の受け付けや受け入れ施設との調整・マッチングを行うこととしておりまして、さらには、新たな見学体験コースなど、環境教育メニューの考

案・検討も行うこととしております。

最後に、(2)の今後の対応についてですが、県としましては、ホームページやマスメディア、各種広報媒体などを活用した次世代エネルギーパークの積極的な周知・PRに取り組むとともに、受け入れ施設の拡充に努め、多彩な見学、体験メニューの提供による次世代エネルギーパークの充実強化を図りながら、その活用による環境教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

環境森林課からの説明は以上であります。

○佐藤自然環境課長 それでは、自然環境課から、9ページの野生鳥獣による農林作物等の平成24年度の被害額について御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

本件につきましては、後ほど開かれます農政水産部の審議におきましても、同じ資料により説明することとなっておりますので、私のほうからは、環境森林部で所管しております特用林産物と人工林の林業関係の被害額を中心に、御説明させていただきたいと思っております。

まず、(1)の平成24年度被害の状況をごらんください。平成24年度の被害額は、全体で約11億172万円で、前年度の4億3,591万円より6億6,581万円多く、約153%の増加となっております。

①の部門別被害の状況でございますけれども、表の24年度の合計の欄にありますように、対前年比253%となっております。このうち林業関係では、2段目にありますように、シイタケ、タケノコなどの特用林産物が4,487万8,000円で、対前年度比180%と増加しております。杉やヒノキなどの人工林が5,269万円で、対前年比92%と減少しております。

次に、②の作物別被害の状況ですが、この表

では特用林産物につきましては、その他の欄に分類されております。

③の鳥獣別被害の状況でございますけれども、平成24年度は、イノシシの被害額が4億9,552万9,000円でございます。全体の45%を占めており、対前年度比290%、鹿が全体の34%を占め、対前年比235%といずれも増加しております。

なお、特用林産物人工林におきましては、いずれの場合も、鹿による被害が最も多くなっておるところでございます。

次に、9ページの下の方、(2)でございますけれども、被害額増加の要因についてでございます。被害状況把握につきましては、市町村を通じて調査をしておりますけれども、平成22年度以前におきましては、被害額の調査において、市町村が被害に遭われた林家等からの有害捕獲申請等の被害額をそのまま計上している場合が多く、申請されない場合等の実態が十分に反映されておりました。また、被害額の算定に用いられる単価につきましても、林家等の申告に任されているなど、統一的な調査基準に基づく算定が行われておりました。このため、右側10ページの一番上の丸印になりますけれども、23年度からの被害調査におきましては、人工林の被害額算定に当たり、森林国営保険で用いております基準額を用いるよう、各市町村へ指導しております。さらに、2番目の丸にありますように、24年度からは、特用林産物につきましては、「地域で守る鳥獣被害みえる化事業」によりまして、全集落を対象としたアンケート調査や調査員による聞き取り調査を行ったところでございます。この結果、被害額が増加したものと考えております。また、森林被害につきましては、有害鳥獣捕獲申請により被害額を把握する方法から、森林組合等の造林

補助に係る現地調査におきまして、現地の目視及び作業員等への聞き取りにより、被害の有無を確認する方法に変更し、精度向上を図った結果、被害額が若干減少しております。

次に、(3)の今後の主な取り組みについてでございます。①の被害対策につきましては、2番目の点にありますように、鹿捕獲に対する助成「地域でシカ捕獲対策強化事業」に加えまして、国費による「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策」に取り組みまして、イノシシ、猿の有害捕獲に対しても助成を実施することとしたところでございます。また、特用林産物につきましては、「特用林産物獣類等被害防止対策事業」による侵入防止ネット等の対策を実施することとしております。また、狩猟免許試験につきましては、引き続き受験しやすい環境整備を継続実施しながら、狩猟者の育成、確保に努めることとしております。

今後とも、鳥獣被害対策支援センターと各地域の特命チームが、綿密な連携を図ることにより、効果的な被害対策を実施してまいりたいと考えております。

また、②の被害額の把握につきましては、今後ともアンケート調査や農林補助に係る現地調査などにより、被害の実態の把握に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

建設工事における指名競争入札の試行状況についてでございます。

この件につきましては、6月の常任委員会で、7月中から指名競争入札の試行を開始いたしました土木一式工事につきまして、その対象、それから件数、選定基準などの案について御説明したところであります。

本日はまず、これまでの指名競争入札の試行

状況を報告させていただきますとともに、9月中をめどに試行を開始しようと考えております、土木一式工事以外の工事も含めた指名競争入札試行の概要と選定基準などの試行(案)につきまして、御報告いたします。なお、商工建設常任委員会におきましても、県土整備部から、この同じ資料で報告を行うこととなっております。

11ページでございますが、まず、(1)指名競争入札の試行状況の①、管内別試行状況の表をごらんください。左から2列目に、公共三部の通知件数、それと落札決定件数を土木事務所等の管内別に示してございまして、一番下の行に合計値を示してしております。合計の欄にありますように、9月13日現在におきまして、公共三部全体で41件の指名通知を行いまして、このうち28件について落札者を決定してしております。41件と28件との差につきましては、見積もり期間中にあるものなどがございます。このうち、環境森林部の内訳といたしましては、一番右の列にありますように、指名通知を8件行いまして、落札者6件を決定してしております。

次に、②応札状況でございます。

現在まで、落札決定いたしました28件につきましては、各案件とも10者を指名してございまして、平均落札率が91.8%でございます。

その下に、参考といたしまして、条件つき一般競争入札で実施した案件の状況を示してございますけれども、平均落札者が8.2者、平均落札率が91.1%となっております。指名競争の場合とほぼ同じ水準となっております。

次に、(2)今後の試行予定等をごらんください。試行件数につきましては、年度内に200件程度見込んでおるところでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。この資料につきましては、6月の常任委員会で

御報告した試行の概要を記載したものであります。

まず、2試行期間のところの2行目、試行開始時期のところ、その他の試行対象工事については9月末めどということになっております。

その他の工事につきましては、次の3の(1)にありますように、②舗装工事、③とび・土工・コンクリート工事、④建築一式工事の3つを今月末をめどに対象工事に加えるものでございます。なお、③とび・土工・コンクリート工事に、「一部の工事に限る」と表現してありますけれども、この一部と申しますのは、斜面の崩壊防止のために吹きつけ等を行いますのり面処理工事と、それからガードレール等の設置を行います交通安全施設設置工事を対象とするものでございます。

次に、5、指名業者の選定基準をごらんください。指名競争入札の実施に当たりましては、透明性・客観性の高い選定基準を作成いたしますとともに、評価項目、評価方法をあらかじめ公表し、客観的なデータに基づいて指名業者を選定しているところでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

「指名業者の選定基準に係る評価項目について」、「土木一式工事」とありますけれども、この土木一式工事におきましては、①から⑭までの評価項目を設定し、それぞれの評価項目ごとの内容を記述しております。

それぞれ14ページから17ページには、新たに追加いたします舗装工事、それからとび・土工のり面処理工事、交通安全施設設置工事、建築一式工事の評価項目とその内容につきまして、文章で記載しております。

なお、これらの作成に当たりましては、舗装協会、それからのり面協会など、関係団体と十

分に意見交換を行ってきたところであります。

これらの評価項目につきましては、各工事ごとの特性を踏まえまして設定しておりますので、土木一式工事と比較しながら、18ページにA3の表がございますけれども、それでまとめて説明させていただきたいと思っております。

18ページのA3の縦の「指名業者の選定基準に係る評価項目について②」とありますが、それをごらんください。まず、表の構成についてでございます。一番上の行には、①から⑭まで評価項目を並べておりまして、一番左側の列から、試行対象業種、等級などを並べております。14の評価項目ごとに縦のほうに「土木一式」、「舗装」、「とび(のり面)」、「とび(交通安全)」、「建築一式」の評価方法等を比較できるようにしております。

この表の見方についてでありますけれども、例えば、③を見ていただきまして、「現場までの距離」につきましては、工事箇所と営業所所在地との距離が近い企業には、評価項目の「A」が適用されまして、高い評価となるというふうに見ていただきたいと思っております。なお、14の評価項目ごとにそれぞれAからDまでの評価区分がございますけれども、同じ評価でありまして、特定の項目には重点的に配点しているものもございます。

今回の試行目的が、災害対応力の強化の観点から、地域の建設業者育成を図ることであるということを踏まえまして、地域の建設業者の育成につながる②地域特性、それから③現場までの距離について、また、平時における災害対応体制が確保され、迅速な対応は可能となるという観点につきましては、⑧防災協定への加入等につきまして、重点的に配点しているところでございます。

再び、表に戻っていただきまして、左のほうにA B C Dの評価区分が書いてありますけれども、その下に、減点という項目がございます、この項目で減点をする場合には、マル印をつけているところがございます。また、斜線が引いてある部分につきましては、評価しない項目を示しております。例えば、④県工事受注状況におきまして、当該年度に県の指名競争入札と総合評価落札方式による受注実績がある場合には、減点するものでございます。

次に、表中の着色部分、それと太枠で囲った部分についてでございます。着色部分は、土木一式工事とその他の対象工事の間で、主な相違点がある項目を示しております、太線で囲んだ部分につきましては、そのように取り扱う理由には、評価項目において、ある程度、共通性がありますことから、大きく3つのグループに分けて囲ったものでございます。

各グループについて説明いたします。これにつきましては、今のA3の表の下のほうの四角い囲みをごらんください。1番目に書いてあります条件つき一般競争入札において設定している地域要件や営業所の取り扱いが異なるため、評価区分の適用等を変更するものであります。これには②地域特性と③現場までの距離が該当いたします。例えば、②地域特性におきましては、土木一式のB等級では、県内を7ブロックに分けて入札を行いますが、例えば舗装のB等級におきましては、業者間の関係から、最も広い3ブロックの範囲から指名業者を選定するよう設定したところでございます。③現場までの距離につきましては、舗装ととび（のり面）に限り、本店以外の営業所についても評価するものでございます。

2番目でございますけれども、工事の内容に

よって防災協定や建設機械の使用状況が異なるため、評価対象を変更するもの、または評価しないこととするものであります。これには、⑧防災協定の加入、それと⑨建設機械の保有が該当いたします。⑧防災協定への加入は、県からの緊急時の要請に対しまして、協力できる体制にある企業が高く評価されますけれども、舗装やのり面処理といった専門工事についても、緊急時に協力できる体制にある企業につきましては、さらに高く評価されるよう設定したものでございます。⑨建設機械の保有は、舗装工事につきましては、専用機材の保有を評価しておりますけれども、その他の工事につきましては、専用機材の機械につきましては客観的なデータがないため、今回の試行においては評価いたしません。

3番目でございますけれども、地域企業育成型の適用がなく、その登録データを活用できないため、他のデータを用いて評価するものでございます。これには⑫社会貢献、それから⑬県工事への参加意欲が該当いたします。⑫社会貢献は、入札参加資格審査の際に提出していただきます社会貢献活動の実績に関するデータで評価し、⑬県工事への参加意欲は、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事につきましては、総合評価落札方式の地域企業育成型の適用がありませんので、試行におきましては、評価しないことといたしております。なお、建築一式工事は、前年度と当該年度に地域企業育成型の登録を行っているものを評価いたします。

主な相違点につきましては、以上でございますけれども、このほか、あと2カ所、灰色の着色部分がございますので、御説明いたします。

1つ目は、⑭のところの下のほう、建築一式のところを見ていただきたいんですけども、



減点の欄が横バーになっている点でございます。建築工事につきましては、民間工事が大部分を占めておりまして、公共工事の入札参加者が少ない状況にあります。入札参加者の確保の観点から、入札参加実績がない企業も減点しないとする事とするものでございます。

最後に、⑭入札参加実績の横に「※混合入札時の特例」というのがございますが、これについてでございます。これは舗装工事で実施しております上位等級との混合入札に限って適用するものでございます。舗装工事の指名競争入札において、条件つき一般競争入札と同様に、A等級とB等級の両方の企業を指名しようとした場合には、評価基準は同じでありますので、どうしてもB等級の企業の点数が悪くなりまして、入札に参加できないという状況になってしまうことが懸念されています。このため、B等級の企業の評価を一律に高く設定し、B等級の企業が一定程度指名されるよう、特例を設けるものでございます。

概略についてですが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○山下委員長 その他項目についての説明が終了いたしました。暫時休憩しまして、午後1時から開始したいと思います。

暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

---

午後1時0分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

その他報告事項について、執行部の説明は終わっておりますので、委員の質疑に入ります。

○蓬原委員 第七次宮崎県森林・林業長期計画の平成24年度取り組みの概要についての、(2)

②の力、研究成果の移転累計件数というのが、林業技術センターと木材利用技術センター、それぞれ114%と100%、主なトピック的なもので結構ですが、どういう研究成果を移転されたのか、お聞かせください。

○森林業技術センター所長 主な技術移転の内容としましては、森林GPSという地図情報システムを用いた森林調査の方法ですとか、あとは、最近、話題をにぎわせておりますけれども、コンテナ苗——当センターが開発しましたMスターコンテナ苗の導入によります低コスト造林技術の技術移転。あるいは原木シイタケにおける簡易な発生操作技術ですとか、あと最近、生シイタケにかわるものとして注目をされておりますけれども、アラゲキクラゲというキクラゲがございしますが、これの菌床技術の栽培技術等々の移転を今、行っているところでございます。

○蓬原委員 コンテナ苗っていうのは、何か非常にコンパクトに——済みません、ちょっと教えてください。

○森林業技術センター所長 Mスターコンテナ苗というものでございまして、これは育苗シート——片側波状のポリエチレン製のシートなんですけれども——これを手巻きずしの要領で丸めまして、そこに専用の培地を入れまして、そこに宮崎の杉の苗を挿し木で入れると。挿し木で栽培する。それを専用のトレーに立てて育成することによって、非常にコンパクトであり、かつ苗の発生状況をその都度、展開して、見て、また閉めることができると、そういうようなシステムを開発しまして、これを広く技術移転していこうというものでございます。

○飯村木材利用技術センター所長 木材利用技術センターの技術移転について申し上げます。

昨年度は3つございまして、オビスギノート

の開発、テーパーねじ、3層杉合わせ材の開発です。

今までの技術移転の概略を申し上げますと、大きく技術移転には、構造物としてセンターの蓄積したノウハウをものにしていくこと。2つ目が、その中心となる杉の部材、パーツをつくること。そして、工場での生産ノウハウを現場に行き指導すること。そして、技術相談等で回答している最新技術を企業に供与すること、その4つが基本となっています。

構造物については、最近、公表されましたように、今までに30事例以上の大型構造物を初め、事例がございます。

パーツについては、一番のヒット商品は双子柱です。双子柱といいまして、サンケイさんがつくっている2層合わせ材です。これは、ゼロ・コーポレーションを初め、今は最大のヒット商品となりまして、多分、売り上げは2桁の億に達していると思います。その基本は、市場に新商品が出回るように基準を改正してもらって、最初はA Q認証という私的認証、その次は、国のJ A S基準を変えてもらうというところまで、センターみずから乗り込んで改正してもらいました。それが市場でヒットした最大の基本です。ですから、技術移転という移転しただけではなくて、出口を広げるようなところまで支援をしています。

それから、生産ノウハウについては、これも最大の貢献は、一斉に県内で乾燥工場を整備しました。ところが、標準がなく乾燥設備機器を購入しましたので、それぞれの工場が売り先に合わせて、全部、乾燥条件を整えなきゃいけなかった。ですから、現場に出向いて、乾燥の——具体的にはプログラムです。どのように問題なく割れない、まっすぐなJ A Sの基準に適

合するようなものをつくるかという、そういうものがノウハウです。

そして、最新情報といいますのは、これから国の基準が変わるよ、海外基準が導入されるよという2年、3年、その先の目標を具体的に指導することです。その技術相談が、年間、かなりの数になっています。その最たるものが、今年度開設しました木構造相談室です。現在までに130件を超える相談がございます。それは杉プロジェクト起こしといいまして、杉を使って木造で大丈夫なんですかという、市町村を初め不安を持った方々が、相談に参ります。そのときに、事例だとか、そういうノウハウを具体的に示しますと、これならばできますねという。その代表的な例が、今、工事中の綾中学校です。本当にできるんですかということから始まって、集成材は県内だけでは無理であると。この場合は県外もという、いろんなノウハウを提供しまして、それで形となり、設計事務所にその技術が伝わり、現場に伝わり、今、センターの1人が現場についていますけれども、行くたびにやっぱり質問攻めです。そういうものをセンター丸となってうまく答えていくという。ですから、現場への技術移転、それが全てだと思います。

以上です。

○蓬原委員 その綾中学校でしたっけ、それはいつが完成のめどですか。

○飯村木材利用技術センター所長 今、伺っていますのは、3月までに完成して、卒業する人にも使わせたいというようなことを伺っています。突貫工事なんで厳しいんですけども、7カ月で完成というすごいスケジュールで動いています。大変です。

○蓬原委員 わかりました。あと1件。

今、木造の建築って2階までしかできないで

すよね。理論的に、そういう構造物とかもいろんな耐久度とか勘案されているわけですが、所長の考えでは、まず耐火とかそういうことは抜きにして、物理的に何階建てぐらいまで、木造でできるものでしょうか、突飛な質問ですけれども。

**○飯村木材利用技術センター所長** 今、海外で一番大きな建物は7階建てだとか、あるいは10階を超えるものもつくろうという——というのは、今、JASになろうとしているCLTという直交合わせ材というのが認可されますと、日本でもその可能性が今、高まろうとしています。

その中に、杉がどうかっていいますと、積み上げる場合、やはり軽量性が一番大事だということで、寸法精度が確保できれば、杉CLTが市場に流通するような可能性があると思います。ただ、課題もありまして、コストの問題です。

一方では、今年度、林野庁の木材産業課に支援事業に応募している杉耐火構造が3件あるんですね。いろいろ調査してみますと、今年度中に、それぞれが1時間耐火、2時間耐火まで、どうも合格しそうなんです。2時間耐火に合格しますと、今度3階建て以上が、7階ぐらいまでできる可能性があるんです。

林野庁さんも今一生懸命で、何とか住宅以外の非住宅で、市場ということを考えますと耐火構造は避けて通れないということで、国交省もあわせて応援してくれるという形になっていますので、公共施設等の木造化は、一気に3階以上の時代に突入すると思います。

その情報は、センターはいち早く入手してまして、やる気のある企業が来れば、ぜひそういう耐火認定をとっているところと一緒にあって、物をつくるようなことを指導しようと思っています。

**○蓬原委員** 結局、県産材の需要拡大、そういうことからいろんな研究をして、使い道を広げてやっていくことが、また別な需要拡大になると思いますのでぜひ頑張ってください。

**○飯村木材利用技術センター所長** お答えする中で、ガードレールのことについてちょっと触れていなかったもので申しわけありませんでした。

ガードレールは今、一生懸命やっているんですが、土木用途は余り早く開発して市場に出すと、耐久性の問題のクレームが一斉に出てきますので、慎重に慎重にやっていくということで、含みを持って2～3年とお答えしたんですが、建築はもっと早いと思います。

**○蓬原委員** なるほど、わかりました。ありがとうございました。

**○緒嶋委員** 第七次宮崎県森林・林業長期計画の公共建築物における木造率、これは平成24年度が19%ですが、これはパーセントはどういうふうにして出すわけですか。率というと、100は何ですか、これは。

**○石田みやぎきスギ活用推進室長** 公共建築物における木造率の算出方法でございますけれども、公共建築物のうち、\*いわゆる木造で建てられたものの割合になります。

**○緒嶋委員** いや、その100は、何を公共建築物というふうにするわけ。どこの範囲まで。

**○石田みやぎきスギ活用推進室長** 大変失礼しました。

公共建築物等における木材利用の促進に関する法律——いわゆる公共建築物木材利用促進法でございますけれども、こちらに定めます例えば学校、老人ホーム、保育所、また病院、診療所、体育館等の運動施設、図書館、また車両の駐車場ですとか、航空機の発着場を構成する建

※34ページに訂正発言あり

物ですとか、あと高速道路のパーキングエリア、サービスエリア等の建物が、これに該当することになります。

○緒嶋委員 それだったら、公共建築物は24年度は幾つあったんですか。パーセントだから、パーセントだけじゃわからん。公共建築物というのは全体が幾つできたわけか。

○石田みやざきスギ活用推進室長 済みません。大変失礼しました。先ほど木造率につきまして、いわゆる建てられた建築物の件数というふうに申しあげましたが、済みません、訂正させていただきます。いわゆる新築された公共建築物の床面積のうち、木造の建築物の床面積の割合でございます。ですので、全て建てられた建築物の公共建築物の床面積の合計を分母にいたしまして、分子のほうには木造建物の床面積が入ることでございます。

その公共建築物全体の床面積でございますが、16万5,852平米でございます、このうち木造の床面積については2万4,719平米でございます。

○緒嶋委員 その16万というのは、それは戸数でいえば何戸ね、建物の数。面積じゃわからん。

○石田みやざきスギ活用推進室長 ちょっと件数が、今、手元にございませんで、済みません。

○緒嶋委員 なぜ言うかという、この24年度だけだけど、市町村の公共建設物は、県だけじゃなくて市町村の計画が、私はやっぱり手元に環境森林部になんかと思ふ、大体想定が。

その中で、宮崎県は木造で物をつくろうというのは、一つの運動というか方針としてやっておるわけだから、そういう中で——ちょっと今度も都城のほうで50メートルと70メートルの建物をつくろうかというのが、やっぱり鉄筋でつ

くろうかということになつとらしい、公共建築物、高城あたりで。そういうのも、やっぱりそういう体育館的なものは、木造でやろうと思えばできんことはないわけですね。このドーム何かもそうですが、そのほかにもどこそこあるわけ。

だから、環境森林部としては、市町村が長期的なビジョンの中で、どういう公共建築物をつくろうとしておるか。その中に県がどれだけ支援し、また、協力できるかというようなものを、やっぱり計画としてこの中に持っておらんと。県産材の需要拡大といっても、拡大する努力を1つの方針として決めておかないと、なかなかうまくいかんのではないかと。

16万平米も何戸できたかわかりません。大体何戸できて、16万平米になりますというのが出てこんど、その床面積を足してこうなりますだけじゃ、何戸ができるかもわからんようなことでは、拡大の方針そのものが明確じゃないとも言えるので。そのあたりを明確に長期的な中で、これは長期計画だから。長期計画の中に市町村がどういうものをどういうふうに、いつごろつくろうかというものが、やはり県の計画の中にもある程度、めどとしてそういうものは把握されておらんと、本当の計画にならんのではないかという気がするんですが、そのあたりはどうですか。

○石田みやざきスギ活用推進室長 先ほど申しあげました、公共建築物木材利用促進法でございますけれども、これに基づきまして、県のほうでいわゆる木造化率の目標を立てさせていただいてございます。

各市町村さんにもお願いをいたしまして、全県で一番早く、全市町村で木造化の目標を立てていただきました。県といたしましても、こう

いった木造の公共建築物が広く建てられるように、いろいろと市町村の計画ですとか、こういったものはきちんと見て、やっていきたいと思っております。

ちなみに、先ほど申しあげましたように、公共建築物全体のこの数字でございますけれども、こちらは民間さんが建てる例えば病院ですとか、そういった公共建築物も入っているということでございますので、いわゆる市町村が建てる、公的機関が建てる公共建築物以外にも、民間のものも入った数字になります。例えば学校ですとか、病院ですとか、老人福祉施設ですとか、そういったものにつきましては、民間の例えば社会福祉法人等々が建てるようなものについても、このカウントの中に入れていくということでございますので、こういったものも含めて、いろんな動きを県としてきちんと見て、木造で建てられるように、また、内装が木質化されるように、努力していきたいと考えてございます。

**○緒嶋委員** なら、公共建築物というのは、市町村だけじゃなく、そういう民間も含めたものも入れて公共建築物というわけですか。

**○石田みやぎきスギ活用推進室長** はい、そうでございます。

**○緒嶋委員** そこ辺もちょっと何かな。表現の仕方が、これでいいのかなという気もちょっとせんでもないけど。いずれにしても木造率が上がればいいわけだから、この名称にはこだわりたくないんだけど、やっぱり県ができるだけ木造、県産材の需要拡大のために努力する姿が見えてこないかんと思う。

それがやはり宮崎県は杉日本一生産による、日本一の宮崎県らしい努力だというふうにもなるわけですので、そのあたりを努力していただきたいということをお願いしておきます。

それから、もう一ついいですか。

有害鳥獣の関係ですが、これは環境森林部に限っていうと、23年、24年と見たら、捕獲頭数はふえておると思うんですね。しかし、被害額はふえておると。これ、どういうふうに説明というか、我々は解釈すればいいですか。

捕獲頭数はふえております。しかし、被害額はふえておりますというのは、両方ともふえて、どういうふうに理解すればいいですか。これは農政にも聞こうと思っています。

**○佐藤自然環境課長** 今、緒嶋委員がおっしゃいますように、24年度の捕獲数は、鹿が約1万8,900頭、それから猿が1,550頭、それからイノシシが1万3,700頭ほどなっております。昨年に比べまして1,600頭程度ふえております。それは事実でございます。

それにつきましては、諸制度——例えばことしからはその交付金を使って猿とかしていますし、鹿等につきましては、従来からやっている成果があらわれていると思っているんですけども、その一方で、被害額がふえているというのは間違いなと思います。

被害額の算定の仕方を年々、精度を増したというのもあるかと思っておりますけれども、基本的には、我々の考え方としては、その捕獲活動は一応順調に伸びているんですけども、やっぱり分布域が変わってきている。

例を申し上げますと、山のほうのやつが里のほうにおりてきているとか、それから、農政のほうでも畑とか田んぼに柵をやっているんですけども、そこがないところに移動してきているというようなことがあるんじゃないかというふうに考えております。

**○緒嶋委員** 実態の把握の仕方が明確になったというか、そういうことですね。

だから今後においては、25年度以降においては捕獲をふやすということであれば、この被害額というか、それは減ってくるということになりますかね。

**○佐藤自然環境課長** 来年度の被害額を予想するのは非常に難しいんですけども、少なくとも、うちのほうでも、先ほど申しましたように、ことしからまた、イノシシと鹿についても交付金を出しますし、捕獲圧につきましては、なお一層、強くしていくような努力をしたいと思えます。

ただ、それだけではなかなか、さっき申しましたように農政のほうとの連携も必要ですので、その辺は農政と連携を図りながら、捕獲数が有効に被害額の減少につながるように連携を持ってやっていきたいと思っております。

**○緒嶋委員** あと、基本的な電気牧柵というのは、捕獲にはつながらんわけですよ、そのの圃場に入らんようにするようなだけであって。実質的にはやっぱり捕獲頭数をふやして個体を減らさなければ、本質的には被害が減らんわけですよ。どこかに行くわけ。彼らも、生活のために何かを食べたりいろいろすると。それが被害につながるわけですね。

だから、やっぱり私は基本的には捕獲頭数を適正な数に減らす——これはやっぱり気候的には温暖化というのが、このように頭数をふやす原因になってきとると思う。もう高千穂あたりでも、昔は、昔というか、20年前まで冬は雪で、もう鹿とかイノシシとかも、いけば大体凍え死ぬような感じも実際にはあったけど、今はもう雪もあんまり降らない。そやから、生活環境は彼らにとってはよくなったわけです。そして、栄養も里で食べれば繁殖力も増すというようなことで、今のままで温暖化が進めば、さらに個

体はふえるだろうと思う。

そやから、最終的には私は頭数をいかに減らすか。捕獲。そうすると捕獲をする狩猟班さえ、もう高齢化して山に入ることすらできない。そして、そういう有害鳥獣班の平均年齢も、毎年1年ずつ平均年齢が上がってくる。若い人が入ってこないというようなことであれば、抜本的な対策に今からでもなるのかなど。本当の抜本対策というのは何か考えておられますか。

**○佐藤自然環境課長** 抜本的な対策というのは、委員がおっしゃいますように、確かに今は狩猟の人口も減っておりますし、高齢化も進んでおります。ですから、若者を対象に、先ほどちょっと資料で申し上げましたとおり、なるべく試験を受けやすい環境づくり——例えば高千穂あたりで実施するとかいうことは努めておりますけれども、なかなか一気に若者をふやすというような抜本的な対策は、今のところ確約できるようなところでは考えておりません。

ただ、先ほど申しましたように、個体数を減らすというのが有効な手だてなんですけれども、それと加えまして、支援センターなどと一緒にやりまして、確かに里のほうの例えば芋とかいうのが、栄養もあってとりやすいわけですから、そこら辺がとりにくい対策。例えば、くずになった野菜などを捨てないとか、そういうのも総合的に進めながら、うちのほうでやります個体数の減少対策と、それから無駄な餌を与えない対策というのを一緒に連携してやりたいと思っております。

**○緒嶋委員** これはまた、農政のほうに言わんといかんんですけど、もう耕作放棄地も、鹿やらイノシシ、猿の害で、もう山の麓あたりは、耕作しても収穫できないからといって放置になってる。そうすると、そこが彼らの縄張りに

なってしまうわけですね。ますますもって、そういう優良農地は少なくなる。もう植えても植えてついても収穫までとてもじゃないと。猿かイノシシか鹿にやられる。

そういうことであるので、これはもう市町村に、少なくとも若い職員なんかに狩猟免許を取らせる。私は自衛隊に捕獲させと、いつも言いよったんですが、それがなかなかいかんなら、市町村に捕獲班をつくって、やっぱりそういう人たちが、ある程度せんと。今、かごでとっても、それを殺傷する人がいないわけ。かごの中でイノシシを追いこんで、鉄砲で撃つならいいけど、極端に言えば、やりみたいなことやれというのは、なかなか殺すのも大変なんです、捕獲しても。

そういうことであると、これはもうそこ辺まで考えて、市町村との連携の中で——やっぱり市町村の職員にそういう狩猟の好きな人もおるので、そういう人に免許を取らせて、そういう形か何かでせんと、とてもじゃない。もうこれは県職員といってもなかなか大変だろうから、市町村職員に、そういう狩猟免許を持たせる、持ってもらってやるというような形、当面ですよ。自衛隊が一番いいと私は思うけど、なかなかこれは容易じゃないということだから、それぐらいせんと日本も国民も守れん。

そういうような段階に来ておると思うので、これは電気牧柵とか有刺鉄線とか、もう場合によっては、フェンスを張り回さんといかんけど、集落によっては、集落をフェンスで張り回すと、実際、その中で人間のほうがフェンスの中で生活しているような感じになっているわけです。もう本当に、人間のほうが守備範囲が狭くなってきている。実際は、そういうのが奥地の山村の現状なんですよ。

だから、これはもう相当、有害鳥獣対策は、これは抜本的に考えていかなければ、私はなかなか被害額を減少できんんじゃないかというふうに思いますので、いろいろ知恵を出してほしいということをお願いしておきます。あとはいいです。

**○森林業技術センター所長** 今、緒嶋委員のおっしゃったとおりなんですけれども、そういうこともありまして、平成24年度から、私どものセンターの中に鳥獣被害対策支援センターを設置しております。平成24年度に限りますと、330件の、県民の方からの問い合わせですとか、こちらから出向いて行って技術支援、そういったものやっております。大体月に30件、県南から県北まで幅広く活動させていただいています。

その中で、私どもがスペシャリストとして招聘しております井上先生、この方の言葉をお借りするようなんですけれども、確かに、鳥獣の数を捕獲してとるということも必要な一方で、先ほど自然環境課長も申し上げましたけれども、やはり集落ぐるみで餌を少なくすると。生息数を山のほうに追い込んで、さっき緒嶋委員がおっしゃったようなバッファゾーンをなるべく減らして、人間と鳥獣との境をきっちりつける。そういったものを完璧にやった上で、そういう次のステップに進むというようなことで、御指導させていただいております。

それから、その鳥獣の捕獲対策なんですけれども、私どものほうで鳥獣被害マイスター制度というのを持っておりまして、これは被害対策、それから捕獲対策も含めてですけれども、そういうことを指導できる人材を育成しております。去年までで224名、全県に育てておりますので、これらの皆さんを核にしながら、集落単位に、被害対策をとっていきたいというふうに思っ

おります。

○横田委員 自動車の充電インフラ整備についてお尋ねしますが、この資料2の2ページに、料金のところでは無料と有料とありますが、例えばこれは県庁の充電器を使ったら、一般県民でも誰でも無料で充電ができるということなんですか。

○川野環境森林課長 県庁の正面の前庭に充電器を設置しておりますが、無料で開放しております。ことしの3月から一般開放しているところでございます。

条件としまして、主にやっぱり遠方から来られる方、そして、日常的な使い方は、一応避けていただくという形で、今、一般開放しているところでございます。

○横田委員 これは普及するまで当面の間ということですかね。何でかという、やっぱり県庁だって電気を買っているわけで、それを無料で与えるというのは何か違和感があるんですけど。

○川野環境森林課長 この充電器に関しましては、平成22年に総合政策課がまだ所管しているところに、PV・EV連携事業というのでやったんですけども。議会棟の上に太陽光発電設備を同時につくりまして、そこで発電した電気代をこの充電器に充当するという内容でやっておりまして、今、一般開放をやっているんですけども。実績を見ますと、発電量のほうがかなり多くて、使っていただいている電気代のほうが少ないということで、今のところは、県庁にかなりの負担が来ているという状況ではございません。

だから、この事業で充電器が県内各地にできましたら、これは今、啓発の意味でも使っておりますので、このあり方については、また検討

していきたいと思っています。

○横田委員 民間事業所も整備箇所ということでは想定されているみたいですが、こういう民間事業所というのは電気を売ることになるんですかね。いわゆるこの充電することで利益を得ることになるんですかね。

○川野環境森林課長 今想定しているのが、ガソリンスタンドとか、イオンのようなああいう商業施設とか、そういう民間企業、道の駅とかあるんですけども。この補助要件でいいますと、今回、設置工事費までその補助の対象に入れるというのが、公共性のあるもの——要は、利用者を限定せずに、誰でもみずから入れて使えるものについては、補助の内容を充実したような内容になっております。

だから、基本的には、そういう皆さんに使っていただく。それは、有料、無料というのは、特に条件にはしていないんですけども、基本的には、その実費以上を取るというのは、公共性ということとは——結局、自分のその商業施設、イオンで買い物した人だけに充電していいよというようなのは、公共施設としては認められないので、自由に使っていただくということの一つの条件として、補助をやっていくような事業でございます。

そういう条件を付した場合は、ここにありません一番下のその他の事業とありますが、購入費の2分の1というのが対象になっていくというふうに考えております。

○横田委員 以前、電気は売電できないというふうに聞いた記憶があるんですけど、要するに、例えばイオンならイオンでそういう施設をつくって、一般の人はそれを利用して充電する。それは、だからイオンがその電気を売ることとはできないんですよ。意味はわかります



か。転売、転売。

要するに、九電の電気を使って充電するわけでしょう。で、例えばイオンにつくっている設備を、充電設備をして利用者が充電する。そのいわゆる電気代ですよね。要するに、九電の電気料と同じ料金で利用者が充電するのか、それともイオンがその何ぼか分、利益分を取って充電するのか、そこら辺がよくわからないんですけど。

○川野環境森林課長 ちょっとお時間をいただいてよろしいでしょうか。

○山下委員長 はい。

○蓬原委員 関連です。

ビジョンでは365カ所ですよ、これに3番目の「充電器購入費の2分の1」、いわゆる事業所で勝手に常時社員を抱えるところは、自分のところにつけるとかいうのは、この2分の1でもって、365プラスアルファはあってもいいということですよ。

補助対象で、ビジョンでやるのが365ということでしょう。プラスアルファ個人でやる分について、個人っていうか、事業所とかでやるのについては問題ないわけですよ。

○川野環境森林課長 はい、そうです。365カ所はこのビジョンに基づく整備をするということですよ。

○蓬原委員 それと、その市町村ごとに式があって、例えば、この市町村であれば何カ所というのが出ていますよね。この中の配置、適正配置というのは、どういうふうに縛りくれるんですか。

○川野環境森林課長 今回のビジョンにつきましては、その市町村の中での配置計画というのは、具体的にこのビジョンの中では定めておりませんで、市町村の範囲の中で何カ所配置して

いただくというビジョンになっております。

だから、この場所にしないといけないということではなく、その市町村の中の域で考えていただくというビジョンでございます。

○蓬原委員 それは市町村が考えるということでしょうか。でないと、どうかすると1カ所に——例えば、ある町で8カ所だった場合、その8カ所がすぐ近くにかたまってしまうと、その周辺部がないとか、その辺のところは大丈夫なのかなと感じるんですけど、そのあたりについて、間違いない、大丈夫ですか。

○川野環境森林課長 この整備計画の目標数というのは、先ほど申し上げました一定の計算式ではじき出した場所数と、それからこれを策定するに当たりまして、市町村と、そのはじき出した数字が、果たしてその市町村の実態に合致しているのかどうかというのを協議いたしまして、そこで市町村の御意見を伺いながら、ちょっと調整して割り出した数でございます。

だから、その辺の適正配置については、やはりある程度、その配置というのはあると思いますが、基本的には今回の事業というのは、このビジョンのこの計画数の範囲内で、公共性があるかどうかを県が確認をいたしまして、確認書を渡して、次世代自動車センターが認定していくという、補助事業の対象にしていくというようなスキームになっております。

○蓬原委員 だから、そうなったときに、その市町村の中の適正配置は、じゃあ、もう市町村長が権限を持って指導するとか、何かそこ辺までやっておかないと、私が言うように、ある町の1カ所に集中してしまうと、非常に使い勝手の悪い電気スタンドになりますよということなんですよね。その辺はまだ、そこまではビジョンでは考えていらっしやらないということですよ。

かね。

**○川野環境森林課長** その市町村ごとの適正配置の考え方は、この事業そのものが市町村を経由するような申請方法にはなっていないんですけども、今のところその配置については、もう市町村レベルでということのざっくりした配置数になっております。

**○蓬原委員** うん、ざっくりですね。ざっくりだから、また、そこらは後で細めにいかないかとでしょうね。

1件だけ、じゃあ、PHVについても一緒ですが、電気自動車について聞きます。俗に我々は、ガソリン車の場合は、キロ当たり、リッター何キロ走るか、キロ当たり単価幾らだという計算の仕方をしますよね。

この電気自動車の場合は大体、単価はキロ幾らとかいう計算式は、どれぐらい安くなるのか念のために教えてください。経済性です。

**○川野環境森林課長** 電気自動車の場合は、ガソリン車より車体価格、大体100万円ぐらい高いというふうに言われておまして、走行距離が50から200ということで、上等なものについては200ぐらい走るということでございまして、ガソリン車が大体400から500ぐらいが走行でき、1回の給油で走るということでございます。

**○蓬原委員** ここじゃなくて結構ですから、細かい話になりましたので、そういうガソリン車との経済比較みたいなやつを、キロ当たり、例えば満タン当たり幾ら走る、トータル何キロ走りますよ。こうしたときに、その満タンにする費用がこれだけだから、割り算するとキロ当たり単価がこれだけになりますよ。ガソリン車はこうなりますよ。ただし、購入価格はこれだけ高いですよみたいな、経済比較表をちょっといただきたいと思います。よろしくお願いま

す。

**○山下委員長** それは手持ちにはないんですかね。

ビジョンをつくる上で。台数が、普及が、まだ今は400ぐらいでしょう。どれぐらいのスピードでふえてるのか。

例えば、日産のスタンドが多いんですよ。トヨタとかそういうところは普及していないのか、わからないもんですから、どうぞ。

**○川野環境森林課長** やはり、一番早かったのが日産、それと三菱が多くて、最近、プラグインハイブリッドということでトヨタとか、あとホンダとかが参入してきているような状況でございます。本県でいいますと、次世代自動車センターの統計によりますと、やはり2012年、2011年あたりからかなり普及が進んできておまして、400台近くになっているということでございます。

**○山下委員長** はい、わかりました。そのほかありませんか。

**○岩下委員** 木材利用技術センターの所長が、せっかくおいでですのでお聞きしますが、自然の中で風雨というか、テラスをつくった場合に、杉材でつくった場合に、自然の中で大体何年ものものなんですか。

**○飯村木材利用技術センター所長** 私が申し上げているのは、3年、5年、10年というふうに、ユーザーの方には答えています。

3年というのは、何もしないで初期状況が守れるのが3年。5年は塗装をして、少し劣化を緩和するような方法を講じた場合が5年。10年は薬剤を注入した場合には、今の技術ですと10年はもちます。

**○岩下委員** 今、薬剤と言われましたが、それは、よく我々素人では、シロアリの何とかをす

るために注入をするって青くなっている、そのことなんですか。

○飯村木材利用技術センター所長 まさにおっしゃるとおりで、青というのは銅の証拠です。金・銀・銅の銅を注入しているということですね。

○岩下委員 結局、それが一番効率がいいということですか。

○飯村木材利用技術センター所長 今は横並びで、土木は10年を求めてきています。ですから、メーカー側も10年の品質担保をする体制に今、整えつつあります。

そういう意味で、初期投資と10年間の利用を考えた場合、最も合理的な木材利用法になると思います。

○岩下委員 そういう場合、例えば幼児、子供たちの遊具に使った場合に害はないのかどうか、よく気になるものですからお聞きします。

○飯村木材利用技術センター所長 確かに薬害があるかどうかというのは、厚労省の基準もあるんですけども、メーカー側が今、非常に敏感になりまして、問題ないという証明書を出しています。

ですから、その証明書があれば、何かあった場合に、親もとのほうは裁判で訴えることができるという、そこまで厳しくなっていますので、その薬剤については、私は信用していいと思っています。

○横田委員 ちょっと先ほどの質問が悪かったかもしれませんが、有料と無料とがありますよね。結局、有料ということは何ぼかの価格設定を当然されるわけで、その価格設定の仕方が、例えば九電の電気料金になるのか、それともそれに事業所がもうけ分を上乗せしての価格設定になるのかということをお聞きしたかった

んですよ。

何でかという、例えば、大型商業施設とかホテルとかそういうところは、もしもうけ分がなくても、お客さんに対するサービスとか、そういうことでカバーできるかもしれないけど、例えばガソリンスタンドとかは、もうけ分がなかったら、何のためにつけるかわからないですよ。そこらあたりちょっとお聞きしたかったんですが。

○川野環境森林課長 今の御質問、売電という意味合いではなくて、施設の利用料という形で有料の場合はいただく。充電施設の利用料という形で、委員が言われたように、その利用料が、実際の電気代にプラスアルファの上乗せは、多分、されていると思っているんですけども、細かい数字はちょっと手元にはないんですが、いわゆるその売電という意味合いではなくて、利用料という形でいただいているということになります。

○横田委員 施設利用料ですね。理解しました。

○高橋委員 戻りますけど、その他報告事項の森林・林業長期計画の関係で、先ほど緒嶋委員が聞かれていた、公共建築物における木造率ですよ。いま一度確認しますが、法律では「公共建築物等」になっていますわ。だから、先ほど純然たる公共建築物以外の民間の建物も、公共に資するものはそれは範疇ですよということ、多分、説明されたと思うんですが、そういう認識をしていいですね、そこをまず確認します。

○石田みやざきスギ活用推進室長 いわゆる公共建築物木材利用促進法に基づく公共建築物の中に、公的な例えば国ですとか市町村ですとか、これが整備する建物のほかに、民間が建てる病院とか保育所とかそういったものは、もともと

含まれてございます。

「等」の部分でございますけれども、その法律におきましては、いわゆる公共建築物以外につきましても、木材利用を促進しましょうということが、うたわれておりまして、その部分を「等」で呼んでいるということでございます。

○高橋委員　そこで私、勘違いしていたら、また訂正してください。10年後とかに、目標値を50%か何か設定していたと記憶しているんですが。だったら、この目安とか実績、目安というのは、どこかで50にならんといかんと、私はこの資料を見ながら思ったところで、その辺の考え方について教えてください。

○石田みやざきスギ活用推進室長　長期計画におきましては、平成32年度の目標値を30%に置いてございます。これにおきまして、いわゆる建てかえの時期ですとか、そういったところで木造化、木質化をどんどん進めていただくよというということで検討して、働きかけを行っているという状況でございます。

○高橋委員　じゃ、30%にここは、どこかの時点ですべきですよ。このいわゆる今回、24年度の目安では19になっていますが、これは木造率のパーセントですよ。これは、いずれかの時点で30に数字が変わらないかんときが来ると思うんですよ。そういう理解をしないかんですね。

もう時間ありませんから、次にいきますね。

そこで、私は、先ほど緒嶋委員もおっしゃっていましたが、この木造化率というのは、私は、まだまだ伸び代があるなというふうに思うんですよ。例えば、純然たる公共建築物、もし、この公共建築物が、それは木造はだめだよと言えればそれまでですよ。例えば、延岡の救急病センター、この階段がある壁なんか、木

造にしてもよかったのに全く使っていないわけですよ。そういうのもあるし、あと、ミヤチクのアグリーナでしたっけ。あそこは合板とか使ってやっていた、あの大きな建物。

だから、あの辺は経済団体がつくったやつでしょうけど、あれも不特定多数の人が来る——公共建築物の範疇に入れば。もっと働きかけをすれば、木造率は上がるのかなということがあったもんですから、その辺は今後、部内でいろいろと対策をいただきたいなと思います。

あと1点、最初のほうの再生林面積ですよ。これは、最近あんまり話題になりませんが、植栽未済地、ここを対策するいわゆる面積というふうに理解するわけですよ。植栽未済地というのは、まだ、この沙汰じゃないと思うんですけど。いわゆる目安が、平成24年度目安が1,500ヘクタールになっていますよね、もう、それを24年度クリアして111%。

だから、植栽未済地というのは、改善されているってことで理解をしいと思います。

○水垂森林経営課長　ここで上げております再生林面積、今後、32年の素材生産量190万という目標を掲げまして、当然ながら、それに向かって主伐の面積もふえていく。主伐面積がふえますと、当然ながら再生林面積もふえていくということで、再生林の面積は、平成30年に1,900ヘクタールまで上がっていくだろうということで、試算しているわけでございますけれども、植栽未済地をなくしていこうというのが、もちろん根底でございます。

ただ、主伐したところも、全て再生林にするという考えは持ち合わせておりませんで、条件のよいところ、あるいはその市場に近いところ、それから傾斜の緩やかなところ、そういったところは再生林を進めましょうということで。そ

の一方、反対側に、その道から遠いところとか急斜面なところ、そういったところは、あえて再造林は無理しないというような計算をしています。

今現在、1,500に対して1,600ヘクタール、私どもは順調に推移しているんじゃないかなというふうに判断しております。

**○高橋委員** 先ほど私が言ったことは訂正せんといかんですね。1,500というのが、今、宮崎県で再造林すべきだろうという面積。いわゆる、おっしゃっていましたが、ここはもうするには及ばないというところもあるとおっしゃいましたよね、急斜面だとか、そういうところを除く最低でもこの面積はすべきであろうというのは1,500だと。ということは、もう十分、その対策を図っているということで理解していいですね。

**○水垂森林経営課長** 再造林の面積というのは、先ほど言いましたように、素材生産量とも大いにリンクするわけでございまして、計算上は、100を切ったところを100切ったところのうちの4分の3、75%については再造林していこうということで試算しまして、この数字を上げております。

**○蓬原委員** 建設工事における指名競争入札の試行状況についてですが、環境森林部の表8件のうち6件とありますが、この2件は、まだその決定していないということで、入札が行われていないということでの数字でしょうか。それとも、入札不調ということでしょうか。11ページですね。

**○佐藤自然環境課長** 11ページの右側の表の8と6の差ですけれども、これにつきましては、この試行のところは不調というのは起こっておりませんで、あくまでもそのまだ落札が決定し

ていないという表記でございます。

**○蓬原委員** 応札状況の最低は89、最大98.7ということなんですが、緊急経済対策で今、いっぱい公共三部で出ていますよね。もう実際、建設業者、かなり減ってしまって、みんな物すごく仕事を今、もらっているわけですよ。もらってて、もう実際、アップアップの状況だと。もし今、災害があったらどうしようかと思っていたと。これは現実の話です。

したがって、恐らくこれからは、この応札状況の率は上がるんじゃないかというふうな、見込みではないかと私は考えます。ということは、応札をしないといけない。まあ、しないといけないというか、指名なりますよね。まさか断るわけじゃない。いく、もう駄目もとで高く入れるわけですね。

ところが、現実の話として私が聞いたのは、それでも落ちちゃった。やらざるを得ない。さて、あしたからどうやって人を集めようかという話なんです。本当の話です。これは現実の問題として頭にとどめてほしいんです。

それで、質問したいのは、この緊急経済対策は15カ月予算として平成24年度なんですよね。これが26年度に越していいんですかね。25年度越して、26年度に俗に言う繰越明許で繰り越しができるのでしょうか。

**○佐藤自然環境課長** もう26年度に繰り越しはできません。

**○蓬原委員** できないですね。この議論を前、いろいろしたことがありました。あと200件、発注いただけるわけですよ。仕事がなかったところに、今こうやって、アベノミクスと言ってもいいのかもしれないけれども、仕事が来ましたから、大変皆さん、今、結構、景気はいいんです。いいんですがそういう状況で、これまで

件数も減っている、人も減らしているの、なかなか仕事はあるけど受けられないという状況があるので、私が言いたかったのは、なぜ26年度に越してはだめかと聞いたのはそこだったんですけど、この200件というのをここだけで200件ですよ。県土整備はまだ多いと思うんです。

あしたは農政がありますから農政でやりますけど、これをできるだけ、公共三部で調整をとりながら、この平準化というか、一気に集中しないように。かといって26年度に越していかんという制限はあるでしょうけど、うまくやられたほうがいいのではないかな。

ということは、やっぱり品質にかかわってくる話だと思うので、後でこの緊急経済、いっぱい物はつくったが、一応、完成したけれども、後でいろんなまた崩れたとかがあってもいけないので、そういうことも声として届けておきたいというふうに思っています。

何か感想がありましたら。

○佐藤自然環境課長 この200件ですけれども、ここは他部の内訳はわかりませんが、全部、緊急補正にかかわるものじゃなくて、大体の率でいきますと、環境森林部は15件ぐらいやって、今、8件ということなんです、半分ぐらいは25年度分ということになっていますので、それにつきましては繰り越しが可能かと思っております。

○蓬原委員 その緊急経済対策の分が何件ぐらいあって、あと未発注が幾らなんですか。

○佐藤自然環境課長 今、申しましたとおり、先ほど申しました、ここの表に載っております環境森林部の8件につきましては、いわゆる補正にかかわるものですが、あと7件につきましては、25年度分にかかわるものでございます。

○蓬原委員 25年度中に確実に終わらないといけないもの。

○佐藤自然環境課長 そうですね、8件につきましては、繰り越しができないということになります。

○蓬原委員 あとのやつは、まあ最悪、繰り越し明許でもいいよということですね。理解しました。ありがとうございました。

○山下委員長 そのほかありませんか。いいですか。

なければ、これでその他報告事項を終わりたいと思うので、そのほか何かございませんか。ないようですね。なければ、環境森林部の審査を終了いたします。どうも御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時55分休憩

---

午後1時59分再開

○山下委員長 委員会を再開します。

それでは、あした10時から開会ということで、農政水産部に入りたいと思います。

本日の委員会は、これで終わります。

午後1時59分散会

平成25年 9 月 20 日 (金曜日)

午前10時0分再開

出席委員 (8 人)

委 員 長	山 下 博 三
副 委 員 長	有 岡 浩 一
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	蓬 原 正 三
委 員	横 田 照 夫
委 員	岩 下 斌 彦
委 員	高 橋 透
委 員	前屋敷 恵 美

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

農政水産部

農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
農 政 水 産 部 次 長 ( 総 括 )	興 梶 正 明
農 政 水 産 部 次 長 ( 農 政 担 当 )	郡 司 行 敏
農 政 水 産 部 次 長 ( 水 産 担 当 )	那 須 司
畜 産 新 生 推 進 局 長	中 田 哲 朗
農 政 企 画 課 長	鈴 木 大 造
ブ ラ ン ド ・ 流 通 対 策 室 長	甲 斐 典 男
地 域 農 業 推 進 課 長	向 畑 公 俊
連 携 推 進 室 長	大 久 津 浩
営 農 支 援 課 長	工 藤 明 也
農 業 改 良 対 策 監	後 藤 俊 一
食 の 消 費 ・ 安 全 推 進 室 長	和 田 括 伸
農 産 園 芸 課 長	日 高 正 裕

農 村 計 画 課 長	宮 下 敦 典
畑 かん 営 農 推 進 室 長	原 守 利
農 村 整 備 課 長	河 野 善 充
水 産 政 策 課 長	成 原 淳 一
漁 業 ・ 資 源 管 理 室 長	日 向 寺 二 郎
漁 村 振 興 課 長	神 田 美 喜 夫
漁 港 整 備 対 策 監	木 下 啓 二
畜 産 振 興 課 長	押 川 晶
家 畜 防 疫 対 策 課 長	西 元 俊 文
工 事 検 査 監	岩 永 修 一
総 合 農 業 試 験 場 長	井 上 裕 一
県 立 農 業 大 学 校 長	山 内 年
水 産 試 験 場 長	山 田 卓 郎
畜 産 試 験 場 長	岩 崎 充 祐

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	佐 藤 亮 子
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

○山下委員長 おはようございます。それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○緒方農政水産部長 農政水産部でございます。よろしく願いいたします。

説明に入ります前に、まず、おわびを申し上げたいと思います。

職員のコンプライアンスにつきましては、日ごろから徹底を図ってきておりますけれども、先般、農政水産部職員が酒気帯び運転により検挙されたことから、停職6カ月の懲戒処分を行いました。このことは、県議会を初め県民の皆様の信頼を大きく損なうものでございまして、

まことに申しわけなく、深くおわびを申し上げます。あすから、秋の全国交通安全運動が始まりますけれども、今後このようなことがないように再発防止対策に鋭意取り組みまして、信頼回復に全力で努めてまいりたいと存じますので、委員の皆様方におかれましては、引き続き、御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

次に、9月上旬に来襲しました台風17号による農水産業関係の被害状況についてでございます。座って御説明をさせていただきます。

県南西部を中心に、農作物の倒伏被害のほか、水田、水路、農道等に約1億3,000万円の被害が生じているようでございます。市町村を初め関係機関と連携を図りながら、復旧事業等、適切に対応してまいりたいと存じます。

それでは、資料に基づき御説明を差し上げたいと存じます。まず、委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思えます。

議案第1号「平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」及び議案第2号「平成25年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算(第1号)」についてでございます。今回の補正は、国庫補助決定等に伴う補正でございます。

補正額につきましては、平成25年度歳出予算課別集計表の中ほどの列、一般会計の合計の欄にありますように、12億6,478万1,000円の増額補正をお願いしております。また、特別会計の補正額につきましては、下から2段目の合計の欄にありますように、1億642万1,000円の増額補正をお願いしております。この結果、農政水産部全体の補正後の予算額は、一番下の欄にありますとおり393億8,873万2,000円となります。補正内容の詳細につきましては、各課長から説明させていただきます。

次に、資料の2ページをごらんください。

繰越明許費についてであります。公共土地改良事業及び水産基盤整備事業の計4件につきまして2億1,892万円の繰り越しをお願いしております。これらは、工法の検討に日時を要したことなどにより繰り越しが見込まれるものであります。

次に、議会提出報告書についてでございますが、まず、5ページをおめくりいただきまして、5ページは損害賠償額を定めたことについてでございます。

それから、次の6ページでございます。おめくりいただきまして6ページは、県が出資している法人等の経営状況についてでありますけれども、法人等の経営状況につきましては、地方自治法及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例、この規定に基づきまして、農政水産部所管7法人の経営状況等について御報告するものでございます。

最後に、17ページをお開きいただきたいと思えます。報告事項でありますけれども、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画の平成24年度取り組みの概要につきまして、これを初めとして7項目について関係課長から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは以上であります。

**○向畑地域農業推進課長** 地域農業推進課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の57ページをお開きください。

地域農業推進課の9月補正予算額は、特別会計で1億642万1,000円の増額補正をお願いしております。この結果、9月補正後の特別会計予算額は、右から3番目の欄にありますように3億2,050万4,000円、一般会計を合わせた全体の



予算額は41億4,912万8,000円となります。

主な内容について御説明申し上げます。59ページをお開きください。

就農支援資金特別会計の(事項)就農支援資金対策費であります。これは、認定就農者が新たに農業経営を開始するために必要な無利子資金の貸し付けを行い、就農の促進を図るものですが、今回の補正では、昨年度の決算剰余金が確定したことに伴い、これを本年度分へ組み入れるものであります。貸付金、取扱手数料補助と合わせまして1億642万1,000円となっております。

地域農業推進課は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○河野農村整備課長** 農村整備課です。

歳出予算説明資料の61ページをお開きください。一番上の行をごらんください。

農村整備課の補正予算としまして、7億8,931万8,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますように129億4,264万1,000円となります。

主な内容について御説明いたします。63ページをお開きください。

上段の(事項)公共農村総合整備対策費として4,537万円の増額補正をお願いしております。主なものといたしましては、説明の2の「中山間地域総合整備事業」ですが、中山間地域において、立地条件に即した農業の展開や地域活性化を図るため、生産基盤及び生活環境基盤の整備を実施するものであります。

次に、下段の(事項)公共土地改良事業費として4億8,808万1,000円の増額補正をお願いしております。主なものといたしましては、説明の1の「県営畑地帯総合整備事業」ですが、担い手の育成、強化を図るとともに、多様な営農

形態に対応するため、畑地かんがい施設の整備などを実施するものであります。

次に、64ページをお開きください。

上段の(事項)公共農道整備事業費として4,918万2,000円の増額補正をお願いしております。主なものといたしましては、説明の2の「県営基幹農道整備事業」ですが、農産物の輸送の効率化による生産性の向上を図るため、農道の整備を実施するものであります。

最後に、下段の(事項)公共農地防災事業費として2億668万5,000円の増額補正をお願いしております。主なものとしましては、説明の1の「県営震災対策農業水利施設整備事業」ですが、地震に対して災害の未然防止や被害の軽減を図るため、農業水利施設等の耐震性点検などを実施するものであります。

農村整備課は以上でございます。

**○成原水産政策課長** 水産政策課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の65ページをお開きください。

当課の9月補正予算額は、一般会計で450万円の増額補正をお願いいたしております。この結果、9月補正後の一般会計の予算額は、右から3番目の欄にありますように22億9,407万7,000円、特別会計を合わせた全体の予算額は24億976万円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。67ページをお開きください。

(事項)水産業試験費450万円の増額でございますが、これは、独立行政法人水産総合研究センター及び公益財団法人宮崎県産業振興機構からの研究開発の受託決定によるものでございます。

説明欄1の(1)の水産加工試験費100万円でございますが、これはチリメンジャコを加工す

るものですが、チリメンジャコ加工において派生し、廃棄されていた煮汁に含まれる機能性成分を活用した新たな商品を開発する研究でございます。

その下の(2)の養殖魚病対策試験費250万円でございますが、これは、国の認可を受けているワクチンについて、使用可能な魚種を拡大するため、対象となっていない魚種に対する有効性を確認する研究でございます。

2の(1)の内水面増養殖試験費100万円でございますが、これは、資源の減少が指摘されておりますウナギの生態や資源状況等について調査し、ウナギ資源の増殖を図るための基礎データを収集するものでございます。

水産政策課は以上でございます。

**○神田漁村振興課長** 漁村振興課でございます。

同じく、お手元の平成25年度9月補正歳出予算説明資料の69ページをお願いいたします。

漁村振興課の9月補正額につきましては、一般会計のみで3億4,860万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3番目の欄にございますように38億3,541万円となります。

それでは、内容について御説明いたします。71ページをごらんください。

(事項)水産基盤(漁港)整備事業で3億4,860万円の増額補正をお願いしております。主な事業といたしましては、老朽化しております漁港施設の補修や更新を行い、施設の長寿命化を図ります「水産物供給基盤機能保全事業」の1億9,110万円と、地震・津波等の自然災害に対して、防波堤や岸壁などの漁港施設の機能強化を行います「漁港施設機能強化事業」の1億4,700万円をございまして、いずれも国庫補助決定に伴う増額補正でございます。

漁村振興課は以上でございます。

**○押川畜産振興課長** 畜産振興課でございます。

同様に、歳出予算説明資料の73ページをお開きください。

畜産振興課の9月補正額は、一番上の行、一般会計で1億2,236万3,000円の増額補正をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は31億5,252万6,000円となります。

それでは、この事業の内容につきまして御説明いたします。申しわけございませんが、別冊の環境農林水産常任委員会資料の3ページをお開きください。

新規事業の「肉用牛振興施設整備事業」でございます。今回、その事業の中で、下の表にございますように①と②の2つの事業を計画してございます。3ページの上の1の事業の目的にございますように、まず、①の事業といたしましては、家畜市場において、上場する家畜の、より詳細な情報を、より早く購買者に提供できるように、セリシステムを高度化することで家畜市場の取引の活性化を図るものでございます。また、②の事業といたしまして、口蹄疫により畜産農家戸数及び頭数が減少しております児湯・西都地域において、肉用牛生産の規模拡大を推進し、地域内一貫体制を進めるために、肉用牛肥育施設の整備を図るものでございます。

補正額は、2の事業の概要にありますように、合わせまして1億2,236万3,000円の増額で、国庫補助決定に伴うものでございます。

事業主体は、①の家畜市場整備につきましては、家畜市場開設者でございます畜連(畜産農業協同組合連合会)や農業協同組合となっております。②の家畜飼養管理施設につきましては、農業生産法人で認定農業者でございます株式会社サイトーファームでございます。

事業の内容でございます。①の家畜市場整備につきましては、4ページの写真等をごらんください。家畜市場内で複数の情報を提示できます多目的ディスプレイや、場内、場外での掲示盤、さらにシステムと連動した体重計の設置など、事業主体でございます県内5市場の市場開設者が、それぞれの家畜市場の状況に応じましてセリシステムを高度化するための整備を行うものでございます。また、あわせまして、宮崎中央農協におきましては、市場の消毒設備の整備も行うこととしてございます。②の家畜飼養管理施設につきましては、120頭規模の肥育牛舎を2棟と、それに伴います関連施設の整備を行うものであります。

財源は全て国庫支出金となっており、補助率は2分の1となっております。

説明は以上でございます。

○山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案等についての質疑を承ります。

○横田委員 農村整備課にちょっとお尋ねしますけど。農地防災事業費の農業水利施設整備事業、これは崩壊浸食の発生を未然に防止する事業に要する経費ということですけど、農業施設に対する耐震診断をするということなんでしょうか。例えば、池の堤防とか用水の管とか、そういうことの耐震診断をするということですか。

○河野農村整備課長 今回補正をお願いしている分につきましては、委員が今お話しされたように、土地改良施設関係、農業水利施設関係、これの耐震性の点検等を行うことになりました。

○横田委員 すごい数があると思うんですけど、どういう絞り方をされる考えなんでしょうか。

○河野農村整備課長 主だったものとしましては、ため池、それから農道橋等になってまいり

ます。ため池については県内で約700カ所ございますが、事業の採択要件等もありまして、そのうち採択要件に合いました600程度について一斉点検、そして、その後に市町村等におきまして団体事業としまして、市町村の要望に応じて、100カ所程度について耐震性の点検等を今後行っていくというような計画になっております。

○横田委員 当然、耐震診断をするということは、診断の結果、ちょっとここは危ないなというところは、次の事業とかで耐震補強をしていくということにつながっていくわけですね。

○河野農村整備課長 はい、御指摘のとおりで、ただ、實際上、整備となりますと、今度は負担の問題もございますので、そこは地元のほうとも打ち合わせをしながら、計画的に実施のほうをしていきたいというふうに考えております。

○横田委員 わかりました。もう一つ、いいですか。

畜産課にちょっとお尋ねしますけど、このセリシステムは、現在もついているわけですけど、それとどのように違うシステムになるんでしょうか。

○押川畜産振興課長 今回の家畜市場の電子セリシステムに関してでございますが、従来からあっておりますセリシステム、基本的にはその延長線にございますけれども、それぞれの家畜市場におきましては、平成10年、もしくはもっと先に整備したものがございまして、時々、セリシステムが停止するであるとかいう故障もありません。

それと、最近の購買者の状況からしまして、肉用牛の餌がどうであるとか、いろいろな瑕疵がどうであるとかいうのを、情報として早くいただきたいという要望がございます。特に家畜市場の場合、その日の朝、子牛を積んだりおろ

したりするときにはけがをしたとかいう、その日に出てくる瑕疵等もございますので、それをいち早くシステムの中で表現できる多目的の液晶表示盤等々をそろえることによりまして、より全国から購買者の方に来ていただくということもありまして、高度化ということで国のほうから認めていただいた事業でございます。

○横田委員 5カ所設置されるみたいですけど、そこそこで事業費はかなり違うんですけど、この違いはどこから出てくるんでしょうか。

○押川畜産振興課長 それぞれの事業主体で、先ほど申し上げましたように、まず設置した年数が違うこと。あと、今回、セリシステムそのものを一式とございますけれども、それぞれの掲示盤の数でございますとか、表示盤の数等々の違いがございます。その差が出ているということでございます。

○緒嶋委員 今の畜産団地整備育成事業、これは江藤副大臣なんかはかなり頑張っていたというのを伺っておるんですが、これは、国庫補助残は、これは設置する事業主体ですか。県は、全然これは補助しないわけですね。

○押川畜産振興課長 まず最初に、今回の補正でお願いするようになった状況でございますけれども。先ほど申し上げましたように、セリシステムはかなり年数がたっておりまして、どこかで改修をということで地元で声が上がってございました。いろいろな要望をしていく中で、24年度に、当初1万頭規模の市場という要件がございました。これが5,000頭規模、中山間でいきますと、もっと頭数が少なくてもやれるというふうに要件緩和されたことで、今回お願いすることになりました。

自己負担につきましては、それぞれの事業主体、もしくは地域によりましては、関連する市

町村にもお願いをしているということでございます。

県といたしましては、ほかの事業等々との均衡もございますので、直接の支援というのはございませんけれども、ファンド事業等々で、今回の国の事業では見られない部分、ちょっとした小さい部分でありますとか屋根の改修をするとか、いろいろあわせてありますので。その辺につきましては、事業費200万円程度で支援ができないかということは今検討しているところでございます。

○緒嶋委員 その分については、補正がなくても既存の予算でできるということですか。

○押川畜産振興課長 はい、そうでございます。

○蓬原委員 63ページの農業集落排水事業。これはどこですか、場所を教えてください。

○河野農村整備課長 集落排水につきましては1カ所で、日南市の北郷地区になります。内容的には機能強化等についての調査、ハードのほうではなくてソフト関係になってまいります。

○蓬原委員 今から調査が始まるということですか。

○河野農村整備課長 もう既に設備のほうは過去に完了しておりまして、いわゆる更新等に向けて調査等を行っていくというようなことになります。

○蓬原委員 わかりました。発展して聞きますが、この農業集落排水は、まだ今からやろうというそういうところが、機運というか、何かあるんですか。

○河野農村整備課長 もう数年前で、ほとんど全て県内の要望箇所については整備は終わっております。

現時点では、今後の整備要望——新設ということになりますけど——については今のところ

市町村等から上がってきてないという状況でございます。

○蓬原委員 わかりました。

次に、67ページの内水面増養殖試験費100万円。いよいよウナギが、絶滅危惧種だったですかね、で、10月から12月は川で捕獲禁止という、そういうことにもなったわけで、大変興味の深いところなんです。どういう試験内容か、まず教えてください。

○山田水産試験場長 今回のウナギ生息状況等緊急調査事業につきましては、国の補助事業を受けて行っている調査で、具体的に県内におきましては、県北の五ヶ瀬川水系でやながございまして、やなに落ちてきますウナギについての生態とかいうのを調査するというのが一つ。

それと、宮崎市にあります清武川におきましてウナギの生息状況を調べるということで、ウナギの調査方法として、石倉づくりという漁法がございまして、そこにどういふ魚が集まるかについて調査をするということになっております。

○蓬原委員 基本的には川の生態状況を把握するということですが、この先は、どういふ発展を考えておられるんですか。意外と、日本人の食文化に関する大事な研究になるかと思うんですが。

○成原水産政策課長 ただいま試験場長のほうから、調査内容につきましては御説明申し上げたところですが、ウナギの生態の中でも特に下りウナギということで、産卵のために海に下るウナギがいつの時期にどのような形で下っていくかということが、今現状として、余り十分把握されてないということがございまして、それを把握しようというのが主な目的です。

今、委員からも発言がありましたように、3

カ月の禁漁措置をしておりますけれども、さらにこの生態知見をもとに効果的な資源管理、規制、そういったものを発展的に行うための基礎データになるということでございます。

○蓬原委員 わかりました。確認です。志布志の国の水産試験場で、稚魚を生産して、まだまだ研究しないといけないことがいろいろあるようですけれども。そういうことではなくて、親ウナギをどうやって保存しようかという話ですね。いわゆる稚魚を産ませて、それで増殖を図ろうという方向には行かないということですか。

○成原水産政策課長 この調査試験については、申し上げましたとおり、天然ウナギの保護・増殖につなげようという目的なんです。種苗生産の部分の問題につきましては、別途、国の研究センターでもやっておりますし、県単事業においても、雌の親ウナギの産卵を、あるいは成熟を、どのようにしたら効率的にできるかという研究をあわせてやっておりますので、そのような成果は、種苗生産のほうに生かしていきたいと考えております。

○前屋敷委員 63ページの公共農村総合整備対策費の中の2番の「中山間地域総合整備事業」とありますが、具体的にはどういふ事業なのか、お聞かせください。

○河野農村整備課長 まず、事業名にございますように中山間地域におきます生産基盤、そして生活環境基盤ということで。具体的には、例的には圃場整備とか農道、そして排水路。そして環境のほうでいきますと飲雑用水とか、そういったものを地区の要望に応じまして計画をつくり、それを実施していくというふうなことになります。

○前屋敷委員 地元の要望に応じてということですが、何カ所ぐらいを予定されているんです

か。

○河野農村整備課長 本年度実施地区数としましては4地区ございます。今回の補正でお願いしている分については2地区というような形になります。

○前屋敷委員 それとあわせて、その下の公共土地改良事業費ですが、この1番の県営畑地帯総合整備事業、これは何カ所ですか。4億ほど補正が組まれてますが。

○河野農村整備課長 本年度実施地区数としましては、全体で36地区を実施することとしております。

○山下委員長 もうちょっと詳しく。36地区といたって、どの区域ぐらいは言ったほうがいいんじゃないの。児湯地区なのか、西諸なのか。

○河野農村整備課長 申しわけありませんでした。

例えば、都城盆地のほうの払川第1であったり、そして西諸のほうの白鳥1期というような形で——基本的には国営かんがい排水事業の関連事業として畑地帯総合整備事業を実施しておりますので、国営かんがい排水事業を行っている中部、北諸、西諸、児湯管内で合計36地区というような形で実施をさせていただいております。

ただ、1地区だけ、南那珂の奈留地区だけは国営関連ではございませんが、客土工とか暗渠排水工について本年度から実施予定ということにしております。申しわけありませんでした。

○緒嶋委員 今の説明は議事録に載るとよ。その場合、2カ所と言ったら、議事録を見て2カ所じゃどこかわからんわけよ。具体的に、ある程度、箇所ぐらいは言わんと。議事録を読んで2カ所ですと、見る人から見れば何のことかわからんわけです。2カ所が何かと、どこかと。

詳細なところまで言わんにしても、ある程度、2カ所はどこどこだというぐらいは言わんと。2カ所、そういう議事録じゃ、後から議事録を見ても意味が全然通じんわけです。だからある程度具体的に、詳細というよりも、大きな金額については、どこどこを含む何カ所とかいうような言い方をちょっと考えるべきじゃないかと思うけど、そのあたりの答弁の仕方がどうかですね。議事録を見たら、全然理解できんですよ。

○山下委員長 わからないから聞いてるんですから、箇所とか、主な地域とか、そういうことは明確に答弁ができるようにしとっていただくとありがたいと思います。

○緒嶋委員 中山間地と我が地域は関係がかなり深いんですけど。中山間地域総合整備事業、このあたりからちょっと説明してください。

○河野農村整備課長 今回の中山間地域総合整備事業につきまして補正をお願いしているのは2地区ということで、日之影町の七折地区ほか1地区という形になります。

○緒嶋委員 次に、この広域営農団地農道整備事業、これも関係があるかなと思ってるんですが。県営基幹農道整備事業。

○河野農村整備課長 まず、広域農道整備事業につきましては、日之影町の西臼杵2期地区を今回補正をお願いしております。

また、あと基幹農道整備事業につきましては、宮崎市の巨田4期地区ほか1地区ということで、今回補正のほうをお願いしております。

○前屋敷委員 71ページでお願いします。漁港整備のところですが、ここの1番、それから2番について、具体的に箇所も教えてください。

○神田漁村振興課長 まず、1番目の水産物供給基盤機能保全事業のほうでございます。これ

につきましては、北浦漁港ほか8漁港で、南のほうは目井津あたりまで、8漁港でございます。それにつきましては、いわゆる老朽化による補修等を行う事業でございます。

それともう一点の漁港施設機能強化事業につきましては、いわゆる防災対策という観点から、北浦漁港ほか、合わせて5つの漁港で対応することとしてございます。

○高橋委員 64ページ。ちょっともう一遍、念のために聞きますが、ため池の関係。700カ所あって大体600カ所を点検して、そのうち100カ所を耐震性のものにしていくという説明だったと思いますが、これはまだ今から点検をするわけですよね。だから、100カ所以上の必要なところが出てくるときはどうしますか。

○河野農村整備課長 市町村の要望に応じまして、昨年度の補正と今回の補正を合わせまして、ため池等の一斉点検のほうは県、そして耐震性点検につきましては団体営として、市町村のほうで実施してまいります。その結果としまして、どの程度、耐震性の補強等が必要になってくるか、これは点検の結果になってこようと思いません。

ただ、その数が多くなりますと、やはり先ほど申し上げたとおり予算的なものもございしますので、その緊急性に応じて地元のほうと協議調整をしながら、計画的に実施のほうを進めていくということになろうかと考えております。

○高橋委員 いま一度聞きますけど、これは耐震補強まで含めた予算ということで理解していいんですか。

○河野農村整備課長 今回の予算につきましては、あくまでも一斉点検、そして耐震性の点検までということで、ソフトになります。ですから、ハードにつきましては、\*そのほかの事業に

よりまして計画を行って、計画的に実施のほうに移していくというようなことになります。

○高橋委員 参考のために。私、じかに詳しく見たことはありません、遠目にしか見たことはありませんけど、ほとんどが土手というか、現況はいわゆるコンクリートではありませんよね。だから、点検をしてちょっといかなんかというときには、やっぱりコンクリートみたいなやつで補強するということになるんですか。

○河野農村整備課長 委員御指摘のとおりで、ものにつきましては、ため池そのものは、昔つくられたものですので土造ということになります。点検としましては、ボーリング等で土質の確認を行い、そしてそれに基づいて耐震性の点検を行っていくということになります。通常、ため池の補強等に関しましては、例えば、土を——表現は悪いですけど——たたきつけるというような形で盛り土を行ったりとか、あと、波浪等によります表面の浸食等を防止することで張りコンクリートを行ったりと。そういったことで、ため池全体の補強を行っていくということになります。決して、コンクリートでダムみたいなものをつくるというようなことではございません。

○緒嶋委員 ため池だけじゃなくサイホンがあるわけやろ、パイプで上げ下げする。そうすると耐震的には、いろいろ老朽化すれば問題が起きてくるわけだけど、そこ辺の調査はこれは入ってないわけ。

○河野農村整備課長 国の事業としましては24年度の補正で、今回のこういった事業ができました。27年度までは国費100%で点検が行えるということです。対象については、ある程度、受益面積等の縛りはございますが、先ほどから申

※72ページに訂正発言あり

し上げているようなため池であったり、農道橋であったり、あと排水機場とか、そういった土地改良施設関係、要件等に合致すれば全てできます。

ただ、地元の御要望等に応じて団体営事業で実施することになりますので、そういった御要望が上がってくれば、また今後、予算の確保をして団体営等で実施をしていただくというようなことになろうかと思えます。

○緒嶋委員 これは、調査に地元負担があるわけですか。

○河野農村整備課長 今回のこの事業につきましては、歳出予算説明資料の64ページの事業の後ろに書いてございますように、国費10分の10、要するに国費で100%いただけるというようなことになります。

○緒嶋委員 それなら、これは地元から挙がってきても、負担がないならできるだけカバーできるだろうと思うので。やはり、県のほうから、何か心配のあるところはできるだけ挙げなさいというような指示もできるのじゃないかと思うんですけど、そのあたりは。

挙がってきたのをというよりも、100%なら、逆に不安のあるのはできるだけ拾ってもらった方がいいと思うんです。そのあたりの指示はしておるわけですか。

○河野農村整備課長 私どもとしては、事業については、十分、市町村のほうには周知は図っているつもりです。また、今後も27年度まで事業費はございますので、定額補助のほうが。今後も、できるだけ多くの施設についてこういった点検が実施できるよう、再度、市町村等についても周知を図っていきたいと考えております。

○山下委員長 なければ、報告事項に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、報告事項に関する説明を求めます。

○鈴木農政企画課長 農政企画課でございます。常任委員会資料の5ページのほうをお開きください。

「損害賠償額を定めたことについて」ということで御報告でございます。

事案でございます。書いてあるとおりでございますけれども、県有車両による交通事故がございました。4月10日、日南市の駐車場におきまして、県職員が駐車をしようとしたときに、既に停車されていた車に、前から入って行ってバンパーがぶつかったということでございます。損害賠償額については4万8,000円ということで、既に任意保険により全額支払われているところでございます。

軽微な事故かもしれませんが、こういう気の緩み等もないように、引き続き、しっかりと職員の気の引き締め等を図ってまいりたいと考えているところでございます。

農政企画課からは以上でございます。

○大久津連携推進室長 地域農業推進課連携推進室でございます。

それでは、公益社団法人宮崎県農業振興公社の経営状況等について御報告させていただきます。初めに、常任委員会資料の6ページをお開きください。

1の公社の沿革ですが、昭和35年に社団法人宮崎県農業開発機械公社として設立以後、指定法人といたしまして、農地保有合理化事業や畜産経営環境整備事業に取り組み、平成19年に農業後継者育成基金協会と組織統合し、社団法人宮崎県農業振興公社を設立、そして平成24年4月に公益社団法人へ移行しております。



2の組織ですが、役員15名、職員17名の体制となっております。

3の出資金等ですが、(1)の出資金6,000万円、(2)の農地保有合理化事業基金3億3,700万円、(3)の農業担い手確保・育成基金9億8,000万円余でございます。

次に、7ページの4の事業ですが、(1)の農地部門では、離農または規模縮小農家から農地の買い入れ等を行い、規模拡大する認定農業者等への売り渡し等により、農地の面的集積を図るとともに、耕作放棄地の再生・整備事業を実施しております。

(2)の担い手支援部門では、就農希望者への相談活動及び先進農家や農業法人での研修支援、さらには技術習得に必要な無利子資金の貸し付け事業を行っております。

(3)の畜産施設部門では、草地・飼料畑等の造成整備や、家畜排せつ物処理施設の整備などを実施しております。

(4)の新農業支援部門では、6次産業化や農商工連携の推進窓口として各種連携をコーディネートしたり、農業経営の多角化に向けた人材育成の支援等を行っております。

なお、その下の参考ですが、(1)の長期保有地につきましては、24年度末の保有量は0.8ヘクタールとなっております。

次に、(2)の一般正味財産期末残高につきましては、公社の経営改善等の取り組みによりまして9,100万円で、前年度より100万円の増となっております。

次に、公社の平成24年度事業報告並びに25年度の事業計画について御説明いたします。お手元の白い冊子の平成25年9月定例県議会提出報告書の87ページをごらんいただきたいと思います。

1の事業概要は、先ほどの説明と重複いたしますので省略させていただきます。

次に、2の事業実績ですが、(1)の農地部門では、事業費3億1,663万円余で、24年度に売買事業では37.7ヘクタールの農地を買い入れ、31.1ヘクタールを売り渡しております。貸借事業では、47.1ヘクタールを貸し付けし、年度末保有量は18.4ヘクタール増加しており、売買よりも貸借のほうが増加傾向にあります。

以下、(2)の担い手支援部門及び(3)の畜産施設部門の各種事業を実施しております。

また、88ページの(4)の新農業支援部門では、企業の農業参入支援で4件を採択するとともに、6次産業化の計画認定やチャレンジ塾の開催による人材育成等を行ったところでございます。

次に、181ページをお開きください。経営状況等の詳細につきまして、出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

一番上の枠の概要につきましては、先ほどの説明と同様でございますので省略いたします。

まず、中ほどの枠の県関与の状況の人的支援についてですが、県職員が6名から7名に1名ふえておりますが、事務局長が県OBから現職に変わったことによるものでございます。

その下の財政支出等ですが、平成24年度の県委託料は3,300万円余、県補助金は2億3,000万円余、県交付金・負担金・出資金は300万円で、特に畜産公共事業は昨年度から増額しておりますけれども、次年度繰越額が大きかったことから、結果的に補助金が減少しております。さらに、右の欄の県からの借入金残高は、就農支援資金の貸付金として7,400万円余、県の損失補償契約等に基づく債務残高は、農地の買い入れ資金など9億4,400万円余、さらに県支給分の県職

員人件費は6名分で3,400万円余となっております。なお、その下の補助金等の主な内容は、①の畜産基盤再編総合整備事業等の1億2,900万円余や、②の農地保有合理化促進事業等の6,300万円余でございます。

次に、下段の活動指標をごらんください。3つの指標について目標を設定し、各種事業を推進してまいりましたが、農用地等の年間買い入れ面積の達成度が69%となっております。計画しておりました大規模法人の農地売買が貸借に変わったことによるものでございます。また、就農相談件数で85%、農商工連携・6次産業化の取り組み数が60%と、目標値を下回っております。全国的に比較しますと、農地の買い入れ面積の38ヘクタールは全国で11位、6次産業化の認定件数は昨年度末で44件で全国7位となっております。今後とも目標達成に向け、県も連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、182ページをお開きください。

上段の財務状況ですが、同じく平成24年度実績で御説明いたします。

左側の正味財産増減計算書ですが、経常収益は6億5,100万円余、経常費用が6億5,000万円余で、当期経常増減額は100万円余となっております。これに下の経常外増減額を加味した当期一般正味財産増減額は、プラス94万円余となっております。また、下から4行目の出資金や基金等の当期指定正味財産増減額は、プラス1,100万円余となっております。これらの結果、一番下の正味財産期末残高は16億900万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表でございますが、資産は、一番右側の欄の30億8,700万円余で、主なものは、中間保有しております農地や事業基金、出資金等でございます。3つ下の負債は14億7,800万円余で、主なものは農地の買い入れ資

金残高やビジネスモデル創出事業の預かり金等でございます。この結果、資産から負債を引いた正味財産は16億900万円余となっております。

次に、その下の財務指標ですが、①の県補助金等比率は、目標値90%に対し実績値は119%、②の法人運営のための管理費比率は、目標値1.4%に対し実績値は1.5%で、補助金等の削減額以上に経常費用が減少していることから目標値を下回っておりますが、これも畜産公共事業の次年度繰越額が大きかったことが主な理由であります。

次に、下段の総合評価のうち、右側の県の評価でございますが、活動内容は、公社独自の経営改善計画に基づき計画的な事業運営に取り組んでおり、また、昨年4月から公益社団法人に移行し、継続的かつ効果的な事業への取り組みについては評価できるものと考えております。財務内容につきましては、管理費等の経費節減に積極的に取り組んでおりますが、公社自体、自主財源がないため、さらなる財政の適正化に向けた取り組みが必要であり、また、組織運営につきましては、事業規模に応じた職員を配置しておりますが、プロパー職員も高齢化しておりまして、年齢構成等を配慮した職員体制の構築が必要であると考えております。なお、長期保有地につきましては、前年同様の0.8ヘクタールですが、本年度から口蹄疫埋却地の売却も始まりますことから、関係市町村とも連携を図りながら、早期売却に努めてまいりたいと考えております。

平成24年度の事業報告は以上であります。

続きまして、報告書の98ページをごらんください。25年度の事業計画について御説明いたします。

本年度の事業概要、事業計画は記載のとおり

でございますが、本県農業の振興を図ることを目的に、農業経営の規模拡大や担い手の育成・確保及び農業の生産性向上、さらには6次産業化等を支援する各種事業に取り組むこととしております。

次に、100ページの3の正味財産増減計算書でございますが、Iの一般正味財産増減の部の(1)の経常収益は、農地対策など4部門の事業において、101ページの上段の線が引いてある部分でございますが、経常収益は13億1,200万円となっております。それに対する(2)の経常費用は、次のページを開いていただきまして、103ページの上から11行目の13億2,400万円余で、当期経常増減額は1,200万円余のマイナスとなっております。

また、IIの指定正味財産増減の部は、下から5行目に書いておりますけど、これは全国的な会計検査院の指摘を受けまして、農地保有合理化事業基金の3億3,700万円を国・県に本年度返還することとなっております。当期指定正味財産増減額は3億7,200万円余りのマイナスとなっており、一番下のIIIの正味財産期末残高は11億8,900万円余を予定しております。

以上で、公益社団法人宮崎県農業振興公社の経営状況に関する御報告を終わらせていただきます。

**○日向寺漁業・資源管理室長** 水産政策課漁業・資源管理室でございます。一般財団法人宮崎県内水面振興センターの概要について御説明をさせていただきます。

委員会資料の8ページをお開きください。

1の沿革についてでございますが、内水面振興センターは、県内の内水面における漁業及び養殖業の振興を図るとともに、水産動植物の保護培養等を行い、内水面の振興に資することを

目的として、平成6年11月に設立されております。本年4月には、財団法人から一般財団法人へと移行いたしております。

2の組織につきましては、役員が、理事長以下、計8名となっております。また、職員数は11名で、管理担当、業務担当、警備振興対策担当の3担当体制となっております。

3の出資金等でございますが、総出資額は3,000万円で、このうち県の出資額が1,500万円、出資比率は50%となっております。

4の事業についてでございますが、当財団では、ここに示しております4つの事業を実施しておりますが、詳細につきましては議会提出報告書で御説明をさせていただきます。

それでは、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づきまして、内水面振興センターの経営状況等について御報告をさせていただきます。お手元の「平成25年9月定例県議会提出報告書」の105ページをお開きください。内水面振興センターの平成24年度の事業報告書についてでございますが、2の事業実績について御説明をいたします。

(1)の内水面の増養殖用種苗の採捕、供給等に関する事業では、右端の事業実績の欄にありますように、大淀川と一ツ瀬川でウナギ種苗の採捕を行っておりまして、採捕量は51キログラム、収入額は4,700万円余でございました。

(2)の内水面における秩序維持対策に関する事業におきましては、河川の巡回パトロールによる河川環境の監視及び河川利用秩序の指導に努めました。

(3)の内水面における水産動植物の違法な採捕及び流通の防止に関する事業におきましては、大淀川と一ツ瀬川を主とする県内河川にお

きまして、県が行う取り締まりや「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例」に基づきます調査の補助的業務を行いました。

106ページに移りまして、(4)の内水面の水産動植物の保護培養及び環境保全に関する事業におきましては、アユやウナギの放流等を行っておりまして、資源の保護培養に努めたところでございます。

続きまして、経営状況等の詳細につきまして、「出資法人等経営評価報告書」により御説明いたします。報告書の189ページをお開きください。

中ほどの県関与の状況欄をごらんください。人的支援の状況でございますが、平成25年4月1日現在、役員は8名でございまして、そのうち1名が常勤でございまして、県退職者でございます。残る7名は非常勤でございまして、うち2名が県職員となっております。常勤職員数は11名であり、うち2名が県職員となっております。その下の財政支出等につきましては、県委託料が4,300万円余、県補助金が1,500万円余のほか、経営基盤強化対策資金が1億1,700万円となっており、詳細はその下の表の主な県財政支出の内容に示してあるとおりでございます。

活動指標でございますが、①の県内で採捕されるウナギ稚魚全体に占めるセンターの採捕量の割合につきましては、目標値30%に対しまして実績は30%、達成度は100.0%となりました。②の県内各河川の監視・指導回数につきましては、目標値200回に対し実績は256回、達成度は128.0%となっております。③の稚魚放流量につきましては、目標値12万尾に対し実績は15万6,900尾、達成度は130.8%となっております。

続きまして、190ページをごらんください。平成24年度の財務状況について御説明いたします。

左側の正味財産増減計算書の平成24年度の欄をごらんください。内水面振興センターの事業活動による経常収益は1億800万円余、経常費用は1億2,300万円余で、当期経常増減額はマイナス1,500万円余となっております。経常外増減が500万円ございまして、当期一般正味財産増減額はマイナス1,000万円余となり、期末の残高はマイナス8,185万円余となりました。指定正味財産増減の部につきましては、増減がマイナス500万円ございまして、指定正味財産期末残高は7,500万円となっております。その結果、一般正味財産期末残高と指定正味財産を合わせまして、正味財産期末残高はマイナス685万円余となっております。

右側の貸借対照表をごらんください。一番右側の欄でございますが、資産につきましては1億3,189万円余で、その主なものは基本財産や経営安定対策積立金でございます。負債につきましては、短期借入金等などで計1億3,874万円余となりました。この結果、資産から負債を引いた正味財産は、マイナス685万円余となっております。正味財産の内訳でございますけれども、指定正味財産としまして7,500万円、一般正味財産としてマイナス8,185万円余となっております。

その下の財務指標でございますけれども、①の自主事業収入額につきましては、平成24年度目標値9,700万円に対しまして実績は4,763万円余となっております。②の短期借入金縮小額につきましては、平成24年度目標値2,000万円に対して実績はゼロ円となりまして、達成度は0.0%となっております。

その下、総合評価の枠内右上の県の評価につきましては、自主事業収入が不安定なこと、ま

た一般財団法人へ移行したことから、さらなる事業の実施体制の見直し等による経費節減など、財務状況の改善に向けた取り組みが求められるとともに、事業継続のため正味財産の黒字化を図る必要があると考えております。

平成24年度の事業報告につきましては以上でございます。

続きまして、25年度の事業計画について御説明いたします。報告書の112ページをお開きください。

今年度の事業計画書につきましては、昨年と同様の内容でございまして、記載のとおりでございますが、一層の経費節減などの取り組みを進め、内水面における漁業及び養殖業の振興のため事業を推進していくこととしております。

続いて、113ページに移りまして、3の収支予算書でございますが、事業活動収支の部につきましては、中ほどの欄にございますように、収入を1億6,100万円余としておりまして、次に114ページに移りまして、下から11行目、この支出を1億4,300万円余と見込んでおります。その下の欄の事業活動収支差額は1,842万円余としてございます。

投資活動収支の部につきましては、115ページに移りまして、上から7行目の投資活動収支差額を157万円余、財務活動収支の部につきましては、短期借入金圧縮額となる下から5行目の財務活動収支差額をマイナス2,000万円と見込んでおりまして、当期収支差額ゼロとしております。

内水面振興センターにつきましては以上でございます。

**○押川畜産振興課長** 続きまして、畜産振興課から、4つの団体について御説明いたします。

まず、公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団の概要についてでございます。資料は、常任委員

会資料の10ページを、まずお開きください。

1の沿革にありますように、本財団は、平成23年3月、口蹄疫により重大な影響を受けました県内経済の回復等を図ることを目的に設立され、同年9月には公益認定を受けたところでございます。

2の組織といたしましては、役員が、理事長ほか監事を含む8名でございます。そのうち理事長には県の副知事が、常務理事には県の農政水産部長が、監事のお一人には県の総合政策部長が就任してございます。職員につきましては、事務局長を県の畜産新生推進局長が、事務局次長を県の畜産振興課長が務めており、専任の事務局員が1名でございます。

次に、3の出資金等でございますが、(1)の出捐金として1,000万円、これは全額、県からでございます。(2)の運用型ファンドにつきましては、県が地方債を発行して調達いたしました資金1,000億円を借り受け、基金を設置したものでございます。

続いて、4の事業でございます。(1)市町村復興支援事業につきましては、西都・児湯地域の市町村の広域的な統一コンセプトに基づきまず象徴的な事業や広域的な連携を進める事業のほか、それ以外の地域の市町村が行います地域活性化のための事業を支援するものでございます。(2)の商工業等経済復興支援事業は、県域団体等が直接行います販路拡大の取り組みや、地域の団体等が行います同様の取り組みを支援するほか、金融対策支援といたしまして、設備投資など制度資金を利用した中小企業者に対しまして、市町村が利子補給または信用保証料を助成する際に支援するものでございます。(3)の地域消費拡大支援でございます。市町村及び経済団体で組織します実行委員会が企画・実施

する地域の消費拡大の取り組みに助成する県域団体を支援するものでございます。次に、(4)のみやざき観光再生事業は、修学旅行などの誘客対策等の事業のほか、地域観光支援として地域が実施します取り組みを、県域の観光団体を通して支援するものでございます。(5)の産地構造・産業構造転換推進事業につきましては、農畜産業者が取り組みます6次産業化に係る施設整備等のほか、耕種転換推進として、バランスのとれた地域農業への構造転換や、農商工等連携推進としまして、加工・製造業との連携強化や誘致等に係ります施設整備等を支援するものであります。(6)の家畜防疫・経営再開推進事業につきましては、畜産経営再開等支援や地域防疫等支援としまして、安全・安心で付加価値や収益性の高い畜産経営の推進や、自衛防疫推進協議会等が行います地域防疫に資する活動を支援するものでございます。最後が、(7)その他といたしまして、連携・協働復興支援や防疫・畜産振興研究等支援としまして、西都・児湯地域におきます「こころと身体のケア」などの取り組みや、家畜防疫・畜産振興等に関します研究や研修・教育事業を支援するものでございます。また、口蹄疫復興アピール支援は、復興に係る各種イベントを支援するものでございます。

続きまして、財団の24年度事業報告及び25年度事業計画について御説明いたします。お手元の9月定例県議会提出報告書117ページでございます。

1の事業概要は、重複いたしますので省略いたします。

2の事業実績でございます。これは、先ほど説明しました事業内容に沿って、各団体が実施します取り組みに対して支援したものでござい

まして、主なものについて順に御説明いたします。

まず、(1)の市町村復興支援事業では、西都・児湯地域の市町村の統一コンセプトであります「交流人口の拡大」に向けて、そこにごじます高鍋、木城、川南、都農の4町で拠点整備を支援いたしました。

次のページに進んでいただきまして、(3)の地域消費拡大支援事業につきましては、各市町村が実施しました地域の消費拡大に資します大売り出しやプレミアム商品券の発行、県産農畜産物の消費拡大の取り組みへの助成を、産業支援財団を通して行いました。

次に、119ページになります。(4)みやざき観光再生事業でございます。国内外の観光客誘客対策及びスポーツキャンプ・コンベンション等の強化対策や、市町村等が実施します宿泊者・観光客等の増加に資する取り組みを、観光コンベンション協会を通じて支援いたしました。

一番下になります(6)でございます。家畜防疫・経営再開推進事業につきましては、県産牛肉の消費拡大を目的に、畜産協会が行いました「みやざき再生・復興プレミアム牛肉商品券」発行のほか、次のページになりますけれども、市町村自衛防疫推進協議会等が実施します地域防疫の充実に資する取り組みの助成を、これも畜産協会を通じて支援したところでございます。また、昨年11月23日に開催いたしました全国和牛能力共進会での「宮崎牛」日本一2連覇を記念いたします「日本一「宮崎牛」県民感謝祭」についても支援をしたところでございます。

続きまして、同じ資料の203ページをお開きください。経営状況等の詳細でございますが、概要と県関与の状況のうちの人的支援につきましては、重複いたしますので省略いたします。

次に、県関与の状況の財政支出等につきましては、借入金残高にございます1,000億円、さらに県支給分の県職員人件費は、給与等に係る経費といたしまして600万円余の支出がございました。

次に、そのページの一番下の活動指標でございます。①畜産経営再開状況としましては農場数を、②の交流人口の回復・拡大を図ることにつきましては観光客数を、また、③事業計画に基づきます適切な執行を図るための支援団体数を、それぞれの実績値と達成度で示してございます。

続きまして、次のページ、204ページをお開きください。財務状況の24年度実績といたしまして、左側の正味財産増減計算書でございます。経常収益が6億7万4,000円、その下の経常費用が6億6,403万4,000円でございます。その結果、当期経常増減額はマイナス6,396万円となっております。

次に、右側の貸借対照表でございます。資産が1,004億7,458万9,000円、負債が1,001億5,828万1,000円でございます。正味財産が3億1,630万8,000円となったところでございます。

次に、一番下の総合評価の県の評価でございます。スピード感を持って復興を後押しするため、即効性のある事業を中心に支援を行い、目標を上回る事業の取り組みとなり、その効果も大きなものがあつたと評価しているところでございます。

以上が、24年度の事業報告でございます。

次に、125ページにお戻りください。今年度の事業計画について御説明いたします。事業計画につきましては、その2の事業計画の表にございますように、先ほど申し上げましたように、これまでは即効性が高い復興対策をやっ

りましたけれども、今回、これを発展的に見直しまして、「復興から新たな成長へ」の観点から、より持続的な経済成長へ向けて、波及効果が高く、将来の産業基盤の構築につながるものに重点を置くこととしたものでございます。県内経済の情勢等を勘案しながら、幅広い分野における成長を推し進めるために、大きくは、まず畜産新生、続きましてフードビジネス振興、次のページにわたります、中小企業振興、誘客対策、地域振興、その他ということでございまして、各分野にわたり幅広く支援するものでございます。事業欄にあります額は予定としておりますけれども、これは現時点での考え方でございまして、それぞれの事業内容や所要額、経済情勢の変化や各種対策の効果を見きわめながら、適宜見直しを行うものでございます。

最後に、128ページをごらんください。収支予算書でございます。収支につきましては、そのページに書いてございますが、中ほどに経常収益計から経常費用計を差し引きました当期経常増減額の合計欄6,350万円余のマイナスとなっております。これにつきましては、前年度からの繰越額であります一般正味財産期首残高から充当することを予定しております。

口蹄疫復興財団についての説明は以上でございます。

続きまして、2つ目の団体でございます、肉用牛枝肉価格安定基金協会でございます。

申しわけございません。また、委員会資料に戻っていただきまして、12ページをお開きください。1の沿革にございますように、当法人は平成8年2月に設立されたものでございまして、組織につきましては、役員は、会長、理事ほか監事を含む17名、事務につきましては県の経済連に委託しておりまして、法人としての専属の

職員は置いてございません。

次に、3の出資金等でございます。(1)の出資金は6,166万円で、そのうち県の出資額が2,000万円、出資比率が32.4%となっております。

続いて、4の事業内容でございます。和牛肥育農家等からの積立金により基金を造成しまして、枝肉価格の低下した時期に補填金を交付するという事業を実施しているところでございます。参考といたしまして、積立頭数、補填頭数を示してございます。平成24年度は、積立頭数2万1,700頭余りとなっております。

また、(2)につきましては、積立金等の内容が書いてございますが、①積立金単価は、通常、1頭当たり2,500円。また、この価格がある一定価格以上になりました高価格時には、同じく5,000円を積み立てるということでございまして、その基金を使いまして、補填金単価としましては、枝肉価格が基準価格を下回った場合に、1頭当たり1万円を上限として交付するというところでございます。

続きまして、もう一度、お手元の提出報告書に戻っていただきまして、183ページになります。経営状況等の詳細につきまして御説明いたします。

まず、県の関与状況としましては、非常勤の役員として1名、そのほかの県からの補助金等の財政支出についてはございません。

一番下の活動指標でございます。基金造成及び補填金の交付を業務としておりますので、指標としましては基金の造成額と補填金交付額を定めているところでございます。景気低迷等の影響によりまして枝肉価格の低迷が続いたことから、それぞれの達成度は98.3%、123.7%となっております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、184

ページでございます。財務状況の24年度実績についてでございます。左側の収支計算書、Aにございますように、収入が1億1,429万5,000円、その下のBの欄、支出が1億1,422万円でございます。当期収支差額がAマイナスB、7万5,000円となっております。

右側の貸借対照表でございます。資産が8,965万4,000円、負債が8,762万円でございます。差し引きました正味財産は203万4,000円となっております。なお、負債につきましては、未払金と価格差補填準備金、また、24年度決算の時点から、一般社団法人への移行に要する準備の対応といたしまして、各会員の出資額を、今回、預かり寄託金というふうに変えまして、固定負債に計上しているものでございます。

続きまして、財務指標についてでございます。この団体は営利団体ではないということから、適正運営の指標として収支バランスを示してございます。達成度は100.1%となっております。

一番下の総合評価の県の評価でございます。活動内容、財務内容はA、組織運営はBとしてございます。枝肉価格が低迷する中で、当協会の活動は和牛肥育農家の損失を補填し、経営安定に寄与してございます。また、補填につきましては基金の範囲内で行われておりまして、財務内容は良好であるとともに、管理費も基本金の運用益の範囲内で抑えられており、組織運営も良好であるという評価をしているところでございます。

肉用牛枝肉価格安定基金協会の説明は以上でございます。

続きまして、一般社団法人宮崎県家畜改良事業団についてでございます。再び、委員会資料の13ページにお戻りください。

1の沿革にございますように、昭和44年9月



に、前身でございます社団法人宮崎県家畜改良協会が設立されまして、その後、改組を重ねまして、平成24年10月には一般社団法人へ移行したところでございます。

2の組織についてでございます。役員が、理事長ほか監事を含む23名、職員は23名で、2部、4課体制でございます。

次に、3の出資金でございます。寄託金として9,800万円、うち県から4,000万円、40.8%となっております。

続きまして、4の事業でございます。肉用種雄牛、いわゆる種牛の繋養管理、凍結精液の製造と譲渡、産肉能力検定の実施及び液体窒素の購入と配布等を実施してございます。参考といたしまして、種雄牛の凍結精液ストローの譲渡本数の推移を記載してございます。

続きまして、申しわけございません、もう一度、提出報告書の185ページをごらんください。経営状況等の詳細につきまして御説明いたします。

県関与の状況のうち、まず人的支援といたしましては、常勤役員に県のOBが1名、非常勤役員に県の職員として1名当たってございます。財政支出等につきましては、平成24年度の委託料としまして1,883万7,000円、補助金を1億1,913万円支出してございます。

次に、その下の主な県財政支出の内容でございます。①種雄牛分散管理施設整備事業は、今回、県有種雄牛のリスク分散管理のために、西米良村に整備いたしました西米良種雄牛センターの建設費に対する助成でございます。括弧書きとしておりますのは、この補助につきましては、宮崎県畜産協会を事業主体といたします「宮崎県種畜再生対策基金造成事業(15億円)」からの補助金であるために括弧書きで示してござい

ます。そのほか、この西米良種雄牛センターの建設に当たりましては、国の口蹄疫畜産再生基金から約2億1,500万円の助成を受けているところでございます。

次に、②の直接検定及び現場後代検定事業でございます。種雄牛の産肉能力を把握するための産肉能力検定を実施しますもので、平成24年度決算額は1,883万7,000円となっており、これは種雄牛の候補となります直接検定牛の購入費に当たるものでございます。このほか、種畜再生基金の補助金が4,948万5,000円となっております。

続いて、③新規種雄牛早期造成緊急対策事業は、種雄牛候補牛の子供、産子を肥育いたしまして産肉能力を明らかにします産肉能力検定事業を円滑に実施するための推進費で、県種畜再生基金で対応しており、決算額1,398万1,000円でございます。

次が、④肉用牛産肉能力検定促進事業についてでございます。新たな種雄牛の候補となります雄子牛を得るための指定交配、もしくは、先ほどの産肉能力検定を実施しますための産子を得るための試験交配、それぞれの推進費用で、同じく基金で対応しておりまして、決算額534万7,000円であります。

なお、②から④につきましては、これのほか国の口蹄疫畜産再生基金も活用したところでございますけれども、この基金が平成24年度で終了いたしましたので、25年度からは県の種畜再生基金で、この分もあわせて対応することとしてございます。

一番下の活動指標でございます。凍結精液の譲渡本数として指標を設定しておりまして、年間目標の12万9,400本に対しまして実績が12万7,562本で、この達成度は98.6%となっております

います。

次に、1枚めくっていただきまして、186ページでございます。

財務状況の24年度実績につきまして、左側の収支計算書でございます。収入はAの欄、7億6,163万5,000円、その下の支出がBの欄、7億5,869万9,000円、当期収支差額がAマイナスBで293万6,000円となっております。

右側の貸借対照表でございます。資産は、Aにあります10億466万3,000円、負債がBの欄、4億7,813万9,000円、正味財産がAマイナスBとして、下にございます5億2,652万4,000円となっております。

続きまして、財務指標についてでございます。自己収入比率が上げてございます。この達成度が62%となっておりますが、これは、今回、西米良の種雄牛センター建設に伴いまして補助金収入が増加したためでございます。

一番下の総合評価の県の評価でございます。口蹄疫の発生により多くの種雄牛を失い、残存する5頭の種雄牛を中心に凍結精液製造を行ってまいりましたために、譲渡本数は計画を下回っております。しかしながら、県内の和牛生産農家への供給を支障なく継続できたこと、また、今回結果が早期に判明します間接検定を導入した種雄牛造成など、本県肉用牛生産の基盤の再構築に向けた取り組みは評価できると考えてございます。

家畜改良事業団についての説明は以上でございます。

続きましては、一般社団法人宮崎県酪農公社でございます。再び、委員会資料の14ページをお開きください。

1の沿革にございますように、25年4月には一般社団法人に移行しまして、このときに名称

を「一般社団法人宮崎県酪農公社」と変更したところでございます。

2の組織につきましては、役員が、理事長ほか監事を含む11名、職員は10名でございます。

次に、3の出資金等でございます。(1)の出資金1億6,058万円、そのうち県の出資額8,000万円で49.8%の比率となっております。

4の事業についてでございます。主な事業といたしましては、まず、預託事業でございます。酪農家から預かりました乳用牛を哺育、育成した後、それぞれの酪農家に戻す事業でございます。参考としまして預託頭数の推移を下に示してございます。このほか、県内の酪農家に乳用牛そのものを販売いたします乳用素牛供給事業や、収益事業の中では大きなウエートを占めます生乳生産・販売事業を行っております。

続きまして、お手元の9月定例県議会提出報告書の187ページをお開きください。経営状況等の詳細につきまして御説明いたします。

県関与の状況のうちの人的支援といたしましては、役員として非常勤で2名参加してございます。また、財政支出等につきましては補助金を869万3,000円、また、その他の県からの支援としましては、公社の運営強化を図るため1億2,000万円の単年度ごとの貸し付けを行ってございます。

次に、主な県財政支出の内容でございます。①の和牛受精卵供給体制強化対策事業は、当公社が酪農家へ和牛の受精卵を供給するために、供卵牛の導入経費を補助するものでございまして、決算額が448万円でございます。②の乳用素牛導入支援事業は、県内の酪農家が、公社が育成しました乳用素牛を導入する際の経緯を補助するもので、決算額が135万円であります。続きまして、③の運営強化対策事業は、過去に実施

いたしました公社の施設整備に係ります起債償還額を、出資割合に応じまして補助しますもので、決算額は286万3,000円でございます。

一番下の活動指標でございます。まず、預託牛哺育の延べ頭数と、預託牛育成の延べ頭数を書いてございます。それぞれ、酪農家に対しまして預託の推進を図ったところでございます。哺育頭数につきましては、全体の中で哺育期からの預託が少なかったことから達成度が65.5%となりましたけども、その分、育成の部分が、昨年後半から増加してまいりまして、達成度は201.3%となったところでございます。

③の年間生乳出荷数量でございます。本年は分娩事故が大変多くございまして、搾乳牛を十分に確保できなかったことから生乳の集荷量が減少しまして、達成度は77.3%でございました。この件につきましては、技術的支援を行うように随時努めているところでございます。

次に、188ページでございます。1枚お開きください。財務状況の24年度実績につきまして、左側の正味財産増減計算書でございます。経常収益として6億345万2,000円、その下の経常費用が6億5,639万9,000円、当期経常増減額がマイナス5,294万7,000円となります。当期一般正味財産増減額がマイナス6,799万2,000円となっております。これは、先ほども申し上げましたように分娩事故等が多く、生乳出荷量が目標を下回りました上に、購入飼料費が大変高くなってございまして、これが増加したことが主な原因でございます。その結果、正味財産期末残高がマイナス1億2,419万7,000円となっております。

右側の貸借対照表でございます。資産が6億1,229万8,000円、負債が7億3,649万5,000円でございます。

続きまして、財務指標でございますが、①の当期収支差額は、当期一般正味財産増減額が大きく目標を下回りました。②の自己収入比率でございますが、預託事業等の事業収入の増加で、達成度は105.5%でございます。続いて、③の管理費比率につきましては、人件費の圧縮等を図ったことによりまして、達成度は115%となったところでございます。

なお、こういった経営状況でありますことから、経営改善計画におきまして事業や飼養規模の見直しを行いまして、27年度以降に単年度黒字化を目指します新しい計画を立てたところでございます。25年度、26年度の目標値につきましては赤字決算となっておりますことから、この間の達成度につきましてはゼロ%という評価をしまして、27年度から算出して評価を行いたいと考えているところでございます。

一番下の総合評価の県の評価でございますが、先ほど申し上げましたような主要事業であります育成預託事業については、積極的に推進を図ってまいりました結果、目標頭数を上回ったところでございます。今後とも、この預託料収入の改善を期待するところでございますが、一方での搾乳事業につきまして目標を大きく下回ったところでございますので、この技術的な改善が大きな課題と考えております。また、生産コスト低減のための自給飼料の作付を積極的に行ったところでございますけれども、鳥獣害及び気象の影響で購入飼料費が増加することとなり、経営を圧迫している状況でございます。

先ほども申し上げましたように、酪農公社につきましては、平成25年2月に、平成27年度を目標とします中期経営改善計画を策定しております。今後は、この計画に沿って、関係機関一体となった進捗管理を行いまして、早期の経営

改善を図っていくことが重要と考えてございます。

酪農公社については以上でございます。

畜産振興課は以上です。

○**神田漁村振興課長** 漁村振興課でございます。

一般財団法人宮崎県水産振興協会の経営状況について御報告いたします。

まず、常任委員会資料の15ページをごらんください。当協会の概要について説明させていただきます。

1の沿革でございますが、昭和56年に、当協会は放流用の稚魚の生産といった「つくり育てる漁業」の基幹を担う施設といたしまして、延岡市熊野江町に設置されました。

当初は、県営の栽培漁業センターとして設立されましたけれども、平成4年に漁業者参画のもと、栽培漁業をより積極的に推進するため、「財団法人宮崎県栽培漁業協会」として法人化されたところでございます。そして、平成18年11月に財団法人宮崎県漁業振興基金を、平成19年3月に社団法人宮崎県かん水漁業協会の事業の一部を引き継ぐ形で統合を行いまして、平成19年4月に財団法人宮崎県水産振興協会に改称したところでございます。また、新公益法人制度の施行に伴いまして、ことし4月に一般財団法人に移行してございます。

次の2の組織につきましては記載のとおりでございます。役員10名、うち2名が県の職員でございます。また、職員8名のうち、1名は常務理事を兼務してございます。

続きまして、3の出資金等につきましては、基本財産3億8,600万円のうち、県が37%の1億4,300万円を、残りは沿海市町と関係団体が出捐してございます。

あけていただきまして、16ページをごらんく

ださい。4の事業でございます。当協会におきましては、大きく区分しまして(1)から(4)の事業を実施してございます。まず、(1)の栽培漁業振興事業では、マダイ、ヒラメ、カサゴ等の放流用の稚魚を生産・供給、並びにつくり育てる漁業に関します普及啓発を実施してございます。

(2)の魚類養殖適正管理指導事業では、養殖業の健全な発展のため、ブリ稚魚の需給調整や養殖魚の生産状況、漁場の適正行使に関する指導等を実施してございます。また、今年度から、本県養殖の主要魚種でございますカンパチの人工種苗の生産供給によりまして養殖生産コストの削減を図り、漁家の経営向上の推進にも取り組んでいるところでございます。

(3)の技術開発事業では、放流用や養殖用の新魚種量産化等の技術開発に関する事業を実施してございまして、現在はカワハギ稚魚の量産化に取り組んでおります。

(4)の種苗供給事業では、養殖現場のニーズに対応しました種苗の生産供給を実施してございまして、現在、マダイ、シマアジ、マサバ、アユを生産・供給してございます。

続きまして、当協会に関します県の関与等でございますけれども、平成25年9月定例県議会提出報告書の冊子の191ページをごらんください。

中ほどの表、県関与の状況をごらんください。人的支援につきましては、記載のように先ほど申したとおりでございますので、省略させていただきます。その下の財政支出等であります。平成24年度の県の委託料は、カワハギ量産化技術開発事業等で1,561万円余、県補助金は、放流用のカサゴ、ヒラメ等の生産・供給に対します支援といたしまして3,429万円余となっております。

ます。このほか、県借入金残高等はございません。なお、県職員人件費につきましては、県から派遣している職員3人に対しまして1,733万円を支給してございます。

次に、一番下の表の中ほど、活動指標でございいます。指標といたしましては、栽培漁業に關します3つの項目を上げてございいます。

まず、①の放流用種苗の生産尾数でございいますが、これは、当協会で生産される全ての魚の尾数でございいます。放流用の魚の尾数でございいます。平成24年度の目標値215万尾に対しまして、達成率は75.8%となっております。これにつきましては、大多数は、アユを放流用種苗として出荷しているんですが、これが減少したためでございいます。

②のマダイ放流魚の混獲状況についてでございいます。目標値は、マダイの漁獲量に占めます放流マダイの割合でございいます。平成24年度の目標値13%に対しまして、達成率は34.2%でございしました。これは、ゼロ歳魚、いわゆる若齡魚の資源加入が、ちょっと減少しているのではないかというのが最近言われてきてございいますが、現在まだはっきりしておりませんで、原因解明に取り組んでいるところでございいます。

③の栽培漁業に關する普及啓発につきましては、当協会の見学者数等とホームページの閲覧数の合計値を設定したものでございいます。平成24年度の目標値は3,450名に対しまして、達成率は115.3%でございしました。

続きまして、192ページをお開きください。財務状況でございいます。平成24年度の欄をごらんください。

左上の正味財産増減計算書でございいます。表の中ほどに示しております当期一般正味財産増減額は1,871万円余の減となっております。し

たがいまして、一般正味財産期首残高が、マイナス4,293万円余でございしましたので、一般正味財産期末残高はマイナス6,165万円余となっております。

次に、右上の貸借対照表をごらんください。平成24年度の資産合計は4億9,205万円余で、3行下の負債合計は9,811万円となっております。したがいまして、その3行下でございいますけれども、24年度末の正味財産は3億9,394万円余となっております。

続きまして、その下の財務指標についてでございいます。まず、①の1人当たりの自主財源収入金額につきましては、目標値790万円余に対しまして、達成度は73.3%となっております。これは、マダイやシマアジなどの販売金額が減少したことによるものでございいます。また、②の収支比率につきましては、目標値103.6%に対しまして、達成度が83.1%となっております。これも、同様な販売収入の減等によるものでございいます。③の基本財産運用益ですけれども、目標値180万円に対しまして、達成度は53.8%でございしました。これは、いわゆる定期でやっておりますけれども、利率の低下によるものでございいます。

最後に、下の表にございいます総合評価でございいますが、表の右の県の評価といたしましては、依然、水産業界は厳しい状況にございまして、養殖業等を支えるためにも、本協会の経営改善計画アクションプログラムの実践によりまして、これまで以上の経費節減を行うとともに、現場のニーズに応える養殖用種苗の生産・供給によりまして増収が必要と考えてございいます。

宮崎県水産振興協会についての報告は以上でございいます。

○山下委員長 執行部の説明が終了いたしまし

た。報告事項について、ただいまから質疑に入ります。

**○蓬原委員** 提出報告書の185ページです。家畜改良事業団の一番下段ですが、精液譲渡本数。24年度が12万9,400、25年度が12万4,431ということで、目標が減っていますが。これは、生産農家が減少の見込みということでしょうか。

**○押川畜産振興課長** 譲渡本数の減少については、計画でございますけれども、委員御指摘のとおり、繁殖素牛等の減少に伴うものを加味してございます。

**○蓬原委員** わかりました。

それから、委員会資料の12ページ、肉用牛枝肉価格安定基金協会ですけれども、平成24年度の積み立て状況頭数2万1,793頭。これは、県内の肥育農家の全ての頭数、全てがこの頭数だと。イコールだと考えていいわけですか。

**○押川畜産振興課長** この協会につきましては、いわゆる系統の団体で組織してございますので、系統、いわゆる農協、経済連を経由して出します肥育のうちの頭数ということになりますので、県全域ということではございません。

**○蓬原委員** その県内にある肥育牛の割合でいえば何%ぐらいになるのでしょうか。

**○押川畜産振興課長** 今、手元に正確な数字等はございませんけれども、大体、系統と系統外というのは半々ぐらいでございます。

ただ、この積み立てる頭数だけでいいますと、系統内の全頭数ではございませんので、これとの比較はちょっと難しゅうございますけれども。いわゆる系統と系統外ということでございましたら、半々です。

参考のために、県内の、いわゆる肉用種の肥育牛の頭数が、平成25年2月1日現在で8万8,200頭という数字がございます。先ほど申し

上げましたように、いわゆる系統、系統外、もしくはその他含めまして半々ということをお願いしましたが、それにはいたしましても、ここでいう積立頭数とはちょっと乖離があるということになると思います。つまり、系統であっても、必ずしも全部こちらに入っているわけではないと。

**○山下委員長** ちょっと確認します。これは枝肉価格安定ですから、肥育頭数が県内に8万8,000頭もおるんですか。間違いはないですか。今、説明があったんですが。

**○押川畜産振興課長** 先ほど申しました、いわゆる統計数字の、25年4月1日現在でとりました県内の肉用種の肥育頭数というのが8万8,000でございます。

**○蓬原委員** 提出報告書の191ページ、宮崎県水産振興協会。

私は盆地のほうにありますから、ちょっと海のことが詳しくないんで、現地を見たことがないんですが、延岡市にあるんですね。種苗なんですけど、これは報告ですから24年度ということなんですけど、25年度、26年度ということ目標があるわけなんですけど。今、非常に温暖化が進んでますよね。ちょっと、将来の話になっていいのかなどか、報告書についてあれなんですけど。例えば、私は、たまに釣りに行きますけど、あれはブダイというんですか。例えば、確かに、こちらに昔はいなかった魚が釣れたりするんですよ。ブダイなんか。だから、そういう意味では、この種苗放流というのは、ある程度温暖化を見込んだものに魚種を転換していかないと、何かそのあたりの生態が変わるんじゃないかという気がしてるんで。将来の25年度の収支報告書みたいなことの報告もありましたが。そういうことについての、何か将来を見込んだ考えみ

たいなことはお持ちなんですか、温暖化に対する対応みたいな。

**○神田漁村振興課長** 温暖化に対する御懸念ということもあるんですけども、こういう温暖化でダイナミックに魚種が転換するということは、まずあり得ないというような前提のもとで申し上げますけれども。温暖化が進めばそれなりの魚種は考えなければならないのですが、ここ何年というか、近未来的には、なかなか大きく変化はしないだろうということで考えております。おっしゃいましたように、珍しい南方の魚が釣れるとか、そういうのはやはりあちこちであると思いますし。もう一つは、やはり、魚種の分類の解析も進んでおりまして、結構新しい魚種が見えたりするというのもありますので。ちょっと余談ではございましたが、今後、そういう海況は見ながら考えていきたいとは考えてございますが、大きく変える予定は、今のところございません。

**○緒嶋委員** 内水面でありますけれども、採捕量が、目標値からすれば少ないわけです。大体これは、最初スタートするとき、水産庁から佐藤力生さんという人が来て、絶対もうかる、だからやって損はせんということで、議会もいろいろと抵抗した経緯があるわけです。その中で、これは結果として、そのとおりにならなかったわけですね。

今後の見通しは、ウナギの稚魚が世界的に少なくなっておる中で、経営改善——これは県の支援をふやすか、借入金で回転する以外にないんじゃないかと思うけど。この将来的な見通しを持っておられますか。内水面振興センター。

**○日向寺漁業・資源管理室長** 今の委員の御質問でございますけれども、シラスの採捕量は、確かに近年、特にここ4年連続して全国的に減

少しております、本県におきましても4年連続して過去最低を記録しているところでございます。シラスウナギにつきましては、近年、その影響で価格のほうも非常に上昇しております、1キロ当たり、輸入物ですと300万円ぐらいはいくような値段もしているようなところでございます。

センターの経営のほうなんですけれども、昨年、採捕量が過去最低の51キログラムということで、収入が4,700万円ということで、これもまた過去最低を記録しているところです。センターの経営につきましては、ひとえにシラスウナギの採捕量に頼っているところが非常に大きいもので、その結果、昨年はシラスウナギの値段が高騰したために正味財産は黒字化したわけでございますけれども、本年は、また赤字に転落しているところでございまして、その辺は大変問題になっているところでございます。

**○成原水産政策課長** 委員が御指摘のとおりでございます、当初の目的からしますと、養鰻業の振興のためのシラスウナギの安定供給という部分と、それからシラスウナギの採捕、あるいは流通にかかわります適正化という部分、大きく2つの機能を期待をされて設立をされたということでございます。近年のシラスウナギの採捕量からしますと、一つ目のシラスウナギ安定供給という側面の機能は低下してると言わざるを得ないということだと思います。

しかし、一方、いわゆるウナギ資源の世界的な減少という指摘がありまして、今になって、我が国あるいは台湾、中国、韓国、いわゆるニホンウナギを利用している世界的な連携の中で、資源管理をしっかりとやっていかなければいけないという指摘も出てきているということでございまして、センターの機能であるもう一つの部

分、秩序の維持、それから適正採捕、流通という部分が大きく期待をされてきているという、その変化というものもあるというふうに認識しております。

したがって、経営は厳しい状況でございますけれども、やっぱり機能を維持をしていく必要があるかというふうに考えておりますので、コスト削減というのをもさらに進めるとともに、直接的な受益団体である養鰻業界ともいろいろ意見交換をしながら、存続ができるように、いろんな手だてをとっていききたいというふうに考えてございます。

○緒嶋委員　そういうことであれば、県の財政支援は今後とも継続してやるということですね。

○成原水産政策課長　現在の考え方につきましては——平成11年以降、同じ考え方で取り組んできておりますが——シラスウナギの採捕事業については自己の収入で賄えということが基本になって、秩序維持とか違法流通の防止に関する事業については県の支援のもとで行うという考え方に基づいて行いますので、これは基本的に継続していききたいというふうに考えております。

○緒嶋委員　では、採捕事業のほうの収益をどんどん持っていく手法というのはあるわけですか。

○成原水産政策課長　今までとってきたのはコスト削減というところで、従来の組織体からすると相当縮小して収支均衡が図られてきたんですが、近年の不漁ということで、さらに収支均衡を図らなければならない現状でございます。

したがって、今とっている策としては、新たな収入源として、国がいろいろと資源管理関係の調査等を出してきておりますので、それを積極的にとりにいくというような対応をあわせて

やっているところでございます。

○緒嶋委員　これは、ほかの県も大体同じようなシステムでやっておるわけですか。他県は。

○成原水産政策課長　そのあたりにつきましては、本県が平成6年に設立して以降、このような形でやる県はまだ出てきておりませんで、唯一の存在ということになります。

ただ、近年のシラス、あるいはウナギの資源の減少に伴いまして、いわゆるワシントン条約で取引規制を検討しようという流れもありまして、国としては、本県が先進県であるということで、他県に対してシラスの採捕の報告、それから養鰻業者へもシラスウナギの受け入れの量の報告、これを求めるという形で、逆に透明化を促進していくような流れになってきておりますので、そういったことで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○緒嶋委員　これが、経営が安定すれば何も言うことないですね。これは暴力団の排除とか、いろいろ含めていいことだけど、やっぱり経営が成り立たんことには、このまま——本当に県の財政が一般では厳しい厳しいって我々には言う、ほかのことをやれということもやらんで、厳しいという言葉だけでいろいろなことをストップしておるわけです。そういう中で、一方では見通しがないままずると、このまま存続が可能かどうかという懸念があるので。はっきりと、今言われた採捕のほうでとんとんにいけば、問題はないわけです。それは、暴力団的いろいろな不正があるっていうか、そういうものがあっては、それはそれで治安の問題でやらんといかん面もあるわけで。そこ辺をぴしゃっと整理ができなきゃいかなのじゃないかなという気がする。最初なったときが、そういうスタートでスタートしたわけですから。今は考



え方が変わってきたというふうに私は見るんですが。やっぱり、最初に言われたことと今の現実とは変わっておるんじゃないですか。

**○成原水産政策課長** 当初は、本県がシラスウナギの産地ということで、その産地であるにもかかわらず不正採捕だとか不正流通が起こって、本県養鰻業者に、きちんとその種苗が渡らないということを改善するというのが大目的。ただ、付随的には、違法採捕、違法流通というものも抑えていこうという目的があったわけでございますので、全体像からすると変わっていないということなんですが、安定供給機能が、採捕の状況からは低下してきたというふうには考えてございます。

**○緒嶋委員** だから、そこ辺が変わってきてるんじゃないかということ。最初は、もう間違いないからこれは大丈夫だと、そして日本に先駆けてやるのが絶対必要だと。だから、その説得を我々は理解して、それならやむを得んなどということ——これは大分審議、過去を知っておる人は、やりとりが相当激しかったですよ。

そういう経緯があるので、やっぱり将来を超越して物事を進めなければ、こういうことが起こるんじゃないかと。目的としてはすばらしかったわけですから、よかったです。結果はこれです。これは、やっぱりあなたたちも財政当局からいろいろ言われるんじゃないですか。このことについて財政当局からの指摘はないわけですか。

**○成原水産政策課長** やはり、基本的には収支改善をしっかりと図っていくようにということで。現在も、第3期目の経営改善計画の途中でございますけれども、関係する養鰻業界、あるいは内水面の漁協等、状況変化が起こっていてかなり意見交換も進んでいますので、委員の御指摘も踏まえつつ、さらにあるべき姿というも

のは検討していきたいというふうに考えてございます。

**○那須農政水産部次長(水産担当)** 確かに緒嶋委員が言われるように、状況が大きく変わってきております。特に、種苗の供給という面につきましては、私の記憶では、たしかセンターの供給だけで県内需要の3割ぐらいいつとつたと思います。それが、現在は2%ぐらいに非常に落ちてはおるんですけども。さはさりながら、おっしゃいましたように、センターが今持つとる密漁の不正流通防止、秩序の維持という面においては、このセンターにかわる組織はないと思っております。ですから、今言われましたように、やはり採捕事業と、この秩序の維持の機能というところをしっかりと分けて考えていながら、センターの存続というよりも、センターを中心とした現在の宮崎県の内水面振興の体制というのは、日本の中でも唯一の組織でございますし、今課長が言いましたように、国からの評価も、ちゃんと認められております。

今後とも、この体制の維持と、そのためのセンターのあり方というのをしっかりと見つめながら、状況に応じた組織ということを常に検討して進めていきたいと思っております。

**○緒嶋委員** これだけ国の評価があるなら、これは特別に国からの支援があっても、私はいいと思うんです。これだけのものをやっておれば、それぐらいのことがあって、やはりこれは存続すること。これをなくせと私は言うんじゃないです。やっぱり経営的に成り立つならば、国の支援も当然あっていいんじゃないかと。これは国からの支援はないんですか。こういう状態の中で、やっぱりウナギのこういう将来的なものも厳しい中で、これを存続して頑張っておるという中では、何かの補助金的なものが運営に対

してあっていいんじゃないかと思うんですけど。それは交付税か何か、何でもいい。国の中で、水産庁から、何かそういう努力はされたことがあるわけですか。

○日向寺漁業・資源管理室長 近年、シラスウナギの採捕量が減っているということで、国からの支援ということでございますけれども。特に、国から直接、県に何か支援というものは、県やこういう団体に支援というものはございませんけれども、国のほうとしまして、ウナギの資源調査ですとか、そういう委託費を組んでおりまして。今回は、独立行政法人の水産総合研究センターと内水面振興センター、これが共同で、そうした委託費の受注も行ってございまして、そうしたところで間接的な支援ということがございます。

○緒嶋委員 県からこのセンターに対する委託金はあるけど、国からの委託金というのはないわけですね。

○日向寺漁業・資源管理室長 国からの委託金がございまして、これは独立行政法人の水研センターと内水面振興センターで合同で受注したということでございます。

○緒嶋委員 具体的には、金額的にはどれぐらい。

○日向寺漁業・資源管理室長 金額的には約550万円となっております。

○緒嶋委員 いずれにしても、いろいろな知恵を出して、健全経営が目標ですのでぜひ努力して——必要性というのは私も十分わかっておりますが、経営状況がこういうことでもいいのかと言われたら、これでいいとは誰も言えんわけです。そのあたりの努力を、さらにしていただきたいということを要望しておきます。

○山下委員長 それでは、12時が過ぎておりま

すので、午前の会をこれで閉じて、午後1時から再開したいと思います。よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

---

午後1時0分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

○河野農村整備課長 申しわけございません。午前中の補正予算の御質問の際に、ちょっと間違いがございましたので訂正とおわびを申し上げたいと存じます。

中身につきましては、高橋委員のほうから、ため池の耐震性の補強等に関して、震災対策農業水利施設整備事業で実施可能かという御質問に対しまして、他の事業で実施というふうにお答えしましたが、他の事業とともに、本震災対策農業水利施設整備事業においても実施可能でしたので、訂正とおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

○山下委員長 高橋委員、よろしいですか。

○高橋委員 はい。

○横田委員 内水面振興センターについてお尋ねしますが、報告書の189ページを見ますと役員数が18名から8名に減ってますけど、これは何か理由があるんでしょうか。

○日向寺漁業・資源管理室長 内水面振興センターの役員数の減でございますけれども、これは、本年度4月1日付で財団法人から一般財団法人のほうに移行してございまして、その関係で役員の定数の見直しを行った関係で少なくなっております。

○横田委員 例えば経営改善とか、そういった意味合いではないわけですね。これは非常勤ですからね。

○日向寺漁業・資源管理室長 これは財団の移行に伴う定数の減ということでございます。

○横田委員 今、養鰻の池はかなり減ってまして、佐土原でも、養鰻の池を潰して、その上に太陽光パネルを設置しようという人も出てきているような状況です。

稚魚が非常にとれなくなって、絶滅危惧種にも指定されるかもしれないという心配も出てくるぐらいの採捕量なんですけど。非常に価格も高くなっておりますので、当然、シラスウナギ協議会の体力も相当落ちてくるんじゃないかなと思うんです。さらに県の負担というのは、またふえてくるんじゃないかなというふうにも思うんですけど、そこらあたりは、どのように判断されてるんでしょうか。

○日向寺漁業・資源管理室長 委員の御指摘のとおり、シラスウナギ、4年連続で過去最低ということで、本県におきましても今年度は168キロで、昨年が251キロで過去最低と言われておりましたので、また大幅に減っている状況でございます。センターも含めシラスウナギ協議会のほうでも、大変経営が厳しくなっているところでございますけれども、センターのほうにつきましては、従来から経営改善計画などを立てまして経費の削減に取り組んでいるところでございますので、今後とも一層の経費削減に取り組んでいきたいと考えております。

○横田委員 先ほどの緒嶋委員の質問に対する答弁の中で、何か、外国からの輸入の話もちょっと出たと思うんですけど。今、東南アジアでは、日本の種類とはちょっと違う種類みただけで、結構とれているという話も、この前テレビで見たんですけど。例えば、国内というか県内の採捕量が、もうほとんどゼロに近づいたとしても、その外国からのシラスウナギを、例えばこの振

興センターで輸入して、それで安定供給を図るとか、そういった方向になるというふうにも考えていいんですか。

○日向寺漁業・資源管理室長 シラスウナギにつきましては、本県のみならず、日本全体で採捕量が減っておりまして、日本だけでなく中国、韓国、台湾などでも大変減っているということです。また、今、異種ウナギと言われているようなものも出てきているわけでございます。

センターの設立の目的というのが、シラスウナギの安定供給と河川の秩序維持対策ということでございまして。シラスウナギの安定供給というのは、あくまでも県内で採捕したものを安定供給ということでございますので、財団の目的といたしまして、輸入をして安定供給を図るということはちょっと考えてはおりません。

○横田委員 県内でとれたシラスウナギの安定供給ということで、どれぐらいの量まで減れば安定供給ということ、もう諦めるというか、そういうことになるんですか。もうかなり減ってきて、本当に安定供給って言えるかどうか、非常に疑問を感じるんですけど。

○日向寺漁業・資源管理室長 安定供給と申しますとどの程度かという、なかなか数字で線引きは難しいところもございまして。ただ、確かに採捕量はかなり減っておりまして、安定供給というには——今、センターの県内の池入れ量に占める割合が約2%程度ということで、大分低くなっております。

その一方で、センターの目的としまして、もう一つは、河川秩序の維持というものもございまして。近年、シラスウナギの採捕量が大幅に減っておりまして、密漁なども、まだ起こっておりまして、また、特にそういった密漁につきましては、反社会勢力の介入などの情報も多数寄せ

られているところでございます。

そうしたところで、密漁ですので、密流通の取り締まりを強化して、正規の流通に乗せるシラスウナギの量を増加させるという必要がございます。これは特に養鰻業界のほうからそういった要望が多々出ております。特に養鰻業界、また内水面振興センターの存在は、シラスウナギに係る密漁及び不正流通防止に必要不可欠との評価をいただいているところでございまして、今後とも、そうした面からもセンターの必要性というのは、まだ残っているかと存じております。以上です。

**○山下委員長** 今の質問は、どこまで資源が枯渇していくかという可能性を問われているんですよね。そのことをちょっと答弁して。わかっていますか。

**○成原水産政策課長** 安定供給という定義という概念については、一定の数量があるわけではございません。ですから、養鰻業に一定の貢献をして、効果があつて、養鰻業がそれによって支えられている状態があれば、安定供給機能はまだあると考えていいというふうに考えております。ただ、委員が御指摘のように、その機能が極めて低いレベルになっているということは事実だというふうに認識をしております。

一方、先ほどの質問にもお答えしましたけれども、秩序維持の機能というのは、ウナギの資源をめぐる情勢の中で極めて重要な視点になっていることから、その機能は引き続き継続をしていく必要があるというふうに考えているということでございます。

**○横田委員** 当然、養鰻業者の数が減れば、採捕量が減ってもそれだけの供給は維持できると思うんですけど、じゃあ養鰻業者が何業者までおれば、それを県が手助けして守っていけるの

かとかいうのもあるだろうし。秩序維持も非常によくわかるんですけど、でもシラス自体がいなくなつて、本当に秩序が乱れるぐらいあるのかなという思いもあるんですけど、非常に難しい状況に来てるなと思うんです。

ですから、現実的に採捕量が今後どうなっていくのか。そこらあたりもしっかりと勘案していただいて、振興センターの今後の持っていく方ですか、その辺も考えていただければと思います。

**○成原水産政策課長** 極めて流動的な環境でございまして。3年後のワシントン条約締結国会議に向かって、我が国のウナギ資源がどのように管理されるかということが問われているということもあります。そういう環境の中で、どのように養鰻業を守っていけるのかという観点も踏まえつつ、いろんな関係者の方々と、引き続き意見交換、協議を進めていって、あるべき姿というのを求めていきたいというふうに考えております。

**○横田委員** ちなみに、私も、ぜひ養鰻業界は守っていただきたいと、そのような思いは強く持っています。

**○那須農政水産部次長(水産担当)** いろんな状況が目まぐるしく変わっていく中で、特にウナギ資源の問題が非常に危惧されております。そういう中で、水産業の中でも養鰻業というのは、100億産業ということで大きな位置を占めていると思っております。あと、その周辺産業も含めれば、県内になくはならん産業ですので、私たちもしっかり、それは支えていこうと思っております。

ただ、現在の体制をただ引っ張ればいいというものではないということはしっかり認識しておりますので、先ほども申しましたが、やっぱ

り、内水面センターありきではなくて、内水面センターを中心とした宮崎県の養鰻振興、内水面振興の体制というのが、非常に意味があるのではないかなと思っております。しかし、それをただ守っていくというだけではなくて、そういう状況の変化に応じながら、しっかり養鰻業を支え、内水面の振興を図っていききたいと思っております。

**○高橋委員** まず一点、委員会資料の9ページの確認ですけど。正味財産の赤字額の推移の、この平成23年の三角の900万っていうのは、ここだけは黒字だったということでもいいんですね。

**○日向寺漁業・資源管理室長** 委員のおっしゃるとおり、そこだけは黒字ということでございます。

**○高橋委員** この黒字の理由っていうか要因を、簡単をお願いします。

**○日向寺漁業・資源管理室長** この黒字の理由でございますけれども、平成23年度はシラスウナギの価格が大変高騰いたしまして、県内の平均価格も174万円と非常に高額になったことから黒字になったということでございます。

**○成原水産政策課長** ただいま漁業・資源管理室長が申しあげました単年の状況というのは、そのとおりなんですけれども。そもそも、これは累積した正味財産の赤字なので、改善計画によって年間2,000万円ずつ圧縮していこうという基本的な考え方があって、それを継続してきた結果として、平成23年度の収支が大きくプラスに働いたということも加味されて、23年にプラスに転じたということでございます。

**○高橋委員** ちょっと、細かなことを申しあげて申しわけないんですが。この内水面振興センターの役割というか採捕事業は、最近は、もう非常に厳しい状況ですが。しかし、一方で、密

漁監視強化とか流通監視強化、ここはすごく貢献されてきたと思うんです。また、今からも、仮に内水面振興センターがなくなっても、この仕事は残るわけですよ。

それで、報告書189ページ一番下の活動指標で、私、この目標設定の仕方が妥当なのか、適切なのか、ちょっと疑問に思ったものですから、また御意見を聞かせてください。②の県内各河川の監視・指導回数というふうに活動指標は掲げてらっしゃいますけど、これは当然のことなんです。監視指導に出るっていうことは、仕事ですよ。じゃなくて、これによって密漁が——でも先ほどは起きてるという話でしたけれども、これはゼロが目標だと思うんですけど。それに対して何ぼだよっていうのが、事業のいろんな活動指標として、わかりやすい指標の掲げ方かなと思うんですけども、いかがでしょうか。

**○日向寺漁業・資源管理室長** 今の御質問の件でございますけれども。これは正直申し上げますと、県内でどのぐらい密漁があるのかと、どのぐらいの数量が密漁として、また密流通として流れているかという数字は、把握することは非常に困難でございます。そういった意味では、そうした回数を指標に回すというのはなかなか難しい面もございます。

また、監視・指導の回数ということで、取り締まりを行っていることでございますけれども、こうしたことから、これも数であらわすのは非常に困難なんですけれども。防犯という意味も含めまして、こういった回数を重ねて巡回することも非常に効果があるものと考えております。

**○高橋委員** だから、私が申し上げたいことは、この目標値の200というのは監視・指導回数でしょう。これに対して、256回監視・指導に行き

ましたっていうのは、これはもう自己満足の世界——ごめんなさいね、ちょっと言い過ぎかもしれないけど。それよりも、おっしゃるように、密漁とかそういうのは正確に把握できないけど、しかし、しっかり現場を、いわゆる現行犯で確認をして指導されている実績はあるわけでしょう。そういったところの数字っていうのは、表に出せるんじゃないですか。

**○成原水産政策課長** センターが巡回などをして、ある意味、違法な採捕の状況を把握したという件数もありますけれども、取り締まり行為になりますと、県あるいは県警とともに活動をする必要がありますので、必ずしもセンターの活動のみによって、その事案検挙に至ったということではございません。

また、先ほど漁業・資源管理室長が申しましたとおり、違法採捕の状況というのは年々が変わるといって、それから検挙件数が多ければ活動が活発であったかということも、この評価も難しいという観点もあって、いろいろと悩んで指標設定をしたんですが、このような活動のレベルという意味で指標を定めたということでございます。

**○高橋委員** わかるんです。一生懸命仕事をされてるといってのは、私も評価しますから。今後、部内でいろいろと検討いただくといいかなと思います。

**○蓬原委員** ウナギで話が弾んでしまいましたけど。

今の活動指標の中の①県内産種苗に占めるセンター割合30%、したがって達成度100%だということですが。これは、毎年、いわゆる分母の県内産の量というのは変わるわけですよ。それに比例して、絶えず3割をセンターは採捕しようという、そういうことと捉えていいんです

ね。

**○日向寺漁業・資源管理室長** ただいまの御質問でございますけれども、委員のおっしゃるとおり、センターの採捕量を分子にしまして、分母は県内の採捕量ということで、県内産の採捕量の増減に応じまして、センターの採捕量も増減させて、30%を常に超えるようにしようということでございます。

**○蓬原委員** 県内のウナギの採捕業者というのは、いろいろ議論が過去にあってるでしょうけど、ちなみに何人いらっしゃるのか教えてください。

**○日向寺漁業・資源管理室長** 県内の採捕者数でございますけれども、これは一般内水面の漁業者を主にしまして、昨年度で申しますと877名でございます。

**○蓬原委員** これは登録ですか、登録制。

**○日向寺漁業・資源管理室長** 一般のシラスウナギの採捕者につきましては、これは特別採捕ということで、県のほうで許可制にしております。

**○蓬原委員** この採捕量、これは条例でいろいろあるわけですが、上限、幾らまでだよという何か制限がかかってるんですか。

**○日向寺漁業・資源管理室長** 県内のシラスウナギの採捕量につきましては、毎年、内水面の漁業協同組合、それと漁業協同組合連合会、それと養鰻業者の集まりでございますシラスウナギ協議会というのがございまして、そこが毎年話し合いをしまして、県内のシラスウナギの需給調整数量というのを定めてございます。昨年度の場合ですと2.0トンということになってございます。

**○蓬原委員** その年々の需給調整ということが決まるということですね。わかりました。

それで、稚魚放流量というのが③にあります。これは何の目的でやるんでしょうか。

○日向寺漁業・資源管理室長 これは、報告書の106ページをごらんいただきたいんですけども。この(4)の内水面水産動植物の保護培養及び環境保全に関する事業ということで、大淀川、一ツ瀬川を初め県内各河川へアユ、ウナギの放流を実施しているということでございます。採捕するだけではなくて、そういうものを放流して増殖を行うということで実施してございます。

○蓬原委員 黙っていても、稚魚はそのままにしといたら上がるわけですよ。それが自然ですよ。それを早くとって、返してあげるわけだけでも。

例えば、ダムがあるじゃないですか。ダムの上なんかにも放流するんですか。それと、県内の全河川に放流されるということですか。

○日向寺漁業・資源管理室長 この放流事業でございますけれども、とったシラスウナギをそのまま放流しているということではございませんで、ある程度大きくしたものを放流しているということでございます。

放流場所につきましては、ちょっと今手元にないものですから、後ほど回答させていただきます。

○蓬原委員 ごめんなさい、ちょっと突っ込んだ話になってしまったけど。何か、意味があるんですか。ウナギにしてみれば余計なお世話じゃないんですか。

○日向寺漁業・資源管理室長 自然界の生物の場合、小さければ小さいほど、他の動物に食べられるですとか、あと病気などでも死にやすいという傾向がございます。自然に死んでいくものが非常にたくさん出てまいりますので、そう

いったことから、人為的にちょっと大きくしまして生存率を高めてやると、そして放流してやるということでございます。

○蓬原委員 資源の確保のためにやってらっしゃるということですね。そこも、先ほどの何とかという事業が、内水面養殖試験費なんというのもありましたけど、一回、実証されてみたほうがいいかなと素人ながら考えがしました。

最後に、1点だけお聞きします。ウナギ業界の県内の売上高等々、ウナギ屋の売り上げも含めてどれだけの産業か、つかまれているのでしょうか。ある意味6次産業ですよ。6次産業化を言っているわけだから。

○日向寺漁業・資源管理室長 済みません。ウナギ屋さん、いわゆるウナギを食べさせるところのデータはちょっと持ち合わせてはございませんが。いわゆる養鰻業者の生産額といいますのは、これはなかなか単価がはっきりしないので推定値という部分でもございますが、平成24年度分で、大体92億円ないし93億円ぐらいと推定してございます。

○蓬原委員 ここまでにしますが、ウナギをとって、それがまた何かの売り上げになって、それが養鰻業者に行って、また付加価値がついて93億円になって、それがウナギ屋に行って加工されて、あぶられて売られて、だしがついて御飯と一緒に、また幾らかの売り上げになっているわけですから。この流通は、やっぱり、この大元締めとしては知っておかれても——今、6次産業、成長産業とおっしゃっているわけですから。そこまではちゃんと、幾らぐらいの経済効果を生んでいくのかっていうのはつかんでおかれてもいいんじゃないかと思いましたので。また今後、よろしく願い申し上げます。

○岩下委員 漁村振興課のほうに伺いますが、

栽培漁業振興事業ということで、マダイ、ヒラメ、カサゴなどを放流して生産供給をするということですが、この間、うちの地元で、遊漁船で、5キロのマダイがとれたんです。フェイスブックに載せて、自慢げに見せてくれましたけど。これは放流の影響かなと思うんですが。マダイの稚魚の放流の量と、その成果である水揚げ量というのは、大体どういった状況でしょうか。

**○神田漁村振興課長** マダイの放流量につきましては、大体30万尾ぐらいを計画してございます。ただ、年によって、中間育成とかそれがあると実質10万尾ぐらいにしたりというのはございます。

あと、その漁獲量でございますけれども、今手元でございますが、もうちょっとお時間をいただければと思います。済みません。

**○岩下委員** それとカンパチですか、ハマチの稚魚ですか、これはモジャコっていうんですか。うちの地元でも3日間か5日間か、そういったモジャコをとる期間が決まっていて、それで地元の漁師さんたちは、1日ウン十万とれたということで、その期間は非常に喜んでいるんです。その3日間とか5日間っていうのは、どこが規制しているんでしょうか。

**○日向寺漁業・資源管理室長** モジャコは、ブリの稚魚でございまして、養殖用の種苗として利用されてるわけでございますけれども。これは毎年、水産庁と周辺の各県のほうで話し合いをしておりまして、採捕期間などは決定をしているところでございます。

**○岩下委員** そういった場合に、短期間のうちにそれなりの収穫があるんですが、期限が切れたらもうやるわけにはいかんと。今度は、中国か韓国か、そっちのほうからどんどん輸入をし

てるんです。だから、そういった点では、宮崎県として、その期間を幾らか延ばしてほしいとか、年間のうちに何日っていうのを、これを延長というのはできないものなんですか。

**○日向寺漁業・資源管理室長** 今、御質問の件でございますけれども、モジャコは、これはブリの稚魚でございますけど、中国から輸入するのは恐らくカンパチという別の種の種苗のことかと存じます。

それから、モジャコの採捕期間でございますけれども、3日とか5日とかそういうことではございまして、2週間とか、もうちょっと長い期間でございます。

この採捕量でございますけれども、県内の養殖業者の要望などを聞きまして、そうした数量というのは出しております。採捕して、採捕期間を終了して、県内の需要量の50%を満たしていないときには延長も可能ということにはなっております。

**○神田漁村振興課長** 先ほどのマダイの放流の件でございます。

放流のほうなんですけど、平成24年の実績としては12万尾なんですけれども、過去10カ年から15カ年ぐらいの平均といたしましては、毎年33万尾ぐらいは放流してございます。

それと、あと漁獲の関係なんですけど、これはちょっと古いんですが、平成23年につきましては69トンの水揚げでございまして、過去十数年の分につきましては、大体80トン程度の水揚げという状況になってございます。

**○岩下委員** ということは、ヒラメにしてもカサゴにしてもマダイにしても、その放流の成果というのは十分出てるということになるわけでしょうか。

**○神田漁村振興課長** 活動指標の中で、マダイ



の放流魚混獲率が、目標13%に対しまして4.45%で、その達成率が34.2%と示してございますけれども。そういう形で漁獲量といいますか、そこの中にはそれなりのシェアを占めてはいるということで。私どもとしては、絶対数はもうちょっと上がってほしいんですけども、やはり放流するということを通じまして、漁業者の資源管理あたりの認識も上がってきているということで、意識の向上にはつながっていると考えております。

○前屋敷委員 私は、栽培漁業の件で少しお伺いしたいんですけど。今、カワハギについての技術の開発が進んでるということで。これは栽培漁業といいますから、養殖ですということなんですか。

○神田漁村振興課長 宮崎県の養殖につきましては、マダイとかカンパチとかが主流でありますけども、その間をすき間産業的に埋めるためにカワハギというのを今進めているところでございます。水産振興協会におきまして、いわゆる量産の体制ができましたので、来年度からは協会の独自の事業として展開していきたいというふうな考えでおります。以上です。

○前屋敷委員 カワハギというのは非常に使いやすい魚なんです。我々主婦の中でも、水炊きに使ったり、空揚げにしたりとか、非常に使い勝手がいい。皮もさっと剥がれるということでカワハギなんだろうけど。非常に幅広く使われる魚なもんですから、栽培養殖ということになると、かなり量産が期待されるのかなというふうに思っていますので、その辺のところは、ぜひ進めてほしいと思います。

今、カンパチの養殖に携わっている漁民の方々がいうのは、何軒ぐらいいらっしゃるんですか。

○神田漁村振興課長 県内養殖業者は大体四十数経営体ございますが、カンパチを主体としてやっていたらっしゃるのは二十数経営体でございます。

○前屋敷委員 これは主に、県内というよりは県外への出荷が多いんでしょうか。

○神田漁村振興課長 はい。やはり、シェア的には県内よりも県外に、京阪神方面に出荷されております。

○前屋敷委員 もう大分昔になるんですが、私は、北浦にもしばらく住んでいたことがあって、あの当時はハマチの養殖が非常に盛んだったんです。でも、今は海も非常に汚れたりすることがあったりして、今はほとんど、ハマチというのも聞かなくなりましたし、カンパチが主流になってるのかなというふうに思うんですけど。カンパチは多くの方々に好まれる魚でもあって、宮崎のブランド化していくということも非常に大事かなというふうに思っているところですので、ぜひ、御努力していただきたいというふうに思います。以上です。

○蓬原委員 報告書182ページです。宮崎県農業振興公社の県の評価のところ、口蹄疫埋却地の長期保有化も懸念されるようになっております。前年度の委員会でも、かなり議論があったやに聞いております。1反歩20万円する畑に、公共事業としてそこに数倍のお金を投入して、石をふるいにかけて、また表土を返してもとの畑にすると。これは法律で決まっているかもしれませんが、それについての疑問の議論が大分あったように聞いています。

そして、せっかくそういうことをするわけですが、この長期保有化が既に懸念と書いてあるというのは、どういうことなんですか。

○大久津連携推進室長 本年度から、口蹄疫の

埋却地については、公社保有地につきましても整備を順次始めまして売り渡しをということで、各市町村の中に売り渡し協議会を設けまして、今、順次交渉を進めているところでございます。

しかしながら、当時買い受けた土地につきましては広大な面積を持っているものとか、飛び地でなかなか使い勝手の悪いもの、いろいろ条件がございます。今、交渉の中では、面積の広いもの、条件のいいところは希望が多いんですけども、そういった条件の悪いところについてはなかなか希望がないということで、そういったところを、しっかり市町村にも協力をお願いしながら、買い受けの相手を探すなどを今進めております。おおむね3年間で売り渡そうという計画をしておりますが、そういったところをしっかりと頑張ろうという気持ちはございますけれども、若干、そういった残地という可能性もあるので、しっかりここは頑張っていこうということで、こういうことも書かせていただいたところでございます。

**○蓬原委員** これは、去年、委員会であったことをもう一回蒸し返しても仕方ないでしょうから、それで進行するんでしょう。予算化もされてるわけですから。そうであるならば、その目的に従って、せつかく再生するわけですから、それが早く、もとの農地として使われないと、これだけお金を投下した意味はないわけですから。今、3年という数字も出ましたから、しっかり覚えて、次にもう一回選挙がありますけどしっかり当選してチェックできるように。頑張ってくださいと思います。

**○緒嶋委員** 今の長期保有地の0.8ヘクタールは、これはどういう場所ですか。

**○大久津連携推進室長** 0.8ヘクタールにつきましては、宮崎市近郊で佐土原町と清武町の2カ

所でございます。

一応、0.8ヘクタールがずっと残っておりますけれども、公社のほうにもちょっと頑張ってもらっていて、ことし、佐土原町のほうは、もしかしたら交渉次第で売れるのかなということで、少しでも減らそうということで。

ただ、清武につきましては、約0.6ヘクタールぐらいございますけれども、杉山等が周辺にございまして、その枯れ杉が落ちてくるとかいう形で、条件はいいところなんですけど、耕作者の希望としては、そうした杉山の伐採とかを希望されてるんですけども、隣地の地主の方との交渉では、なかなか伐採まで応じていただけなくて。一方では、地価が年々下がってるということで、若干、交渉に難航しておりますが、公社としても、しっかり売っていこうということで、今、鋭意努力しているところでございます。

**○緒嶋委員** それは、売りづらいところを売らにゃいかんということでなかなか大変だろうと思いますが、ぜひ頑張ってください。

将来的に、国のほうが農地中間管理機構をつくるということが出てきておるわけですが、そうなった場合は農業振興公社との絡みはどうなるんですか。

**○大久津連携推進室長** 国のほうで、この夏、概算要求で出されましたけれども。中間管理機構につきましては、各都道府県に一つずつの機関を設けるということで、我が県におきましては、従来から農業振興公社が保有合理化事業等々の農地の売買、貸借事業をやっておりますので、ここを中心とした設置ということで検討を進めないといけないと思っております。

そういった中で、きょうも新聞にも出ておりますが、政府の規制改革会議の中で、農水省とはまた違う観点から法制度のあり方とか、いろ

いろ今協議されておまして、まだまだ詳細が国のほうから伝わっておりません。そういった情報もしっかり詰めながら、内部では部長を筆頭とします今後の中間機構のあり方検討ということで夏に発足いたしましたので、内部でもしっかり詰めながら、しっかりやっていける体制をつくっていきたいと思っております。

**○緒嶋委員** これは、当然、農地の集積のためには必要なことだから、ここが受け皿になるのかなという気がしたもので伺ったところですので。これをうまくやらんと、農地の耕作放棄地とかふえるとかいろいろあるので、やっぱり流動化をして集積するということは必要なことですので、いろいろと今からの動向がちょっと不明確な面もあるけど、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

次に、口蹄疫の復興財団の絡みですけれども。これは、いつまでこの基金としての運営ができるわけですか。

**○押川畜産振興課長** 口蹄疫復興財団の件でございます。口蹄疫復興財団につきましては、平成22年から27年と予定してございます。

**○緒嶋委員** その中で、いろいろと多面にわたって支援をされて、ありがたいわけではありますが。これが、やはり畜産の振興、また牛肉やらのブランド化が進まなきゃいかんわけですよ。振興というか、新生畜産という感じで言えば。そのあたりの評価を、いろいろと多面的にやられておりますが、今後とも、このような項目をふやして支援をしていくということになるんですか。あと2年しかないということですが、そのあたりはどう考えておられるか。

**○押川畜産振興課長** 委員御指摘のとおり、限られた期間でやっている事業でございます。

当初、分野としましては、農業、商工観光、

地域振興、その他と4つに大きく分けておまして、まずは緊急に効果の上がるものという取り組みをしてまいりました。

本年から、先ほどの委員の御指摘のように、最後の仕上げが順調にいくようにということで、改めまして、先ほどの分野を、畜産新生、フードビジネス、中小企業、誘客対策、地域振興、その他というふうにもう少し細かく分けまして、より成長産業化、今後の進展が見込まれるものについて絞って取り組んでまいろうということで計画しているところでございます。

**○緒嶋委員** ぜひ、そういう方向で。口蹄疫発生当時は、これはこれでやむを得なかったということですが、やっぱりそこ辺の選択と集中というか、そういう感じでやらんと、もうあと限られた財源でありますので、その辺は考えて頑張ってくださいというふうに思います。

それと、家畜改良事業団でありますけれども。口蹄疫で一番被害というか、個々の農家を別にすれば、事業団が一番ダメージが大きかったと思うわけですが。今後の種雄牛の造成の見通しというか、義美福かな、いろいろ有望な種雄牛の造成に努力されておりますけど、そのあたりの将来の見込みというか、今の課題というか、そういう点をちょっと説明願いたいと思っております。

**○押川畜産振興課長** 委員御指摘のとおり、事業団におきましては、55頭のうち5頭だけが残るといような状況になりまして、その後、緊急にということで力を入れてやっているところでございまして。

その新たな取り組みの中で、24年度から、いわゆる後代検定——従来フィールドでやっておりました、期間がかなり長くかかりますので——これを間接検定というふうに、1年でとり

あえずの結果が出るスタイル、これを1年に11セットずつということで早目に取り組みました。この結果が、今御指摘のありました義美福から出てまいりまして、現在5頭上がっております。

この候補牛を含めまして、現在41頭——西米良に20頭、高鍋に21頭、現在ございます。その候補牛の中、順次、ほぼ1カ月に1回ぐらいのペースで間接検定の結果が出てまいりますので、この結果を十分見ながら、将来的には、28年からは45頭体制に持っていけるようにということで今計画しておりまして、今のところ、ほぼ順調に——義美福は非常に成績がよかったので、その後がちょっとかすんでいるようにございますけども、それぞれ特徴を持っていいところが出てくる種雄牛が続いておりますので、これを期待しながらやっていきたいと思っております。

**○緒嶋委員** 特に、2連覇して今度3連覇を目指して頑張ろうというときに、やっぱり種雄牛というのが大きなウエートを占めると思うんです。そうなれば、やっぱり造成も急がんと、それに間に合わんとというようなことにもなると思っていますので、これはぜひ頑張ってください、優秀な忠富士に続くとか、そのほかいろいろな牛に続くものを早く造成して、そのことで宮崎県の和牛のブランド化を高めていかなければ——これは、やはり東アジアに打って出ようという中では、大変重要な位置づけにもなると思っていますので、事業団にさらに頑張ってください、県のほうからも強力な支援とともに指導もしていただきたいというふうに思いますが、そのあたりはうまくいっているんですか。

**○押川畜産振興課長** 今回の全共2連覇を受けまして、非常に評価を受けたところでございますけども、次の大会は、各部門ごとで種雄牛の生年月日の規定がございまして、部門によって

は口蹄疫以降の、義美福以降の種雄牛を使わなければいけないという非常に厳しいのが出てまいります。こういうことがございまして、事業団はもとより関係団体もそうですが、これを新しく、種をとにかくつけていただかないと材料牛が出てまいりませんので、生産者の方々をあわせまして、力を入れて取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○緒嶋委員** ぜひ、そういうことで頑張っていて、連覇することによって、やはり宮崎県の牛が——それぞれほかの県も頑張っておるわけですので、3連覇というのは、これは至難中の至難だと思ひます。それはぜひ頑張らんと、これは容易なことじゃない、言われた種雄牛の問題を含めても。そうでありますので、ぜひ努力していただきますように強く要望しておきます。以上です。

**○横田委員** 農業振興公社についてですけど、農業振興公社は、新農業支援部門とかで6次産業化とかの農商工連携の推進窓口として、今の宮崎の農業をリードしていただいている、大事な役割を担っていただいているんじゃないかなと思ひますけど。

報告書の181ページの一番下、活動指標の③で、農商工連携・6次産業化の取り組み数の達成度が60%ということで、決して高いとは言えない数字だと思ひますけど。これは、県民の6次産業化とかに対する関心が余り高くないということなんですか。

**○大久津連携推進室長** この6次産業化の取り組みにつきましては、23年度から国の認定を受ける形の中で推進しておりますが、初年度目につきましては、各既存の法人さん方が6次化に取り組もうというような機運が盛り上がりお

りました中で、その計画が熟度が高いものを採択いたしましたので、国の認定がスムーズにいったと。ただし、2年目は、さらに底辺からの新たな掘り起こしということで、その計画の熟度が十分達成できなかったということで、本年度、さらにそれを熟度を増して国の総合計画の認定を受けようということで、今、強力に進めておりますので、数字的には、今年度若干回復するんじゃないかと思っております。

それで、そういった認識については、今までは県の農業振興公社を窓口ワンストップサービスということで、公社のほうでいろいろな相談を受けるようにしておりましたけれども、県北とか県南とか遠い地域の方々から、やはり地域で相談を受けたいということで、本年度から、各普及センターに毎月1回ですけれども、そのコーディネーター、そういう相談を受ける形で、月1回、窓口コーナーを設けまして、そこで地域の方々の御相談を受けるような形をしております。かなり相談が今ふえるようになっております。

それとまた育成についても、そういった人材を育てるための農家さん方の勉強のためと指導者のためのチャレンジ塾というのを8月に開校いたしました。2カ月半の長丁場ではございますが、約三十数講座を設けて、毎週金曜日に参加いただいて、ことしが46名参加いただいて、かなり熱心に、そういった6次産業化に興味を示していただく方たちがどんどんふえている状況でございますので、こういった数字は、今からだんだんふえていくんじゃないかなというふうに期待しております。

**○横田委員** 利便性とかを高めていただくとか、いろんな努力をしていただいているということはいくつもわかりました。県も、成長産業というこ

とで一生懸命取り組もうとされてるわけですので、しっかりと効果が出るように、引き続き頑張っていたいただければと思います。

**○高橋委員** まず、この農業振興公社を聞きませうけど。いわゆる就農への資金支援もするわけですね。それで、議案のときに出了た特別会計の就農支援資金、こことはどう絡むんですか。

**○向畑地域農業推進課長** この就農支援の資金につきましては、大きく3つに分かれております。この3つの中で、一つ県がやっておりますのが施設整備の資金。そして、公社のほうにお願いしているのが指導といいますか、いろんな教育を受けたりとか、そういったところをお願いしております。就農資金の中でも研修資金と準備資金、これについては公社のほうで対応していただいているところでございます。

**○高橋委員** まず、就農支援資金は、また決算のときに詳しく審査をしようと思ふんですけれども。今回、かなり繰り越ししてるんじゃないですか。繰り越しをしているということは、結局、借り手がいないということですよ、単純に詮索すれば。

**○向畑地域農業推進課長** まず、この就農支援資金につきましては、施設等の資金を無利子でお借りになられた方が返済をされていく、その償還金も入ってきております。借り手がいないと言いますが、この施設等の資金につきましては、昨年が31件の実績で1億2,000万の実績が上がっているところでございまして、公社のほうでやっておりますけれども、研修資金につきましては2件で240万の貸し付けを行っているところでございます。

**○高橋委員** 詳しくはまた決算のときにお尋ねしますけど。要するに、特別会計の就農支援資

金とうまく調和といいますか連携して、資金の回し方といいますか、就農支援についてはちゃんと役立てているということで理解をします。

○向畑地域農業推進課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○高橋委員 口蹄疫のファンドの関係で、ちょっと気になった点が、1～2点ありました。

24年度の事業報告をしていただいた中で、117ページを見てみましたら、新富町が市町村復興支援事業の中の大きな、西都・児湯広域復興支援に手を挙げてないですね。これは何か理由があるのであれば教えてください。

○押川畜産振興課長 今のお尋ねは、市町村復興支援事業のうちの西都・児湯広域復興支援の中に4町村ございましたけれども、これに新富が入ってないということの理由はということでしょうか。

○高橋委員 はい。

○押川畜産振興課長 新富町につきましても、当初、計画の段階で協議させていただいた経緯がございますけれども。ほかの市町村、西都・児湯以外のところの市町村に対する支援もあるんですが、あわせまして、幾つかの市町村で協議の段階までいっているものはございます。ただ、いざ、例えば24年、25年にかかろうとした段階で、ちょっとまだ準備が整ってないということで次に見送ってる経緯もございますので、新富町につきましても、今後の経緯も含めまして、まだ協議を重ねて参加をされてくるというふうに私どもは考えておるところでございます。

○高橋委員 先ほどから出ていますように、期間限定といいますか、5年間の事業で、今年を入れてあと3年です。1,000億円のファンドだから、ここに計上してありますように4億6,000万ぐらいですか、果実といいますか、それが生

まれるわけだから。ぜひ、有効に効果が出るもので、また新富にもいろいろとアプローチしていただきたいと思います。以上です。

○日向寺漁業・資源管理室長 先ほどのセンターの放流河川についてでございますけれども。センターの放流河川は、一ツ瀬川、大淀川、それと県内の主要な河川ということで、五ヶ瀬川ですとか小丸川ですとか、そういうところに放流を行っておりますが、毎年実施しているのは一ツ瀬川と大淀川ということで、他の河川につきましては数年に一度という形になってございます。

それから、ちなみに、ウナギの放流のサイズでございますけれども、これは、シラスウナギが1匹0.2グラム程度でございますけれども、放流する場合には1匹10グラムから20グラム程度まで育てたものを放流しております。以上でございます。

○蓬原委員 例えば、大淀川を例にとったときに、支流がありますよね、支流はどの辺までできるんですか。それと、さっき聞いたようにダムがあるじゃないですか。きっと、ダムは閉じ込めてしまうんでしょう。どの辺の支流まで行くんでしょうか。今わからなければ、1級河川のうちの県が管理してる2級までなのか。ちょっと、その辺、後日でもいいですから、参考のために教えてください。

○山下委員長 いいですか。それでは、なければ、その他報告事項に入ります。説明を求めます。

○鈴木農政企画課長 農政企画課でございます。

常任委員会資料の17ページをお開きください。第七次宮崎県農業・農村振興長期計画の平成24年度の取り組みの概要についてということで御報告させていただきます。

お手元のほうに、この青色の冊子をお配りしていると思います。これが全体版ということでございます。御案内のとおり、平成23年に長期計画をつくりまして、そのときに5年後の目標ということで、項目をそれぞれ整理してございます。それが全体で100を超える項目を整理してございまして、5年間でどういうふう達成していくかというのが一つ大きなところでございますけれども、毎年進捗状況がどうかということや管理、把握するという趣旨で、毎年、この取り組みの概要という冊子をつくらせていただいております。何分、項目数が非常に多うございますので、今回はこのポイントのほうで御説明させていただきたいというふうに思っております。お手元の青い冊子のほうもあわせて見ていただければ幸いですというふうに考えてございます。

それでは、説明をさせていただきます。若干、長期計画のおさらいになりますけれども、平成23年にこの計画をつくった際には、1の(2)に書いてございまして、「みやざき農業」の自立、発展ということで、最終的には「みやざき農業」の新たな成長産業化というところを目指していこうということで、具体的に4つの項目立てと申しますか、視点を設けたところでございます。

1つ目が儲かる農業の実現、2つ目が循環型社会と低炭素社会への貢献、3つ目が連携と交流による農村地域の再生、そして4つ目が責任ある安全な食料の生産・供給体制の確立というところでございます。この4つの視点につきましては、ビジュアルで載せておりますのが、この青い冊子の1枚お開きいただいたところでございます。こういった視点で項目立てさせていただいておりますので、その中でも小項目とい

いますか、それぞれの項目に従って目標というのを定めたところでございます。

それでは、概要について御説明させていただきます。儲かる農業の実現ということでは、5つの小項目をつくってございます。

1つ目が、まず多様な担い手、意欲ある担い手を育成・確保していくべきであろうということでございます。具体的には、目標項目といたしまして、新規就農者の数でありますとか、集落営農の組織数、あるいは農業法人数、そういったものを目標として掲げているところでございます。委員会資料のほうに、平成24年の状況を載せてございますので、あわせてごらんいただければと思っております。

2つ目の項目といたしまして、担い手と同時に、やはり農地も含めました農業資源の継承、あるいはフル活用というのが大事であろうという視点で整理いたしましたところでございます。ここに記載してあります項目といたしましては、耕作放棄地の再生利用をしっかりと進めるべきであるということで一つの指標を設けているところでございます。

また、3つ目でございますけれども、儲かる農業ということで、いわゆるブランド対策でございまして、生産だけでなく流通・販売、トータルの展開ということでございます。参考の指標といたしまして、健康や環境への取り組みというのがどの程度進んでいるかということの一つ置いてございます。また、輸出についても、その数量をどのぐらい伸ばしていくかということで目標の数量を設定しているところでございます。

4つ目が、農業の基盤でございまして生産基盤というものの整備でございまして、公共事業も含めまして、畑地かんがいでございますとか圃場

の整備、これを着実に進めていくことが重要であろうということで、これを4つ目の項目というふうに整理させていただいたところでございます。

5つ目が、やはり、こういう農業の実践を支える上での技術開発、あるいは普及指導の展開というのも一つの大きな要素であろうということで、最後の項目として整理させていただいているところでございます。これは、主に試験場段階における技術の開発ということと、もう一つは、その開発された技術がいかに効率よく、しっかりと、農家、現場段階に普及されているかという形で項目を整理させていただいているところでございます。

以上の5つが儲かる農業ということでの視点ということで整理させていただいたところでございます。

2つ目の(2)でございます。循環型社会と低炭素社会の貢献ということでございまして、大きく2つの項目に整理してございます。一つは、農業自体が、環境に優しい農業ということで、どのように展開していくかということでございます。ここに書いてございますとおり、主な指標といたしまして、宮崎方式ICM、いわゆる総合的な作物管理技術、これをどの程度進めていくかという指標を一つつくったところでございますし、もう一つはエコファーマー、これは国の仕組みでございまして、これは国の仕組みでございまして、この認定数というところで、環境型農業の進捗状況を把握するという趣旨でございまして、18ページにお移りいただきまして、2つ目の視点といたしましては、先ほども御議論出ましたけれども、地球温暖化対策にどの程度取り組んでいけるかということでございます。例えば、温暖化に対応した耐暑性の品種の研究、こういったものを

積極的に進めていこうというような指標を設けてございますし、あるいは地球温暖化ということに関連いたしまして、やはり燃油の使用量の削減、もちろんこれはコストのほうの問題も非常に大きゅうございますけれども、施設園芸における省エネ化、燃油使用量の削減、そういった指標も一つの取り組みの指標として置かせていただいているところでございます。

3つ目、(3)でございます。連携、交流、こういうキーワードをもとに、どのように成長産業化を進めるかというところでございまして、3つの項目で整理してございます。1つは、そのものでございますけれども、多様な連携、交流のあり方ということでございまして、先ほど御議論もございましたけれども、農商工連携、6次産業化の事例がどのぐらい伸びているのか、どのぐらいのところまで達成してるのかということがございます。もう一つ、加工や消費者への直接販売に取り組むような農業法人の数というのも、一つの大きな指標になるのではないかと整理しているところでございます。また一方で、中山間地域の独自性、そういったことも含めまして、豊かな中山間地域の資源を活用したような成長産業化という視点を、イのほうで整理したところでございます。資源の保全管理を行う活動組織の数、あるいは国の仕組みであります中山間の直接支払制度、これの協定面積、この伸び方、こういったものも一つの達成指標として掲げているところでございます。最後に、農村地域ということで非常に問題になってございます鳥獣被害の関係でございまして、これにつきましてもモデル的な集落を育成する、あるいは被害対策のマイスターを育成する、こういったアウトプットの指標を重ねることによって、少しでも前進を図りたいということで



整理しているところでございます。

最後に、(4)でございまして、責任ある安全な食料の生産・供給体制ということでございまして、大きくくくった安全・安心、そういった観点から、どういうふうな形で5年間進めていくかということでございまして、3つ整理してございます。1つは、セーフティーネット——農業そのものの生産のセーフティーネットということでございまして、家畜の防疫体制、あるいは植物の防疫体制の強化ということ。あるいは、災害に強い農業・農村づくりということで、無人への防除面積でございますとか災害危険ため池の整備箇所数、こういったものを指標として掲げているところでございます。また、2つ目は、食の安全・安心、その消費者、そちらのほうから見た形で、どのようにみやざき農業が評価できるかということでございまして、例えば、主要産地においてGAP（農業生産工程）にどのぐらい取り組んでいるかというような取り組み率。あるいは、店舗、流通のほうにおきまして、食品表示の個別巡回調査店舗数ということで、我々のほうでどのぐらい食品表示をしっかりと監視してきたかと、チェックしてきたかということも一つの指標として掲げさせていただいております。最後に、県民全体で、農業・農村に対する理解を進めていきたいと思いますということでございまして、例えば食育計画でございますとか地産地消計画、こういったものの市町村における推進の状況、こういったものを指標として掲げさせていただいているところでございます。

これにつきましては、この長計の取り組みの概要は、アウトプットの指標にとどまっています、なかなか農業の実態を捉え切れてないんじゃないかというような御指摘もいただいているとこ

ろでございます。そういった反省もございましてけれども、まずは我々として決めた目標に対して、どの程度進んでいるのかというのを前提として把握した上で、その上の対策というものを検討してまいりたいということで、こういう整理を毎年させていただいております。御理解いただければと思っております。

農政企画課からは以上でございます。

○成原水産政策課長 同じく委員会資料の19ページをお開きください。第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画の平成24年度取り組みの概要について、御報告申し上げます。

水産業におきましても、先ほど農業のほうからありましたように、別に、詳細の進捗状況を示した印刷物——ホッチキスどめの緑の縁取りの青い冊子をお配りしておりますので、詳細につきましてはこちらを御参照いただければというふうに考えてございます。

それでは、19ページ以降につきまして説明をさせていただきます。まず、長期計画の策定時点の現状と課題を振り返ってみたいと思います。

1の(1)をごらんください。漁獲量の減少と魚価の低迷で収入が減少する一方で、燃油を初めとする漁業コストが増加をしております、収益性が低下し、経営が悪化しております。その結果、新たな担い手の参入が減少して、高齢化による減少も相まって経営体全体が減少しております、将来にわたって本県水産業を維持することが懸念されるような状況にあります。このため、早急かつ着実な資源の回復、それから収益性の向上が喫緊の課題だという認識で長期計画を進めているということでございます。

このような課題の解決に向けまして、その下の(2)の計画の基本目標と施策体系のところの図に示しておりますように、中央に「儲かる

水産業の実現」ということで目標を掲げてございまして、3つの施策、「水産資源の適切な利用管理」、それから「安定した漁業経営体づくり」、それから「漁港機能の強化と漁村の活性化」と、3つを柱として施策に取り組んでいるところでございます。

それでは、2以降で、平成24年度の取り組みの概要について御説明をします。

まず初めに、(1)の水産資源の適切な利用管理についてでございます。アの水産資源の回復と適切な利用推進に関する取り組みでございますけれども、水産資源の状況というのは、漁獲の好漁、不漁に反映をされますことから、漁獲量の増加や安定には資源を適切に維持することが重要でございます。このため、沿岸資源の管理を推進するための基本方針に基づきまして、アマダイを初め15の魚種について科学的な資源評価を行うとともに、その結果に基づき、禁漁期間の設定や稚魚の放流等による資源管理を推進するとともに、魚の餌となりますプランクトンの増殖を促すマウンド礁の整備等を行い、資源の維持と回復に努めたところでございます。次に、イの水域環境の保全と環境変化への対応に関する取り組みでございますが、ここでは養殖場の環境を保全するため、飼育の尾数や水質の基準等を定めた漁場改善計画の策定と実践、それから疾病の蔓延防止についての養殖業者を指導し、環境に配慮した安全・安心な養殖生産体制づくりを推進したところでございます。また、沿岸漁場の生産力向上のため、漁業者グループが行います藻場の造成、それから干潟の保全活動を支援いたしました。今後とも、水産資源の適切な維持と回復及び環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、次のページの上、(2)安定した

漁業経営体づくりについてでございます。アの収益性の高い漁業経営体の育成に関する取り組みでございますが、燃油価格の高どまり等により漁業経営は非常に厳しい状況でございますが、県全体の経営体数、あるいは生産額も減少しており、漁協や系統組織の経営も非常に厳しい状況でございます。このため、信用事業の信漁連への統合や市場の統廃合等の基本方針の策定を指導するとともに、系統組織の機能・基盤強化を推進したところでございます。

また、厳しい経営環境にあっても一定の収益が確保できる漁業モデルを提示するため、漁船の小型化によるコスト削減と冷却能力の向上による漁獲物の付加価値向上について、モデル船による実証に取り組んだほか、漁業者の収入安定を図るため、漁業共済掛け金助成の制度であります国の漁業所得補償対策への利用促進を図るとともに、掛け金の無利子貸付制度を創設することにより、燃油価格補填対策である漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を促進したところでございます。次に、イの競争力のある生産・流通の構築に関する取り組みでございますけれども、ブランド認証品のほか、本県水産物の販売促進や販路拡大等に向け、中国や韓国業者との商談、あるいは活魚輸出、漁業者と加工業者等が連携した新商品づくりなど、魚価や付加価値向上につながる新しい流通づくりを支援したところでございます。今後とも、コスト削減や魚価の向上等による安定した経営体づくりに努めてまいります。

続きまして、(3)の漁港機能の強化と漁村の活性化についてでございます。アの漁港機能・漁業生産基盤の保全・強化に関する取り組みですが、漁港は生産基地として重要な役割を果たしており、機能の維持や高度化が求められてお

ります。このため、港内の安全性を確保するための防波堤、防砂堤のほか、防風柵を整備し、漁業者の財産保全と作業環境の向上を図るとともに、機能維持計画に基づきまして漁港機能の適切な保全を図ったところでございます。最後に、イの漁村振興・地域の活性化に関する取り組みですが、漁村地域の活性化を図るため、3地域に地域漁業担い手対策協議会を設置をいたしまして、地域における担い手の確保と育成を進めたほか、漁業者グループ等の6次産業化の取り組みについて指導を行ったところでございます。また、新産業の創出によります地域の活性化が期待されますチョウザメ養殖の新規着業者の確保や販路開拓に努めたほか、今後のキャビアの販売に向けた体制づくりを進めたところでございます。今後とも、漁業生産の基盤としての重要な漁港機能の維持・向上、あるいは担い手の確保及び漁業者グループの活動促進により、漁村等地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

水産業における長期計画の取り組み概要につきましては以上でございます。

**○鈴木農政企画課長** 続きまして、宮崎県農業実態調査の結果につきまして御報告いたします。

お配りしておりますカラー刷りの冊子と、きょうお配りしたというふうに聞いておりますけれども、A3、1枚、両面の調査票のほうをごらんいただければというふうに思っております。

この調査でございます。御案内のとおり、ことしの3月には政府によるTPP交渉協定への参加の表明というようなことがございまして、宮崎県内の農業者、農業関係者に対する不安というものが大変大きくなっていったことがございます。また、そういった状況も踏まえまして、今後の宮崎県の農政をどう進めていくか

という一つのしっかりとしたデータをもとに進めていきたいという思いから、宮崎県におきます全ての農家、農業法人を対象として、アンケート調査という形で現在の状況、あるいは今後に関する意向等について取りまとめたところでございます。

冊子のほうの1ページ目でございます。調査は4月から行いまして、一応6月30日までということで、3カ月弱の調査期間を設けたところでございます。総回収数は3万件を超えているというところでございまして、(2)の回答者の状況の一番上に棒グラフがございましてけれども、今、県内の農家が全体で4万1,000件程度でございますので、おおよそ7割から8割程度、特に販売農家につきましては、8割、9割近くの回答をいただいたということで、職員だけではなくて、市町村あるいは農業関係者の御協力もいただいた結果として、こういった形になったというふうに感謝しているところでございます。回答者の状況につきましては、品目別あるいは年齢層別ということで、参考までにごらんいただければというふうに思っております。

2ページをお開きください。

この調査は、大きく3つに分けてございます。1つは、現在の営農の状況、あるいは今後の考え方。2つ目が、TPP協定交渉に政府が参加したということによって、どのようにその営農状況、あるいは考え方が変わったか。最後の3つ目が、現在の個人、地域が抱えている営農に関する課題、あるいは政府、行政に求める施策ということで、3つに分けてございます。

1つ目が、営農活動の動向ということでございまして、問いの1から4でございます。関連するものでございますので、一括して結果のほうを御報告したいと思っております。

Ⅱの(1)でございますけれども、現在、県内の農家で、どの程度の農家が利益をしっかりと上げられているか、経営が安定しているか、あるいは利益が出ていない農家がどのくらいあるのかということで、まずアンケートをとったところでございます。全体の結果といたしましては、全体の約2割、24%の農家が毎年一定の利益が出ているというような回答がある一方で、利益が出ない年が続いているというような回答が全体の3割5分、35%超ということでございまして、改めてこういう厳しい状況というものを確認したところでございます。

また、問いの2のほうでお聞きしたことでございますけれども、今後の意向ということでございますが、規模を拡大していきたいと、経営を拡大していきたいという積極的な御回答も8.6%ということで、ある程度ございました。一方で、やはり規模の縮小、あるいは農業をやめたい、やめざるを得ないというふうな御回答をされている方が3割ということで、これも宮崎県の農業全体にとっても非常に厳しい数字ではないかというふうに考えているところでございます。

3ページのほうに、営農活動の状況、今後の意向に関して、例えば年齢別、あるいは主力の作物別という形で、やや分析をしたものがございます。年齢別で申し上げますと、やはり65歳以上の方々につきましては、安定しているという方もいらっしゃいますけれども、利益が出ないというようなこともあるということでございますし、やはり販売、自給、主業という、そういう分け方をしたときは、自給的農家の厳しさというのが浮き彫りになったというところでございます。また、品目別の状況というところでございまして、やはり一番左のほうで、米を主

力にされている農家というのは非常に厳しいということがございまして、一番右側の施設野菜、あるいは酪農あたりと見ますと、数字的な違いというのがはっきり出ているなというような印象にあるところでございます。また、今後の意向につきましても、やはり65歳以上の方々、自給的農家の方々が非常に厳しい意向を持っていらっしゃるということがございますし、品目別でも先ほど申し上げましたとおり、米の主業農家につきましては、なかなか厳しい状況になっているということでございます。

1ページお聞きいただきまして、4ページ目でございます。これは、問いの2で規模を拡大したいというようなことを御回答いただいた農家、あるいは縮小したいというふうな御回答をいただいた農家の詳しい意向の内容でございます。実数でございますので、なかなか、その全体のボリュームというものをあらわしているわけではないのですが、参考までにここに記載させていただいております。

主力品目を拡大したいというふうな形で御回答をいただいた農家は、肉用牛農家が339戸ということで最も多いということでございます。また、右側のほうの円グラフでございまして、主力以外の品目を拡大したいというふうな回答が一番多かったのが野菜農家ということでございまして、そこら辺に経営のあり方の違いというのがあるのかなというふうに考えているところでございます。全体的な傾向といたしましては、その下に縦の棒グラフのほうで記載しているところでございます。また、(5)の規模縮小のほう——縮小を考えている、やむを得ないというふうに回答をされているのは、やはり米農家が非常に大きいということで、ここら辺にも米農家の厳しさということがアンケートと

して出てきているのではないかというふうに考えてございます。これにつきましては、回答数そのものをここに記載しておりますので、これがどの程度、本県農業に対するインパクトがあるのかというのは、今後の分析が必要かというふうに考えているところでございます。

次に移っていただきまして、5ページ目でございます。T P Pに関する影響ということでもまとめたのが、2つ目の柱でございます。

これにつきましては、T P Pの交渉参加表明を聞いてどういうふうな意向を持ちましたか、どういうふうな思いを持ちましたかというアンケートでございました。真ん中のほうを見ていただければと思いますけれども18.5%、約2割の農家がT P Pの交渉参加表明を受けて、営農の縮小あるいは断念というものを意識されたということがございます。一方で、また約4割、40.2%というふうでございます。営農を続けていくためにさまざまな取り組みが必要というふうな考え方をして、ある意味、前向きな考え方をされている農家も相当程度いらっしゃったということでございます。また、帯グラフの緑色に記載してございますけれども、なかなかT P Pの内容が今時点では何も決まっていないから、あるいはよくわからないからということで回答された農家の方々もいらっしゃったということでございます。

全体的な回答は今のとおりでございますけれども、下のほうに、品目別の回答というふうにまとめてございます。品目で見ますと、米あるいは畜産というのは、関税撤廃の影響が非常に強く懸念されますので、そういった方々の影響というのは当然あるかというふうに予測した面はありますけれども、アンケート結果を見ますと、野菜農家でありますとか、その他の農家、

果樹等の農家におかれましても、やはり非常に厳しい、あるいはT P Pを受けて気持ちが落ち込んだというような形のアンケート結果が出ておりますので、今後、対策等を検討していく中では、そういった形で全体に目を配りながらやっていく必要があるかというふうに考えているところでございます。

1ページおめくりいただきまして、6ページ目でございます。これに関しても、このT P Pの影響に関しても、農家の属性によってどういう違いがあったかということを追加的に分析したところでございます。やはり、主業農家、自給農家、49歳以下と65歳以上というものを比べますと、やはり自給的農家、65歳以上の御高齢の方々、そういったところの厳しさというのが浮き彫りになっているというような状況がございます。どのようにこれを解釈して、そしゃくしていくかというのは今後の課題だというふうに考えてございます。

また、②のほうにございますT P Pの影響というものをどのように考えているのか、自分の品目をどう考えているのかというような回答でございます。回答数につきましては、米の463、これも純粋な回答数でございますので、なかなか全体を把握していないところがございまして、米は影響を受けないと回答された方も、米の農家の中の10%程度いらっしゃるということで、ここら辺につきましても、今後こういった形で分析していくかというのが一つの課題になっているかというふうに考えてございます。

また、品目別にどう考えるか、自由化の影響を受けると考えているのか、品目転換をすれば何とか生き残れると考えているのか、あるいは規模拡大、そういったものを進めていきたいと考えているのかということで、品目別に整理し

たのが、一番下の棒グラフでございます。これも、米あるいは養鶏、両極端を見ますと、やはり数字的には非常にばらつきがあるというところでございますけれども。米、肉用牛につきましては、やはり自由化の影響というのを全体として非常に強く受けるという考えが大きいのかなというふうに考えているところでございます。

続きまして、7ページ目でございます。ここから先は、先ほど申し上げました3つの柱の3本目でございますけれども、今後の課題、あるいは求められる施策についてアンケートをしたところでございます。

アンケートの内容のほうは、A3のほうで見ていただければというふうに思いますけれども、生産性の向上、安定的な販売、経営や事業の多角化、こういった、我々として進めていく必要があろうと思っていることについて、何が一番課題であるかというような聞き方をしたところでございます。もちろん、1つではなくて、複数の課題が複合的に関連しているんだというのが実態かとは思いますが、特に何が課題ですかというような聞き方をさせていただいているところでございます。特に、主業農家、あるいは若い世代では具体的な問題意識というのが鮮明にあらわれておりまして、有益な情報の入手あるいは資金面での手当て、こういったところに特に大きな問題意識があるのかなというのが現時点での我々の認識でございます。

また、次のページ、8ページ目をお開きください。

農家の高齢化、あるいは耕作放棄地の増加などが進んでおりますけれども、今後の営農活動を地域全体でどのような形で考えていますかということでアンケートをとってございます。やはり、全体としては意欲ある農家、法人が、そ

れぞれの経営を伸ばしていくのが必要であろうというような回答が全体として多くあったということでございますけれども、やはり、品目別に、これもいろいろな考え方がございました。縦の棒グラフの一番右側でございますけれども、米については、意欲ある農家、法人というよりも、むしろ地域で支えていく、あるいは農作業代行組織、そういったものの活用、そういったものにもかなり積極的な回答があったというふうに考えてございます。また、地域別に見ましても、県央地域、県西地域、県北地域、特徴がそれぞれあるということで、特に県北地域におきましては、農作業を代行する組織、あるいは地域で核となるような法人、集落営農への期待というものが、個別の農家、法人に期待する声よりも大きかったということで。もちろん、これが全てではないというふうに考えてございますけれども、やはり地域的な差異というものが今後考慮していく必要があろうかというふうに考えているところでございます。

最後になりますけれども、9ページ目でございます。今後の地域における営農を発展させるために、行政にどのような施策を最も優先してほしいかというような聞き方で、これもいろいろな施策が必要だという答えが実態のところかもしれないけれども。一つ一つ、人材の育成確保、基盤整備、経営資源の集中、他産業との連携や参入ということで、ある程度テーマを絞って、こういった施策が必要かということをお聞きしたところでございます。結果につきましては、色がいろいろあって、ちょっと見にくくなっておりますけれども、人材の育成確保などでは、若い農業者向けの技術研修の必要性、そういったものが非常に強く言われてございます。あるいは、基盤整備の中では、既存の農業用施

設の改修、そういったものを主業農家、あるいは49歳以下の農家は特に強く求めているというようなことがございます。また、他産業との連携や参入という中では、新たに参入した企業に対する定着支援、そういったものの必要性というのが多かったというような結果も出てございます。

こういったアンケート結果につきましては、今後、我々としても施策の構築の中で、しっかりと生かしていきたいというふうに考えてございますし、もうちょっと中身の分析も進めなくてはいけないというふうに思っております。

今御説明した内容が県全体のアンケート結果でございますけれども、去る9月10日に、このアンケート結果につきまして全市町村に、それぞれの市町村の結果という形で同じような冊子をつくってお届けをしております。各市町村においても、こういったアンケート結果を踏まえた分析、あるいは検討をしたいということでございましたので、そういった形で、今後、県も市町村とも連携しながら、さらに分析を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

農業実態調査に関する御報告は以上でございます。

もう一件、農政企画課のほうからございます。

続きまして、常任委員会資料の21ページをお開きください。みやざきフードビジネス雇用創出プロジェクト事業ということでございまして、今般、厚生労働省のほうで募集しております戦略産業雇用創造プロジェクトという中で、雇用情勢が厳しい都道府県からの提案を受けまして、産業政策と雇用創造が一体的となったプランについてコンテストで選定するというところで、宮崎県のフードビジネスがそれに選ばれたという

ところで、今回の事業を策定する経緯がございました。これにつきましては、総合政策部、商工観光労働部、農政水産部、3部が関係がございましたけれども、それぞれの部でそれぞれの委員会に御報告しているということでございます。農政水産部につきましても、関係するところについて御報告させていただければというふうに考えてございます。

資料の1の事業の趣旨・目的につきましては、今申し上げたとおりでございます。

事業の内容につきましては、大きく2種類ございます。一つは、県で委託して全体のフードビジネスの推進のための、例えばアドバイザーのような方を雇用するというような事業が一つの柱。もう一つが、各企業が、各産業の中の企業のほうで従業員を雇用するというものに対する支援というのがございます。その2本柱で、今回の雇用創出プロジェクト事業というのが構成されているところでございます。

下線を引いているのが、特に農政水産部の関係する事業でございますけれども、例えば、2の(1)の「みやざきフードビジネス構想推進事業」というところであれば、みやざきブランドの推進ということで、今現在、マーケティングアドバイザーという東京に在住している方々に、みやざきブランドをどういうふうに広げていけばいいかというアドバイスをお願いしているところでございますけれども、この事業を活用して、アドバイザーの活動を強化しよう、あるいはアドバイザーを増員しようというような考えがございます。また、総合農業試験場のほうで食の安全・安心ということで、残留農薬の分析検査を初めといたしまして、さまざまな技術のさらなる開発を目指しているところでございますけれども、そういったものを加速化しよ

うということで研究補助員を雇用する、研究員を招聘する、そういった形でフードビジネスというものを基盤から強化していくということで考えているのが(1)でございます。

また、(2)のほうに、いろいろと、宮崎の肉、あるいは加工業務用の農水産物、キャビア加工、みやぎの魚の販路拡大、あるいは海外輸出ということで4つのプロジェクトを書いております。これも、ポツのほうで若干内容につきましては書かせていただいておりますけれども、基本的には各企業におきまして営業マン、あるいは技術者、あるいはその営業・加工に関するアドバイザー、そういったものを招聘するということを想定いたしまして、こういった形で計上させていただいているところでございます。

これにつきましては3カ年の事業というふうに聞いてございまして、今年度は途中からのスタートということになりますけれども、来年度以降はフルに使うということで、下のほうに書いてございます平成26年度、27年度につきましては、事業規模につきましても拡大していくということで考えているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

**○和田食の消費・安全推進室長** 営農支援課、食の消費・安全推進室でございます。委員会資料の22ページをお開きください。

野生鳥獣による農林作物等の平成24年度の被害額についてでございます。本件につきましては、昨日の環境森林部の審議におきまして、同じ資料によりまして説明が行われておりますので、私のほうからは農作物を中心とした説明をさせていただきます。

まず、1、平成24年度被害額の状況についてでございます。

(1)の部門別被害の状況の表をごらんくだ

さい。農作物のところでございますけれども、平成24年度の被害額は10億415万円となっております。平成23年度の農作物の被害額3億5,374万4,000円より、約6億5,000万円の増加となっておりますところでございます。

次に、(2)の作物別被害の状況の表をごらんください。平成24年度の野菜の被害額3億2,968万9,000円と水稲の被害額2億3,417万7,000円、これを合わせますと約5億6,000万円となりまして、野菜と水稲で被害総額の約半分を占めるというような状況になってございます。

次に、(3)の鳥獣別被害の状況のところの表をごらんください。平成24年度のイノシシによる被害額4億9,552万9,000円と鹿による被害額3億6,993万9,000円、これを合わせますと約8億6,500万円となりまして、イノシシと鹿の被害で被害総額の約8割を占めておるとこのような状況となっております。

次に、2、被害額増加の要因についてでございます。これにつきましては、23ページのほうの上から2番目の白丸、ここに記載しておりますように、平成24年度に実施しました「地域で守る鳥獣被害みえる化事業」によりまして、全集落——約2,000集落でございますが——を対象としましたアンケート調査、そして被害集落への調査員による聞き取り調査、これを行いまして、より詳細な被害の実態把握に努めたことが大きな要因になっておると考えております。

その他の部分については環境森林部の説明と重複しますので、詳細説明は割愛させていただきます。

次に、3、今年度の主な取り組みについてでございます。この部分も環境森林部の説明と重複しますので、詳細説明は割愛させていただきますけれども、(1)の被害対策について、記載



しておりますような5つの取り組み、そして(2)に記載しておりますように被害額の把握についての支援、これを行うことによりまして、今後とも被害の実態の的確な把握、それと被害実態に即した適切な被害対策の実施に努めてまいりたいと考えております。

食の消費・安全推進室からは以上でございます。

**○日高農産園芸課長** 農産園芸課でございます。24ページをお開きいただきたいと思います。早期水稲の作柄と価格の動向についてでございます。

まず、生育状況と作柄、それから検査状況でございますけれども、(1)にございますように、生育状況等につきましては、4月の下旬から5月の上旬にかけてまして低温であったというところもございまして、分けつが抑制されたところでございまして、その結果、穂数がやや少なくなつたところでございます。その下の作柄概況の表にございますように、穂数につきましては、先ほど申し上げましたように「やや少ない」ということではございますが、その後、1穂当たりのもみ数につきましては、好天に恵まれたということもありまして、「やや多い」という状況でございます。穂数と1穂当たりのもみ数を掛け合わせました全もみ数につきましては、「やや少ない」という状況でございまして、その後の天候に恵まれたところもあって、登熟は「平年並み」ということではございました。その結果、作柄概況の左端にございますように、作況指数は99ということではございますが、「平年並み」ということでは見込まれておるところでございます。

次に、その下の生育状況と検査状況でございますが、検査状況につきまして、中ほどの表をごらんいただきたいと思います。平成25年産に

つきましては、8月15日現在、ほぼ検査が終了する段階でございますけれども、この時点で2万2,107トンの検査が行われているところでございます。そのうち1等米が68.2%、それから2等米が28.7%、3等米が2.5%、それから規格外が0.6%というような状況でございます。

昨年の24年産と比べてみますと、1等米、2等米につきましては、若干2等米の率がふえてございますけれども、その分、3等米もしくは規格外というところが減っているというところではございまして、その分、上位等級のほうに移行したというふうに考えてございます。

格下げの主な原因といたしましては、一番右側に書いてございますけれども、例えば胴割れであったりとか、茶米であったりとか、病害虫であったりとか、こういうような整粒が不足しているというようなもの。それとあとカメムシの被害を受けている部分カメというもの。それとあと充実不足ということで、いわゆる粒張りが余り張ってない、ちょっと痩せ気味だというようなもみが目立ったというような理由で格下げになつるといふものが、それぞれここに掲げてあるようにございます。

また、次に2番目の価格の動向でございますけれども、25年産のコシヒカリの相対価格につきましては、経済連のデータ等を活用させていただいてございますが、販売時期につきましては、収穫の時期から6期ほどに細かく分けてございます。6期に分けられた中で、一番早い時期から60キロ当たり1万6,500円からスタートいたしまして、8月末現在で1万4,600円ということで、2,000円ほどの価格差が、それぞれ時期別につけられているところでございます。これを昨年の状況と比べてみますと、昨年の相対取引価格の全期通じた平均価格が、下のほうの表にご

ございますように、宮崎コシヒカリが1万8,587円ということでございまして、昨年の24年産平均の価格に比べましても2,000円から4,000円ほど価格は下がっておるといような状況でございます。これにつきましては、23年から24年にかけてまして、いわゆる原発の事故の関係もございまして、非常に価格が高騰したといようなこともございまして、24年産宮崎コシヒカリは、こういうふうに上がってございますけれども、結果として、22年から23年の間の価格に戻ったといような認識でおるところでございます。

早期水稻の作柄と価格動向については以上でございます。

○宮下農村計画課長 農村計画課でございます。

本日は、7月に試行を開始いたしました土木一式工事の、これまでの指名競争入札の試行状況とあわせまして、9月中をめどに試行開始を考えております土木一式工事以外の工種につきまして、選定基準などの試行案について御説明をいたします。資料の25ページをごらんください。

まず、建設工事における指名競争入札の試行状況についてでございます。

1の(1)管内別試行状況の表をごらんください。

表は、土木事務所管内別の通知件数と落札決定件数、一番下には合計を示しております。9月13日現在、公共三部全体で41件の指名通知を行い、このうち28件について落札者を決定しております。このうち、農政水産部は、指名通知12件、落札者8件となっております。

次に、(2)の応札状況であります。落札決定した28件につきましては、各案件10者を指名しており、平均落札率は91%であり、最大が98.7%、最小が89.0%となっております。参考で、

条件つき一般競争入札の状況もお示ししておりますが、平均応札者が8.2者、平均落札率が91.1%であり、指名競争入札とほぼ同じ水準となっております。

次に、2の今後の試行予定等についてでございます。試行件数につきましては、年度内に公共三部で200件程度を見込んでおります。

続きまして、新たに試行に取り組む工種の選定基準(案)等について御説明いたします。

先日、環境森林部からも御説明を申し上げておりますので、当部からは簡潔に御説明をさせていただきます。26ページをお開きください。

6月の常任委員会で御報告いたしました試行の概要であります。その中で、2の試行期間に、その他の試行対象工事につきましては、9月末をめどに試行開始としております。その工種は、3の(1)対象にありますように、②の舗装工事、③のとび・土工・コンクリート工事、④の建築一式工事の3種類であります。

続きまして、27ページをごらんください。これは、既に試行を実施しております土木一式工事の指名業者の選定基準に係る①から⑭までの項目につきまして、評価方法を文章で記述しているものであります。

続く28ページから31ページまでは、新たに対象となります舗装工事、のり面工事、交通安全施設設置工事、建築一式工事の評価項目とその内容をお示ししております。内容につきましては、一覧表で御説明をさせていただきます。

32ページをお開きください。まず、一覧表の一番上には①から⑭の評価項目を並べており、一番左側の列には、上から土木一式工事と、新たに取り組みます試行対象業種4つを記載しております。評価の仕方ではありますが、一番上の土木一式工事について御説明いたしますと、例

えば③の現場までの距離では、工事箇所と営業所所在地との距離が近い企業に高いA評価が適用されます。また、④の県工事受注状況におきましては、当該年度に県の受注実績がある場合には、減点されることとなります。

このように評価を行いますけれども、新たに取り組みます4つの工種におきましては、土木一式工事と異なる評価項目がございます。下のほうで色をつけております部分と太線で囲んでいる部分が評価の異なる部分でございます。御説明を申し上げます。

まず、地域の建設業者を育成する観点から、②の地域特性と③の現場までの距離につきましては、入札参加範囲の違いや範囲内の建設業者の数の違いなどを踏まえまして、評価の内容を変えております。次に、災害時に迅速な対応が可能となるという観点から、⑧の防災協定への加入と⑨の建設機械の保有につきましては、それぞれの工種ごとの対応の違いを踏まえまして、専門的な協定を高く評価するなど、評価の内容を変えております。次の四角囲いですが、⑫の社会貢献と⑬の県工事への参加意欲につきましては、経営事項審査の客観的なデータなど、他のデータ等、使用できるデータを利用して対応を行いたいと考えております。最後に、評価項目の枠外に舗装工事のところに米印の混合入札時の特例というものを記載しております。これは、舗装工事で行います上位等級との混合入札で、AとB等級の両方を同時に指名する場合、ほとんどA等級の企業が指名されるという状況となりますことから、B等級の評価を一律に高くして、B等級の企業が一定程度指名されるよう特例を設けるものであります。

指名選定基準につきましては、試行の検証と見直しを重ねまして、入札契約監視委員会や関

係団体等の意見も聞きながら、よりよいものを目指していきたいと考えております。

農村計画課からは以上でございます。

○山下委員長 今、その他報告事項についての説明が終了したところですが、ここで10分程度休憩をして、またその後再開したいと思います。約10分程度ですから、52～53分ごろになるでしょうか、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時42分休憩

---

午後2時53分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

その他報告事項についての質疑に入ります。

○高橋委員 農業・農村振興長期計画について、1点だけ、ちょっと意味合いやら教えてください。17ページの(2)一番下の宮崎方式総合的作物管理技術を、もう少し詳しく説明いただくとありがたいと思います。

○工藤営農支援課長 総合的作物管理でございます。これにつきましては、まず作物を育てる上で一番基本になります土づくりをしっかりとやっていただくと。あとは、肥料管理、水管理、いわゆる栽培管理をしっかりとやっていただいて、健全な植物自体を育てる。その上に、化学肥料に頼らない安全・安心な防除をやるということで、その基本技術の上に生物農薬、あるいは最終的には天敵を使いまして総合的な作物の管理をすることで、収量アップ、品質向上を図るということでございます。

これにつきましては、本県が全国に先駆けて技術の普及を図っている状況でございまして、特に施設野菜、ピーマン、キュウリ等につきまして、技術の普及が、随時図られているところ

でございます。

以上でございます。

○高橋委員 ありがとうございます。

今、おっしゃった説明で、他県もやっているような気がするんですけど。

○工藤営農支援課長 いわゆる天敵あたりの農薬につきましては、キュウリの先進県であります高知県等でも使っておりますが、天敵だけと言ったら言葉は悪いんですが——基本になります作物の健全な育成という視点をしっかりやっているというところが、本県のこの技術の特徴でございます。総合的に、例えば、ピーマンですと、半年の作型の中に化学農薬を70回とか、そういうふうなことで定期的に使うんですが、生物農薬なり天敵農薬を使うことによりまして、化学農薬の散布回数を例えば20回とか、そういうふうなことで減らすことによって、化学農薬に過度に頼らない栽培をするということでございます。

○高橋委員 この2件という数字は、これは、作物の件数ということですか。

○工藤営農支援課長 先ほど申し上げました施設のピーマン、それとキュウリ、この2つにつきまして、技術的にほぼ確立されてきているということでございます。

今後、さらに新たな品目の取り組みを強化していくということで、宮崎方式のこの技術をしっかり現場に定着していくように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○高橋委員 大変、ありがたい御説明で、何か、これに価値っていいですか、他県がまねっていいですか、何かお金が来るような、そういうものが期待できるんでしょうか。お金というか、特許といいましょうか。

○工藤営農支援課長 もう一度お願いいたしま

す。他県の……。

○高橋委員 いわゆる宮崎方式という名前をつけるぐらいだから、他県がまねするときには、何か見合ったものといいますか、所有権ですか、特許みたいなそういうものがつくんでしょうか。

○工藤営農支援課長 いわゆる、そういう特許的なものではございませんで。そういう技術を他県がしっかり、それを宮崎の今の現場で普及しているレベルまで実施をするというのは、やはりなかなか難しいものがあるというふうに考えておりますので、そういう意味では、宮崎が一番先進県というふうなことで考えております。

○高橋委員 何か、もったいないような。自慢に終わるんですね。ごめんなさいね。大変すばらしいことだから、またこういう技術を他の品目に広げていただくとありがたいと思います。

次に、19ページ、20ページにかけて、水産の振興長期計画ですけど。

例えば、19ページの一番下の新たな漁場改善計画というのが、24年度は5件っていう実績が出てます。ただ、22年度はゼロだから、当然100%になるんでしょうけど。これに加えて、例えば、可能性に何件ぐらいは漁場改善計画がくれるんだよとか、そういうのがあるとイメージしやすい、この5件というのは。

例えば、20ページの漁協等に新たな流通なんかもそうですし、漁港整備（静穏度対策）とか。あと、一番下の地域での意見交換等を行う場の創設数っていうのが3カ所と。新たにできた数字なもんだから、これが最大このぐらいまでは可能になるんですという説明があると、この数字っていうのがイメージできるなと思うんで。もし、ここで、何か説明できればお願いいたします。

○神田漁村振興課長 漁村振興課でございます。

この5件という「件」というところで、単位の問題になってこようかと思えます。漁場改善——ここで示す漁場は養殖の漁場という形で考えていただければということで、一つのエリアという形になろうかと思えます。そうしますと、宮崎県の養殖場は、北浦地区、島野浦地区、それとあと延岡と、あとは門川と、あとは串間のほう。大体これで、もうほとんどの養殖場を網羅してしまっている。だから、漁場計画をつくっておりますんで、あとは中身をどうやって濃くしていくかというパターンになっていこうかと思えます。そういうことで御理解賜ろうと思えます。よろしくお願ひします。

**○高橋委員** ありがとうございます。今の件でいうと、この100%は正真正銘の100%だということで理解をしていいんですね。

先ほど申し上げましたけど、ほかの漁協等による新たな流通とか、これは8件ですか。漁港整備は、これは、まだ限りなく求められるところがあると思ったりします。あるいは、地域で意見交換等を行う場の創設数とか、3カ所で100%。これも、もうここが理想的なといいますか、到達するところだよということで理解すればいいんでしょうか。いま一度、説明ください。

**○神田漁村振興課長** まず、漁港の整備の静穏度の整備箇所でございますけど、整備につきましては、平成27年度までの5カ年計画の中で9カ所——23漁港ございますけれども、そのうちの9漁港につきまして整備していきますという考えの中で、24年度は本来予定しておりました、\*3漁港のうち1漁港の整備が、1つ終わったということでございます。

それとあと、地域で行います意見交換会につきましては、地元の市とか漁協とか、そのあたりが一緒になった意見交換会の場を作成しよう

ということで、今は働きかけてはいるんですが、なかなか動きがちょっと弱いところがございまして。現在、その3カ所といいますのが、島野浦、日向、串間地区でございまして、まずは、これを維持していくというのがポイントかなと思っております。

以上でございます。

**○高橋委員** 御説明がありましたように、おおむね計画どおりに進んでるということで理解をしたいと思います。ありがとうございます。

済みません、続けてお願いします。24ページの早期水稲ですけど、価格の関係で申し上げますけど、これは24年産、6月までの平均価格だから1万8,587円なんでしょうけど。いわゆる、販売時期によって、去年は60キロで2万を超えてるんです。だから、それは先ほど説明がありましたように、東日本大震災の関係で、原発も含めてですけど、それで価格が高騰したということ。

あと、今回、大きいところで3,000円ぐらい下がってます。だから、結局、米余りっていいですか、そういうところがかなり影響しているのではなかろうかという話も聞きますが、そういうところを、いま一度、執行部のほうで詳しく分析してらっしゃるところがあれば、説明ください。

**○日高農産園芸課長** 今、御指摘いただいたとおりの価格の状況になっておるんですけども。確かに、昨年の場合、24ページの下のほうですけども、1万6,500円という一番出だしのところが、昨年が2万1,000円ということでスタートしてございまして、一番下のほうでございまして、この8月31日現在までのところであれば1万8,800円だったというような状況でござ

※107ページに訂正発言あり

います。さらに、この後の価格がちょっと下がったということで、去年はトータル平均で1万8,587円となっておりでございます。

その下がった理由につきましては、やはり、去年が高かったというのが、まず一つあるんですけれども、ことしが、22年、23年に落ち着いてきているというものの中には、やはり一番は、御指摘あったような米余りの状況でございます。御案内のとおり、一昨年から昨年にかけても米の消費量というのが下がってきてございまして、1人当たり大体58.3キロというようなことで、ピーク時の昭和37年に比べて半分以下というような状況になってございまして。いわゆる流通在庫自体を見ますと約250万トン程度が、例えば産地であったり、もしくは販売店であったり、卸売業者であったりといったところに在庫として残ってございまして、これがある意味、史上最高の在庫の状況になってございまして。この部分をいかにはかしていくかということが、今後の、いわゆる米がいかにその価格が回復するかというところの一番の鍵になるのではないかとこのように考えてございます。

**○高橋委員** 将来的にTPPも控えてるし、ある意味、なかなか期待できない。去年が高かったものだから、ことしの作付は農家が期待されたんですね。ある面、非常につくりにくくられてる方も多くて。消費拡大も、宮崎県だけではもう無理ですから、これは全国的な取り組みをしないとなかなか難しい。ですから、いろいろその辺もまた取り組んでいただきたいと思います。

先ほど、アンケートの関係がありました、実態調査。よくまとめていただいたと思います。私も、実は、このアンケートに答えた一人、農家でございます。それで、1点だけ、今後の営農

指導とか支援に大変役立つ資料になると思うんです。それで、8ページ。せっかくまとめてらっしゃいますから、また今後のためにも思って申し上げますが。例えば、県北でいうと、延岡とか門川と椎葉とか諸塚をひとくりにするのは無理があると思うんです。だから、ある意味じゃそこは切り離さないと、結局、宮崎県は7ブロックという定義が、一つのすみ分けがありますが。そういうところを、せっかくこうやって積み上げられた調査だから、今後また参考にさせていただければいいなと思って。これも御意見を申し上げます。

済みません、長くなって。最後に建設工事の指名競争入札の関係、試行ですが。これは、ちょっと実態に対する質疑になりますけど、25ページに応札状況、あるいは参考とした一般競争入札ということで出てますが。きょうの新聞でも、環境森林部が所管する工事の説明がありましたけれども。最大99.9%。いろいろと理由はあると思うんです。積算技術が、建設業者もかなり能力が上がって、そういうところもあるだろうということも考えられますから。その辺の農政水産部所管の条件つき一般競争入札の99.9%があったのかどうか。それと、こういう数字が出た理由を簡潔に説明してください。

**○宮下農村計画課長** お答えいたします。今、お尋ねは、参考のところの条件つき一般競争で、②の最大が99.9%に対しまして、農政水産部では一番高かったのが97.4%という落札がございまして。これは、南那珂農林振興局管内で行われました農地保全事業でございます。これに関しましては、2者応札がございましたけども、97.4%という高い状況でございます。

これにつきましては、委員からもございましたように、近年の積算能力の向上もございまして

が、一方、最小は、農政水産部では90%となっておりまして、これも同じく南那珂農林振興局管内の農地保全事業でございます。

やはり、個々の業者さんの積算能力もございませけれども、発注する時期によりまして、抱えております事業のあんばいとか、それから同じ農地保全事業でも条件のいいところと悪いところ等についての業者さんの考えの中で、予定価格から最低価格の中で応札をされているものというふうに推測をしております。

○高橋委員 よくわかります。南那珂ということで、私も想定できる、あそこだなと思ったりするんですけど。2者という、いわゆる業者が少ないじゃないですか。やっぱり条件つきだから限定されてくると思うんですけど。特徴的に、2者とならざるを得ないというところを、ちょっと教えてください。

○宮下農村計画課長 一つは地域的なことではありますが、南那珂管内の業者さんの数が少ないということもございませ。あとは、我々のほうからは申し上げにくい話でもありますが、やはり農地保全事業等という細かい作業で、細かい管理等を求められる仕事で人気がないという部分もあるのかと思っております。

2者という数字が適正な数字だとは考えておりませけれども、条件付きの一般競争入札ということでございませから、広く一般から公募しているというシステムの点から考えれば、適正な競争は行われているというふうに考えております。

○高橋委員 やむを得ない結果だということで理解はしたいと思ひます。

ちなみに、97.4%の工事価格。

○宮下農村計画課長 1,300万円ほどの工事でございます。

○緒嶋委員 農業・農村振興長期計画、この冊子の2ページ、「5年後のめざす将来像」と書いてあるのと、この下の平成32年と、この農業の産出額、3,073億から3,225億。これは32年のあれですか。5年後に目指しとると、ちょっと整合性がないわけだけど、これはどういうふうに理解すべきですか。

○鈴木農政企画課長 済みません。こちらは、平成32というのが正しくて、「5年後のめざす将来像」というところは、基本フレームの下にこのような形が本来は正しかったということでございませ。そういった意味で3,225億というのは、32年、10カ年の計画でということでございませ。

○緒嶋委員 これは、こういう書き方がいいかどうかというのは、ちょっとあると思ひますが。

問題は、今、TPPがどうなるかわからんわけです。その結果次第では、この計画は見直すのかどうか。

○鈴木農政企画課長 なかなか難しい御質問だと思ひていませ。どうなるかわからないというのが、まず一つございませし。一つ、申し上げれば、もちろんこの数字的なものというのは、ある前提を置いて、仮定を置いてやってるものですので、TPPとかそういう大きな情勢ができれば達成がなかなか難しくなるかということもあると思ひます。

一方で、この計画に記載したのは、小さな数字以上に、こういう方向で進めていくんだという基本理念を10年間の計画という形で作っているということがございませるので、どのぐらいの大きなインパクトがあったときに、新しい計画として立て直すべきなのか。それとも、やはり新たな成長産業化という形で進めた平成23年

の考え方をしっかり進めていって、その上に対策を積み重ねていくという形がいいのかというのは、今の段階ではなかなか、どうだというふうにはお答えできないというのが正直なところでございます。

○緒嶋委員 結果次第では、そういうふうになる可能性はあるんですね。

○鈴木農政企画課長 それについては、しっかりと状況を見ながら考えていく必要はあると思っております。

○緒嶋委員 それぞれ、数字は何%とかいうのは出ている。これは、この計画とすればT P Pは関係なしに。しからば、1戸当たり、どういう規模なら幾らぐらいの農業所得を目指すかというのが、モデル的なもの。総合的には産出額がこういうふうになりますよという。なら、1戸の農家ならどうなるんですか。1戸の農家とすれば、モデル的なものを含めて考えれば。これは、やっぱり何か基礎があって、この数字が出たんだろうから。結果とすれば、ミクロ、マクロで見ればいろいろ出るから、1戸当たりでどういう農家の形をとれば、どれだけの所得とか生産額になるかというものがあって、ある程度の産出額が算出されると、ちょっと意味がないんじゃないかなと思いますが、そのあたりはどうですか。

○工藤営農支援課長 農業産出額につきましては、耕種、畜産、それぞれの産出額の合計ということで、現在の生産面積、生産額、それを踏まえて今後の施策を打つ中で、これだけの額をしっかりと確保していこうという数字が、この3,225億というふうに理解をしておりますが。

緒嶋委員のおっしゃいました農業所得につきましては、議会等の答弁でも、これまで国の農業所得統計におきまして、直近ですと約200万と

いうふうな宮崎県の農業所得があるんですが。所得につきましては、実は、いろんな数字がございまして、前回の議会でも答弁があったと思うんですが。例えば、主業農家でありましたら、主業農家は約1万戸程度あると思うんですけども、イコール認定農業者だと思んですが。その方々の——サンプル数は少ないんですが、約500万円程度というふうな数字もございまして。また、J A系統の青色申告の組織協議会がありますけれども、そちらのほうの数字も、これは課税あたりも考慮した中で数字がありまして、例えば耕種農家ですと、やはり300万とかいうふうな数字がございまして。

そういうふうな統計のとり方によりまして、若干いろんな数字があるんですが。国の統計の調査を基本としまして、県内のそういう課税所得による数字とか、J A系統の数字とか、そこらあたりもしっかり現況を踏まえて、農家の所得の目標を、今後しっかり整理をしながら目標を立てていく必要があるというふうに考えております。

○緒嶋委員 沖縄なんかは、もうその数字が出ておるわけです。農業所得はいくらを目標にするとか。だから、産出額は、これは計算的にはこのほうがやりやすい。1戸の農家の所得といったら、所得率もあるし、いろいろ難しいわけだけど。やっぱり農家にすれば、頑張ればこれぐらいは、県も目標として農家所得を協力してもらおうし、我々が頑張ればそれだけになるというような目標があることが、やっぱり意欲も生まれてくるし、厳しい中でも頑張ろうという気持ちにもなるから。最終的にはそういうものが出てきたほうが、私は、本当に農家のためにはいいんじゃないかというふうに思いますので、今後、いろいろ検討してもらいたいということ



を要望しておきます。

次に、野生鳥獣の被害ですけれども、きのうも環境森林部にも言ったんですけど。この被害額の算定の見直しがあったということで、このようになったということは、実態が詳細に出てきたということで、ある意味ではいいことだと思うんです。過去は、国の交付金も、宮崎県は被害額が少ないから交付金の補助が、九州で最低だったということもあるわけです、3年前か。そういうことを考えると、これを基礎にして、今後の対策も立てなければならない。

私が一番心配するのは、農業面積が、平成21年が5万3,000ヘクタールで、平成32年も同じ5万3,000ヘクタールというふうになっておるわけです。この長期計画の2ページで、実際、中山間地では、イノシシや鹿の被害で、山林に近いところの農地は、つくってもその被害に遭うから、実際、もう耕作放棄地になってるわけ。そういう面積というのが、この被害額に入っておるのかなと私は思ってる。植えていないのは、被害額に入っているかどうか。そこあたりはどうですか。植えてないのは、被害額に入っておるかどうか。植えても収入にならないから、もともと植えないという、そういう放置農地の問題。被害額にカウントしてあるかどうか。

**○和田食の消費・安全推進室長** 今の緒嶋委員の御質問でございますけれども、それは被害額には入っておりません。

ただ、平成24年に行いました「みえる化事業」、これにおきましては鳥獣害を原因に耕作をやめた農地につきましても把握を行っております。昨年度、平成24年度1年間で鳥獣害を原因に耕作をやめた農地につきましては、427筆、41.74ヘクタールというふうになっております。

鳥獣被害による耕作の断念というのは、農家にとって苦渋の決断であると思います。ですから、その拡大に歯どめをかけるというのは、喫緊の課題だと認識しております。

**○緒嶋委員** 特に中山間地は、そういう深刻な状態が——毎日、イノシシ、鹿は、言えば暴れ回るわけだから、それは広がってるわけです。それだから、こういう問題等、農家の高齢化を含めた場合に、やはり、ますます私は——5万3,000ヘクタール、これは確保してもらいたいと思うけれども、この見通しは、これは、皆さん方、もう農地は全然減らないということですが、平成32年の目標として、こういう試算は大丈夫なのかなと。

**○大久津連携推進室長** この農地の耕作面積の目標につきましては、これだけ耕地面積がどんどん減ってきております。宮崎は農業県と言われますけれども、全国ではこの耕地面積というのは真ん中ぐらいの地位しかないということで、これについては死守するという形の最大の目標で立てましたけれども。やはり、現状的にはそういった、特に山間部については、担い手の高齢化による耕作放棄地の次に、生産性が低い、鳥獣害という問題での耕作放棄地という原因が出ておりますので、そういったところを勘案いたしますと、かなり厳しい部分ではありますけれども。一方では、生産性の基盤整備の整ったところ、こういったところの利用率をしっかりと高めることによって、逆に言って、農地の基盤、生産性の確保といいますか、面積をふやせませんけれども、耕地の利用率のほうで生産性を上げようと、そういうことも考えておりますので。最大限の努力目標ということで、私たちも肝に銘じて頑張っていきたいと思っております。

**○緒嶋委員** 私は、このまま行けば、これは大

賛成なわけだけど、現実問題としてこれが間違いない——生産性を上げるかどうかは、それは面積とは関係ないわけやから、面積が確保できるかどうかというのを聞いておるわけ。だから、これを確保できればいいですよ。そのためには有害鳥獣対策を徹底的にやって、農地を守りますとかいう、そういうものが出てこんど、この面積は守れませんよと私は言ってるわけです。

**○大久津連携推進室長** 耕作放棄地については、毎年、約350ヘクタールほど発生しております。一方では、この対策、再生整備なり、自主的な対策によって同じように再生整備が行われまして、今、宮崎の場合は耕作放棄地というのは、ほぼ横ばいでございます。

一方では、先ほども御質問がありましたように、今後、中間管理機構とか耕作放棄地対策、こういったものが来年から充実強化されるということも伺っておりますので、こういったものをフルに活用しながら、最大限——有効な資源でございますので、できるだけ減らないように頑張っていきたいと思っております。

**○緒嶋委員** そのとおりでありまして、減らさないように、ちょっと不安があるからこれを守ってくださいと、私はあなたたちを激励しよるわけやから、守るように。ぜひこれを、5万3,000を、平成32年には確保しましたと自信を持って言えるように。まだそのころまでは、あんたはおられるじゃろうから頑張ってください。

それと、早期水稲はこういう価格で、2～3年前に戻ったような価格だということを言われましたが、普通水稲に対する影響は、これはどう出るかと。この価格的な。これは、今から、もうぼちぼち収穫が始まったと思うんですけど。このあたりの影響は、今の時点でどう考えておられるか。

**○日高農産園芸課長** 普通期水稲につきまして、作柄的にも、何とか今のところ平年並みというような状況でございます。収量的にもそれなりにとれるだろうというふうに考えてございます。

全国的にも平年並みというような状況の中で、やはり全体的には米がどうしても余っているというようなものの中で、普通期水稲についても、例えばコシヒカリ、早期水稲の場合に4,000円ほど下がりましたけれども、そういう下がる率というのがどれぐらいかというのはちょっとまだわかりませんが、やはり一定レベルは下がらざるを得ないというふうに考えておるところでございます。そこの部分を生産者の手取りを確保していくために、それ以外のコストというのをいかに下げていくかということが非常に大切かというふうに考えるところです。

**○緒嶋委員** これはJAとか、その関係いろいろあると思うんですけど。相当下がるだろうなというふうに想定できると思っております。

次に、入札制度の指名競争入札。これは、10者指名して10者が応札をするのが本当は理想なわけですね。しかし、現場監督とかいろいろ、またほかの受注の関係で無理だというのは——だから、何で応札しなかったかという理由は、当然、皆さん方は指名したんだから、向こうにはその理由は、やはり知らせてもらわないかんと思うんです。ただ、ペナルティーがないから向こうは何もせんでもいいということではなくて、やっぱり、あなたたちが指名した以上は、指名されたほうには、応札しなくてもこういう理由で応札できませんでしたということは当然報告させるべきだと思うんです。それはやっておるんですか。

**○宮下農村計画課長** この試行につきまして

は、12月から3月にかけてまた分析をすることで、御報告を申し上げます。そのようなこともありまして、幾つかの辞退があった案件があります。それぞれの業者さんにつきまして連絡をとらせていただいて、理由を把握させていただいております。今後、また分析をしていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 ペナルティーはないということで、ぜひ、それはやるべきだと思う。

それと、本当に言われたとおり、これは100%までは落札は、落札率が100であってもいいわけですか。

○宮下農村計画課長 予定価格と同額までは入札として成立いたします。それを超えた場合は失格ということになります。

○緒嶋委員 それと、農政のほうの振興局と土木事務所が、西臼杵は同じ場所にあるわけです。ほかのところも、やっぱり組織が一体だから。土木で応札した人と、農政で応札した人が、両方落札したというようなことも聞くんですが、そういうことがあったわけですか。

○宮下農村計画課長 事実として1件ございました。

○緒嶋委員 それは、やっぱりできるだけバランスをよくというか、1者に受注が偏らんようにするというのが一つの——やっぱり一般競争でも偏ってないかというのを我々もいろいろ言われることがあります。一般競争の場合はやむを得んかなと思うが、これはもう価格競争だから。一般競争なら育成型とか総合評価とかで、価格だけじゃなくて、カウントして落札者が決まるけど。もう、この指名競争の場合は、価格以外には決定の方法がないわけですよ。そうならば、やっぱりそこ辺が2つなるというのは、土木事務所と振興局との協議というか、発注の

時期を含めて、そこ辺のバランスも考えないと。そういうこともあるし、受注した人は次は指名しないとかいうことも、うまく調整しないと、そういうことも今後ともあり得るんじゃないかと思ってるんですが。そのあたりの知恵というか、そこ辺はどう考えておる。

○宮下農村計画課長 委員御指摘のとおり、指名といいますか、落札の均等の観点から、余り好ましいことではないということで。発生した後、同じ管内で違う発注期間でこういうことが起きないようにということで、密に連絡をとるようにするというのと、あわせまして、落札をした後のデータを反映する時間を、即座に反映するというので、今、コンピューターで選定しておりますが、その中でも確実に反映させるようにシステムの改訂等を行っているところでございます。

○緒嶋委員 今は、いずれにしても試行だから、いろいろなことが初めての——6年以前はあったわけですけど——試行だから、いろいろなことが、課題が出てきてかえっていいと思うんです。その中で、本当にどういうのがいいかというのが、ベストというのはなかなかないと思うが、どれがベターかというのが、この200件の入札の結果で私は出てくると思うんです。だから、今はこれではいいとかだめとかということを我々もあんまり言いたくはありませんが。

いずれにしても、やはり、考え方としては受注者が偏らないような、そういう配慮は、今のうちにできるところは、当然やるべきだと思うんです。そういうことを含んで、土木事務所と振興局のほうでのそういう協議というか、それは十分やってほしいなというふうに思います。

以上です。

○蓬原委員 今の入札の試行なんですが、農政

水産部12件のうち落札決定が8件。あと4件は、今、進行中ということなんですか。それとも何か入札不調があったのか。

**○宮下農村計画課長** 8件と通知の12件の差の4件は、今、積算期間中、公告期間中でございまして、今後入札が行われる予定でございまして、この指名競争について不調等は、これまでの8件では発生しておりません。

**○蓬原委員** 今後、公共三部で200件程度ということで、この要領を見ると3割程度ということですから、逆算すると、この指名競争入札以外にも含めて、トータルであと700件程度あるのかなと。

そうなったときに、緊急経済対策、15カ月予算を去年、補正で組みましたよね。26年度には繰り越しがきかないそうですから、25年度中に終わらせないといけないと思うんですが、話を聞いてみると、うれし過ぎる悲鳴というか。去年のこの経済対策の分でいろいろ発注があって、うれしいことに仕事は多いと。あり過ぎる。業者は減ってますよね、かなり減ってます。職員も減らしてます。さっき監督の話も出ましたが、減らしてます。その中で、やはり応札はしていかないといけない。2件、3件とりました。とったけれども、じゃあ、今からどうやって工期を守ろうか。逆にそこに頭が痛い。うれし過ぎる悲鳴というのはそういうことだったんですけど。

そういう状況でございまして、25年度内には終わらないといけないということもありますが、この経済対策、「緊急」がついてるから、本当は緊急がいいんでしょうけれども。それを処理できなければ何もならない。また、工事の品質にもかかわる問題にもなってくるので。やはりうまく平準化を、できるだけぎりぎりの後ろの方

から工程を組んで、そういうことが必要でないかということと。

落札率が上がっています。これは生の声として聞いたことをお届けしますが、指名は確かにいただくと。あるいは一般競争入札もあると。入札に行きましたと。でも、ここで無理してとると、今は3つ仕事をとっている、もうヒーヒー言っていると。さっきのような状況ですよ。工期を割るかもしれない。だけど応札をしないといけないから、もう上を入れるというわけです。そこまでとりたいという意欲がないわけです。だから、恐らく99.9何ぼとか入れる。100までということですから、極端なことを言えば100を入れるかもしれない。100はないでしょうけど、例えば98.5とか入れたときに、それでもほかの人がもっと上を入れた。みんな同じ気持ちだと。結果的には落ちてしまったのかと。うれしいんだけど、落ちてしまったらどうしようという、こういう状況を生んでるわけですよ、現実には。だから恐らくこれから、そういう意味では競争性というのは下がっていくわけですから、入札の落札率は、もしかすると上がる方向に行くかもしれませんよということを、そういう状況にあるということをお話しておきたいと思うんで。

まず、一つお答えいただきたいのは、その発注時期の平準化というか、うまく経済対策が連続して出るように。ある時期、例えば、もう10月にはポーンと終わって、後が何もなくなるのも困るわけです。その辺のことのお考えを、ちょっとお聞かせ願います。

**○宮下農村計画課長** 委員からもお話がございましたように、この緊急対策につきましては、既に繰り越し予算であるということから、26年度への繰り越しができないということで、私ど

も公共三部で、この9月末までにできるだけ発注しようというところで発注をしている。そのことが、今、委員御指摘の状況を招いているということは、私どもも理解をしております。

我々の発注体制も、かなり予算の縮減の中で縮小しているところもあります。その中で、予算をたくさん消化するためには大きな工事を出していく。バランス等も考えておりますけれども、指名競争入札は3,000万円以下という小さな工事になりますが、なるべく一括して出したいという思いもあります。

ところが、それがこの時期に重なるということは、今言われたような高入札であったり、逆に言うと辞退者が多くなるというようなこともございますので、これも試行の中の一つであろうというふうに考えておまして、それに緊急対策が重なっておりました。我々も非常に頭を悩ませておりますが。建設業界等とも、今後、私どもが大きく出そうと思っているものを分割したら、どうやってとっていただけるのかというようにところも含めて、また協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

**○蓬原委員** そういうふうにいる知恵を絞っていただいて、効率のいい発注の仕方をお願いしたい。たしか、その公共事業が480億の中の380億でしたか。これが、結果的には終わらずに、国にお返ししないといけないというのも、逆にもったいない話であって。ぜひ、100%消化したいですね。そういう考えの中で、よろしく願いをしておきたいと思えます。

**○山下委員長** ほかにありませんか。

**○神田漁村振興課長** 漁村振興課でございます。

済みません。先ほど、高橋委員から御質問あった件につきまして、おわびと訂正をさせていただきたいと思えます。

委員会資料の20ページのところにございます、御質問のありました漁港整備のところの1カ所のところでございます。私、ここを漁港の数と申し上げたんですけれども、ここは3漁港3カ所で整備するという予定が、1漁港1カ所で終わったということで、申しわけございません、訂正をお願いいたします。

**○山下委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

**○前屋敷委員** 17ページで、農業長期計画の一番下のところですが、(2)のところのエコファーマーの認定数というところで、平成24年65%で1,696件ということですが、これは24年度の目標に達しなかったという意味合いですね。

**○和田食の消費・安全推進室長** 前屋敷委員がおっしゃったとおり、24年度の目標数に達しなかったということでございます。

**○前屋敷委員** それで、こちらのほうの冊子を見ますと、エコファーマーの認定数というのは、27年度で3,200件を目指してるといことなんです。残りの期間も少ないんですけども、目標達成できるのか。

それとあわせて、エコファーマーですから、その下のほうの家畜排せつ物のエネルギーとの関係も含めて、見通しはどうか、その辺のあたりも。

**○和田食の消費・安全推進室長** エコファーマーにつきましては、目標値は、おっしゃったように、27年度に3,200としておりますけれども、これは減少しております。

減少しておる要因としましては、平成13年度の初認定から、もう10年以上が経過しておると。そして、その認定者の高齢による離農者、これが増加しておるといような状況があるということが一つ。それと、2つ目が、補助事業の要

件となっている事業というのが少ないと、メリットがないというようなこと、それが2つ目でございます。

そういうことで、引き続き、化学肥料とか農薬の低減に取り組んでいるけれども、申請をしない農業者もいるというのが、減少の原因でございます。そういうような状況を踏まえまして、既に更新をしなかった方について、再度の認定の推進を行ったりとか、あるいは認定要領等を改正して、より申請様式の簡便化とか、そういう簡便な認証制度の形に持っていったりとか、そういう工夫をしていかなければならないと考えています。今のままですと、この目標値はなかなか難しいと考えております。

以上でございます。

**○前屋敷委員** 農業も含めてですけど、社会全体がエコという方向に進んでますので、やっぱり、その辺は、いろいろ困難な条件があるでしょうけれども、ぜひ達成に向けて御努力いただきたいというふうに思います。

もう一件。それと同じページの、ずっと上の(1)のウ、みやざきブランドの展開のところで、健康や環境の取り組み品目数というので、24年、4品目100%達成ということになってますが、具体的にこの4品目は何かを聞かせてください。

**○甲斐ブランド・流通対策室長** この健康や環境による取り組み品目ということでございますが、みやざきブランド戦略のほうでは、健康と環境というものに着目しましてブランド化を進めようとしております。

まず、健康でございますけども、機能性成分と栄養機能性成分の調査を今続けておりまして、13品目で、ビタミンCとかベータカロテンの含有量が五訂値に比べまして多い傾向にあるということがわかっております。その中でも、

ビタミンCというのが、宮崎県として日射量も多いということで、非常に多い傾向にあるということで、平成21年度から、そういうビタミンCの含有量を表示した販売というものをテスト的に行っておりまして、健康に着目した取り組みということではピーマンとゴーヤ、この2品目について今取り組みを行っております。

もう一つ、環境に着目した取り組みということでございますけれども、地球温暖化ガス、CO<sub>2</sub>の排出削減に向けた取り組みということで、カーボンフットプリントの表示販売というものをしております。これにつきましても、促成ピーマンと夏秋ピーマンの2品目で行ってるということで、健康2品目、環境2品目の合計4品目で、今取り組みを行ってるということでございます。

**○前屋敷委員** あわせて、最終目標が10品目になってるんですけども、これも具体的にあれば。

**○甲斐ブランド・流通対策室長** 先ほど、健康に着目した取り組みで13品目、多い傾向にあるものが見ついているということをお伝えしましたが。こういった品目の中で、特に、そういう五訂値に比べて多い傾向にあるものをとらえまして、品目数を拡大していきたいというふうに考えております。

**○山下委員長** よろしいですか。その他報告事項ですが、そのほかは何かございませんか。

**○蓬原委員** 飲酒運転の件です。前に話を聞いたときに思ったのは、結構夜まで飲んで、朝まで時間があつたにもかかわらず、引っかかってしまったということで。この前、事前に説明に見えたときにお話ししたんですけど、個人のアルコール耐性っていうのは物すごく違いますよね。飲んですぐ、例えば1時間ぐらいではかつ

てみると、簡単な市販のやつで。だから、それを、二度とこういうことが起きないように、職員の皆さん方に、そのアルコール耐性を、あなたは弱いよとか。強いと言って、逆にそれが裏目に出るといかんけど。その辺の個人差というのは認識させるというか、しておくことが、かなり必要なんじゃないかなというふうに思っています、そういうことを感じたもんですから。健康管理上、あるいはそういう事故が起きないようにという意味で。どうなんですか、その辺。

○興梠農政水産部次長(総括) 冒頭に部長がおわび申しあげましたけれども、今回の件につきまして、大変申しわけなく思っております。

それで、今お話がございましたように、確かに個人によってアルコールの検出状況が違いますし、分解状況が違うということでありまして。今、各振興局とかを私どもの総括補佐が回っておりますけれども、そういう中で、そういう話もさせていただいています。そして、公費では買えませんけれども、例えばアルコールチェッカーでありますとか、そういったものは互助会費、親和会費あたりで買えますし、また個人でも買えるわけですから、そういったものを用意していただくとかいうことも必要でございます。

今回については、いずれにしても、本人としては回避行動は一応とっております。非常にストレスや何かもある職場だろうと思っておりますけれども、そういう中で職員を慰労したという動機については、非常によい面があったわけでございますけれども。飲酒だとか酒気帯びの悲惨さを考えますと、やはりそこはきちっと襟を正しておかないといけない。公務員として、やはり高い倫理観といいますか、コンプライアンスの実践を求められますので、その一環でもあるということで、その認識の徹底を図っているとい

うような状況でございます。

そういうことで、しっかり取り組んでまいりますので、どうぞ、またよろしく願いいたします。

○山下委員長 ないようですので、これで農政水産部の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時44分休憩

---

午後4時2分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うこととなっておりますので、24日火曜日に採決を行うこととし、再開時刻を13時30分としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 ないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後4時3分散会

平成25年 9月24日(火曜日)

---

午後 1 時30分再開

---

出席委員(8人)

委 員 長	山 下 博 三
副 委 員 長	有 岡 浩 一
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	蓬 原 正 三
委 員	横 田 照 夫
委 員	岩 下 斌 彦
委 員	高 橋 透
委 員	前屋敷 恵 美

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

---

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	佐 藤 亮 子
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

---

○山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第1号及び第2号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等あり

ませんか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時30分休憩

---

午後 1 時42分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 ありがとうございます。

次に、閉会中の継続審査についてのお諮りをいたします。「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、引き続き、閉会中の継続審査といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時42分休憩

---

午後 1 時48分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

宮崎県農業会議との意見交換会につきましては、成長産業・TPP対策特別委員会と協議し、合同審査会を開催したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それではそのように決定いたします。

詳細については、調整の上、後日お知らせをいたします。

次に、10月31日の閉会中の委員会につつまし



平成25年 9月24日(火)

では、執行部からの報告を受けるということで、  
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それではそのようにいたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 よろしいですか。

なければ、以上で委員会を終了いたします。

御苦労さんでした。

午後 1 時48分閉会



署 名

環境農林水産常任委員会委員長 山 下 博 三

